

第九十三回国会 衆議院 通信委員會議録 第三号

昭和五十五年十月二十二日(水曜日)
午前十時五分開議

出席委員

委員長 佐藤 守良君

理事 伊藤宗一郎君 加藤常太郎君

理事 畑 英次郎君 堀之内久男君

理事 阿部末喜男君 鈴木 強君

理事 島居 一雄君 西村 章三君

理事 足立 篤郎君 秋田 大助君

理事 鴨田利太郎君 川崎 二郎君

理事 東家 嘉幸君 羽田野忠文君

理事 早川 崇君 吹田 愷君

理事 森 美秀君 森山 欽司君

理事 久保 等君 武部 文君

理事 楠 兼次郎君 野口 幸一君

理事 竹内 勝彦君 木下敬之助君

理事 藤原ひろ子君 村上 弘君

理事 依田 実君

出席國務大臣

郵政大臣 山内 一郎君

出席政府委員

郵政大臣官房長 奥田 量三君

郵政大臣官房経 澤田 茂生君

理部長 魚津 茂晴君

郵政省郵務局長 嶋 光一郎君

郵政省貯金局長 守住 有信君

郵政省電気通信 岡野 裕君

政策局長 岡野 裕君

郵政省人事局長 岡野 裕君

委員外の出席者

日本電信電話公 秋草 篤二君

社総裁 日本電信電話公 玉野 義雄君

社総務理事 日本電信電話公 西井 昭君

社営業局長

日本電信電話公 稲見 保君
社業務管理局長
通信委員会調査 芦田 茂男君
室長

委員の異動

十月二十一日

辞任

福永 健司君

同月二十二日

辞任

武部 文君

同日

辞任

野口 幸一君

補欠選任

東家 嘉幸君

補欠選任

野口 幸一君

補欠選任

武部 文君

本日の會議に付した案件
郵便法等の一部を改正する法律案(内閣提出、
第九十二回国会閣法第二号)

○佐藤委員長 これより會議を開きます。
郵便法等の一部を改正する法律案を議題といた
します。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。西村章三君。

○西村委員 私は、郵便法等の一部を改正する法
律案に関連をいたしまして、郵政事業特に郵便事
業の現況とそのあるべき姿について質問を行いた
いと思います。

まず、現在のおが国の経済状況がきわめてむず
かしい局面に立たされておられることは御承知のとお
りであります。特に消費者物価の上昇というものが
非常に懸念すべき事態であることは、今国会の

本會議における総理の所信表明に対する各党の代
表質問の中の論議でも明らかかとおりでございます
す。また、政府が昭和五十五年経済見通しの中
で公約いたしておられますところの六・四％の差
成、これが非常に困難だと見られておりますし、こ
れが春の予算修正の中で、四党合意で措置をさ
れました物価対策の特別費、この五百億の使途を
含めまして、緊急な対策が求められております。

このような時期に、公共料金である郵便料金の大幅な
値上げと法定制緩和が行われるとすれば、これは一層インフ
レプレマインドを助長し、さらに憂慮すべき事態を招来すると思われま

す。そこで、お尋ねをいたしますが、大臣は、物価
抑制の最も重要なこの時期、今日のこの段階にお
きまして料金改定を行うことは、タイミングの上
で適切だと考えておられるのかどうか。

いま一つは、昭和五十五年消費者物価の上昇
率六・四％、これを抑えること、これ以内にとど
めること、この関連において、今回の料金改定と
いうものをどのように理解をされておられるのか、ま
ず伺いたいと思います。

○山内國務大臣 いま経済におきまして物価抑制
ということが一番重要であるということ、深く
認識をいたしていらっしゃるところでございます。政府決
定の消費者物価上昇率六・四％、これは政府決定
でございまして、郵政省といたしましては、これを
守るよう努力をいたさなければいけない、
こういうこともよく知っていらっしゃるわけございま
す。

もう一つの面において、郵政事業の赤字が累積
をいたしておりますので、これも解消していか
なければいけない。そこで、われわれ好んでやるわ
けでございませぬけれども、どうしても値上げは
お認めをいただかなければならぬが、その案
というものはできるだけ物価の上昇に影響を少な

くするように、たとえば値上げの時期を郵政審議
会の答申よりもずらせるとか、あるいは価格につ
いても工夫をするとかいろいろいたしまして、最
小限度ぜひこれだけはお断りを申し上げたい、こ
ういうことで提案をいたしている次第でございま
す。

○西村委員 いろいろと今回の料金値上げにつ
いての配慮を加えておられることは、ただいまの答
弁でわかるわけでございます。ただ、政府の目標
であります六・四％、これをどうしてもいまから
抑え込みますためには、これから月間の消費者物
価指数というものを約四・二％以内に抑えていか
なければこの目標というものが達成をされない、
こういう時期でございまして、したがって、そうい
う時期に、たとえはいまこれが今国会で成立をす
るといたしますと、公布の日がいつになるかまだ
定かではございませぬけれども、早急に実施をさ
れるだろう、こういう見通しがございまして。そう
なりますと、勢い六・四％、月間にいたしまして
四・二％以内に抑え込むことが、いまこの料金を
引き上げることによって非常に一つの問題が出て
くる。私はそういう意味で、やはり政府の關係と
しての責任ある立場から、もう少し時期をさらに
おくらせるというようなことは考えられませんか
でしょうか。

○山内國務大臣 御提案いたしましたのは十月一
日からでございますが、もうすでに控えている
わけでございます。

そして、どのくらい影響があるか試算をしたわ
けでございまして、これは数字の上の計算でござ
いますけれども、今年度じゅうに、十月一日から
値上げして、いまの原案では〇・四％、六・四
のうち〇・四の影響があるであらう、こういう
試算がされているわけでございます。

率といいますが、生活にはね返る指数でございすが、しかしこれに関連、運動して間接的に波及効果も及ぼすものでございすから、その辺のことは十分に御検討いただいて、さらに慎重に取り扱っていただきたい。特に、実施時期につきましましては御配慮をいただきたい、かようにお願いをいたしておきます。

そこで、具体的な質問に入る前にもう一点、大臣にお伺いをいたしておきたいのでありますが、それは、ことし春の通常国会でこの郵便法の改正案を提出する時点、一月の二十五日だったと思ひますが、政府・与党、自民党の総務会で、この郵政事業の合理化努力がきわめて不足しておる、そのことを理由にいたしまして、この値上げ法案を国会に提出することを了承せずに差し戻した、与党、自民党の通信部会と郵政省の間で再検討せよ、こういう異例の決定がなされました。そして、再検討された結果は、結論として、今後三年間は値上げをしない、二つ目には合理化あるいは効率化、これをさらに進める、三つ目はサービスの改善、厳正な職場規律の維持と労務管理の徹底を図る、こういう報告がなされて、当時の大西郵政大臣もこれを約束されて、国会への提出が決まった、こういういきさつがあるわけでありま

す。

そこで、お尋ねいたしますが、この総務会の了解事項については山内新大臣も御存じのことでありましようし、当然これはそれなりの提出のいきさつというものを尊重される、私はこう解釈をいたしておるのでございすが、御異議はございせんか。

○山内国務大臣 私も尊重してやっています。○西村委員 尊重してやっていくというお話でございす。したがって、私は、今後三年間は値上げをしない、あるいは合理化、効率化をさらに進める、そしてサービスの改善あるいは職場の規律を守って労務管理の徹底を図る、こういう理解をさせていただきますが、ただ今回のこの法案の中にはいわゆる弾力条項、法定制緩和の問題が

入っているわけではございす。これが可決をされた時点でございしても、省命で決められる、改定できる場合、これも含めて尊重していられ、さういふうぐあいに理解をしてもよろしうございまいらうか。

○山内国務大臣 御提案してございす法案の中にもいろいろと厳しい条件が入っているわけではございす。したがって、それらの条件を満たすようにこれからやるをいたししても、その線に沿ってやっていますわけではございす。

○西村委員 わかりました。

今回の値上げは、いわゆる消費者物価の上昇に、いま申し上げましたように大きな影響を与えらる。そこで、先ほどの自民党の総務会の決定の中にもございすは合理化努力といふものが十分ではなかつた、こういうことが端的に指摘をされております、先般来の本委員会の中の議論でも、このことが強く指摘をされております。

そこであるとするならば、赤字分だけは値上げによつて解消するんだという安易な物の考え方ではなしに、やはりこれはまず効率化あるいは合理化、この努力といふものが何よりも先決だと思ふのであります。民間の場合でも、決算で赤字が出ましたときには、いかに歳出を減らすか、これは大から小まですべて同じだと思ひます。この合理化努力が足りないといふことでございまして、私は、そういう意味で、まず値上げの前に合理化努力をすべきだ、こう思ひますが、大臣、いかがでございまいらう。

○山内国務大臣 従来もいろいろ効率化あるいは能率化を高めるために、郵便番号の採用による機械的な仕分けの問題あるいは自動的にスタンプを押せるような大型の機械を導入いたしましたし人件費を節約するように努力をいたしましたけれども、なお足りませんので、今後さらにそういう面において努力を続けてまいりますけれども、まだ機械化も全郵便局に回っておりませんし、そういうものを整備しながら、さらに努力を続けて

まいりたい、こう考えております。

○西村委員 そこで、具体的に御尋ねをいたしますが、郵政事業、そのうちの特に郵便事業ですが、今日までどのような合理化努力といふものをされたのか。これは、効率化、合理化、この努力といふ言葉は過去しばしば言葉のようになつてしまつておるわけではございすけれども、実態としてなかなかわれわれの目には触れてこないわけではございす。

前回の五十一年度の値上げ以降具体的に努力実績といふものを、まずそれを示していただきたいと思ひます。

○魚津政府委員 前回の料金値上げ以降の具体的な合理化、これをどのような施策をとってきたかというお尋ねでございす。

まず、前回の五十一年度以降という前から具体的に合理化施策を続けてまいっておりますので、お尋ねの五十一年度以降ということよりも前からちょっとさかのぼらせて御説明させていただきます。わけではございすが、まず、昭和四十三年に郵便番号制を採用いたしました。そして、それと一体のものとして、郵便番号自動読み取り区分機の導入をいたしました。

それから、局内作業の機械化といふものも、搬送設備だとか書留の配達証等の複写機といったものも段階的に進めてまいっておりますわけではございす。

それから、先生御案内のように、たとえば大阪でございす大阪小包集中局といふものができましたが、それ以前に東京におきましては南北二局の小包集中局もつくりました。

それから、定形外の郵便物を集中的に処理してスケールメリットというものをねらいまして、晴海の定形郵便物の集中処理局もつくれたわけではございす。

そのほか、当然のことといたしまして、外務作業においては自転車からバイクというような機械化の施策も、じみではございすが、一步一步進めてまいりました。

そして、それを受け継いで前回の料金改定後というふうなことで今度申し上げたいと思ひますが、郵便番号の自動読み取り区分機、これは当初は約十萬通くらい処理する郵便局という大局用の機械といふことで開発を進めてまいりましたわけではございすが、そのような大型の自動読み取り区分機の配備が大体完了いたしましたので、今度は引き受けが約三萬通程度、中規模局といつたらよろしいかと思ひますが、そういうところにあふましい小型の郵便番号自動読み取り区分機を配備し始めたわけではございす。

それから、小型の取りそろえ押印機、こういうようなことも着実に進めてまいりました。

それから、郵便の外務作業の省力化を図るというところで、集合受け箱の設置にお客様の理解と協力を賜りながら、その辺の設置を積極的に進めるということもやっております。

今後でございすが、従来から実施してまいりました、いま御説明を申し上げた施策を当然のこととして継続、促進をすると同時に、新しい機械の開発のために私たちが努力をしているわけではございまして、たとえばバーコードの郵便物処理、それから音声入力による郵便物処理という新しい機械の開発にも努力をするというふうなことも続けてまいる所存でございす。

それから、昨今、新聞等でも報道されました生方御案内のところではございすが、配達度数を今日の目に見直しまして、一度をやつたらどういふお客様への影響があるだろうか、そのことによつて効率化の施策にならぬだろうかということでも実験をすることいたしました。

それから、窓口取扱時間、これも外国の実態も私たちが調査したしているわけではございすが、本当にお客様に現在の窓口取扱時間がぜひとも必要であるかどうか、そういうふうな観点からも、減量経営的な施策の一つとして今後続けてまいらう。

いろいろ申し上げさせていただいたわけではございすが、郵政事業の最大の課題は、合理化、効

率化が今日の課題としてあるだろう、しかしながら一方、合理化、効率化の施策というのは労働力の集約性の高い郵便事業にとつては一番むずかしい問題である、特に郵便事業のサービスは国民生活の日常に密着していることでございますので、お客様への影響もいろいろ大きいだろう、周辺部門の問題はいろいろあるわけでございまして、そういった点について条件を整えながら、お客様の御支持を得ながら、以上申し上げたような合理化施策を積極的に進めてまいりたい、かように思う次第でございます。

○西村委員 機械化の目的といえますものは、効率化を行うことによってコストを下げていく、これが目的であらうと思っております。いまおっしゃられましたように、郵便事業の大宗を占めるものは人件費、それは勢い定員削減あるいは定員調整、こういうことにつなげてくるわけであります。が、いまいろいろと申されましたこれらの具体的な人員の削減の効果をひとつ数字で示していただきたいと思ひます。なかんずく、特に強調されておりました自動読み取り区分機ですか、これが導入されたことによって一体何人の人を削減をする効果をもたらしたのか。大型、小型あらうと思ひますが、具体的に数字で説明してください。

○魚津政府委員 先ほど申し上げたいいろいろの施策を講じた結果、具体的にどのような人員の削減に役立ったかということでございますが、私たちが四十年くらいから、先ほど御説明をいたしましたいろいろと具体的な施策を続けてまいりましたわけでございまして、五十四年度、先年度までの間に、およそ一万七千七百七人の削減ができたと思っております。

か、集配施設の専用自動車化でございますとか、機動車の増備、こういうようなことでいま申し上げた数字が削減できたと考えております。それから、必ずしもある施策をとることによって、それと引きかえに定員を削減するというものではございませんけれども、ある施策によって処理効率が向上したということ、そういった効率を向上させる施策がなければ当然人がふえただろう、人をふやさないでやらねばならぬだろうということに、対応いたしまして、処理効率を高めようということから定員の抑制をするというようにメリットもあるわけでございまして、これがおよそ一万二千名。それからもう一つは、労働力の転力化ということで施策を講じているわけでございまして、たとえば小包配達作業の外部委託あるいは団地配達への主婦労働力の活用というような、本来の本務者の力によるものを外部能力を活用するという施策もございまして、それによっておよそ三千二百名、合計一万七千七百七人ということで、今日までの合理化、効率化施策の具体的なメリットを以上報告させていただきます。

さしていただいたわけでございまして、そこで、番号の自動読み取り区分機でございます。これについて具体的に話がございまして、これは一台機械を入れますと、それによって労働力がどの程度省けるかという計算をいたしまして人員というものの関連性を考えているわけでございまして、平均いたしまして一台入れることによって五・九名定員を削減する、こういうことでございまして。ただ、自動読み取り区分機を入れる局は、先ほど御説明をさせていただきましたように非常に大局でございます。非常に物数の増加も多うございまして、そうなりますと、定員を落とすというわけでは機械のメリットを生かすか、本来定員措置をすべきものを改めて増員措置を講じないという形で生かすかというような選択がございまして、五・九人相当の労働力削減を計算して具体的な措置を講じている、こういう次第でございます。

○西村委員 私先ほどお尋ねをしておりますのは、いわゆる自動読み取り区分機は五・九人に四敵する、こういうことでございまして、この導入をされたことによるいわゆる定員削減といいますが、これに見合ふ人数というのは一体どれくらいになるのでしょうか。自動区分読み取り機を導入したことによって、これによる人員の数、これをいまい尋ねておるわけです。

○魚津政府委員 五十四年度までに百五十六台で二百二十人削減をしたわけでございまして、

○西村委員 この一合理化等に伴う人員削減状況」という表をちようだいいたしておるわけですが、この中で、人員の指数が並んでおります。一台で約六人、大体五・九人、およそ六人を掛けたものがざらっとこう並びまして、六百二十人、こういう数字はなるほど出ておるわけでございまして。そして五十四年度以降五十四年度までの五年間の間に、郵便番号自動読み取り区分機の大型が全国の十局に約十台配備をされております。この機械は、ただいまもお話がございましたように、仕事の量といたしましてはいわゆる内務職員、これにかかわってくるわけであります。したがって、これは単純計算でまいりますと、一台六人といいたしましてもおよそ十台入れましたら六十人、剰余人員といえますか、これが出てくるのは当然のことです。ところが、これらの配備をされた十局の内務職員の増減は、トータルで減員をされた者がわずかに三局で計五名、逆に増員をされたのが十局のうち七局で総計百七十八名、差し引き十局で百七十三名がふえたことになっておるわけでございまして。億を超すような金額の機械を入れて何でこんなばかな結果になるのでしょうか。もちろん、先ほどのお話にもございましたように、この背景には、局の統合でありますとかあるいは集中化でありますとか、いろいろな要因もあつたでしょう。あるいは物量の増大ということも考えられるかもしれません。しかし、これは私は、この自動読み取り機の入りました十局の数字が端的に示しておりますように、実際には、これは実態的に定員調整が果たして行われているのだ

ろうかどうか、はなはだ疑問に思うわけでございまして。もちろん増員に対する抑制効果、これもわかりますけれども、しかし余りにもかけ離れた数字、十台入れて三局でわずか五名、大臣聞いておいでください、三局で五名減つただけなんです。あとの七局では総計百七十八名ふえておる、こういう実態が現実にはあるわけなんです。答えてください。

○魚津政府委員 ただいま先生から、機械が入っても減量経営、効率化ということにこの十局においては具体的に反映されていないのじゃないかという御指摘でございますが、私どもといたしましては、機械が入れば必ず定員を落とすか、その分定員の増を抑制するというメリットに絶対活用しているところがございます。

ただ十局というのは、私のような局に入つたか、機械とその定員の増減ということとはちよつと承知いたしてないわけでございまして、私どもいろいろといま申し上げているように、その効率化あるいは合理化という施策をやりますと、定員の増減というのはその合理化施策の結果、ある局が減つてある局に定員が移るというようなことも最近多いわけでございまして。五十五年の十月、鉄道の合理化に伴つて私どもの職場にもかなり影響の強い施設改修計画というものがあつたわけでございまして、それによって、たとえば大体百二十人定員を削減する、その百二十人のうちから百名を他の局に配置がえをして新しいシステムの仕事をするとしようということも最近非常に多く行われておるわけでございまして。

は機械のメリットを上回る郵便物の増大ということがあったものと私たち考える次第でございます。機械が入ったけれども人がふえるということ、そのこと自体としては私たち絶対にやらない、こういうふうな先生にお答えさせていただきます。たいわけでございます。

○西村委員 郵務局長が御存じないというのは、ことに遺憾だと思っておりますが、若干申し上げてみます。

五十一年度から五十四年度までに入りましたのは、局名を申し上げますが、牛込局、小石川局、昭和局、福井局、浦和、岡山中央、千鳥、千葉中央、大分、世田谷、この十局でございます。減っておりますのは、外務職員は別です、内務職員が減っておりますのは牛込で一名、小石川で三名、大分で一名。ふえておりますのが昭和で十名、福井はゼロということ。機械が入ってもそのままだ、こういう意味です。浦和が六十七名、岡山中央が七名、千鳥は六十名、それから千葉中央が三十二名、世田谷が二名、計減員された者が三局で五名、ふえたのが七局で百七十八名。

そこで、私は具体的にお尋ねいたしますが、こういうように機械化がせつ々しく推されても、この効果というものが、先ほどからいろいろ理屈を言われておりますけれども、実態としてこれは発揮されておらない。実際にどういう職場からどういう職場へ移ったのか、あるいは現状そのままで定員が据え置かれておるのか、この辺はどうでございますか。

○魚津政府委員 先生、具体的に局名を挙げて、その増減についてお話があったわけでございますので、その代表的なものを例にとってお答えさせていただきます。

たとえば浦和の局が六十七名も内勤で職員数がふえている、こういうことでございますが、これは、大宮の局で持っております分配事務、分配事務というものは私たちのいささかテクニカルチームでございますけれども、郵便物の区分をやる機能でございますが、その区分をやる機能を、浦和の

局が新築されました局舎のスペースに余裕ができたということ、その大宮の局の分配局としての役割りを浦和の局が引き継いだということから増員になったものでございます。

それから昭和の局でございますが、これは十名ふえていられるというお話がございました。これは、五十二年に新築になりましたので、隣に瑞穂の局というのがございますが、瑞穂の局で取り集めていた仕事を機械と関連させて、一局ごとに取り集めをするということと、じゃなくして何局分かを集めて一局が取り集めをする、大きな取り集め、大取集と言っているわけでございますけれども、そういう取り集め機能を昭和の局が持つようになったということからの事務量の増大に伴う定員の増、こういうことでございます。

ですから、最初に申し上げましたように、機械が入ればそれによって定員が少なくとも郵便の内勤段階で落ちるべきだ、それはそれで絶対に私たちが本来そうすべきなんですからやらせてもらっているわけでございますが、それと全く別の理由で、あるいはまた機械が入ったことをきっかけに総合的な効率化のシステムをつくるということの中から関連局相互間の増減が起きているということから、先生御指摘のような結果になったものと御理解をお願いいたします。

○西村委員 この自動読み取り区分機は、金額的にはおおよそ幾らぐらいのもので、どれぐらいの能力があるものでしょうか。

○魚津政府委員 昭和五十五年度におきましては、大型の自動読み取り区分機の単価は一億八千六百五十万円でございます。それから、先ほど今後の機械配備を重点的にやっていきたいということとで触れさせていただきまして小型の自動読み取り区分機が八千七百六十万円ということでございます。

○西村委員 これは一億八千万円以上もかかるもので、たとえばこれ十台で十八億ですね。先ほど申し上げましたように、機械化の目的はあくまでも効率稼働によってコストダウンを図っていくこと

となんだということでありまして、これはもちろん高い料金を負担していただいている利用者に還元をしていく、こういうことが筋なんです。郵政事業そのものは労働集約性の非常に高い事業でございます。それから、人件費が約九〇％かかっておる、それをいかに抑えていくかということがこれにつながってくるわけですね。ところが、実際に機械がこれだけ導入されておる、しかも高い金額のもので導入されておる、読み取り区分機だけでもい

ま申し上げた十局だけでもこれだけの金額がかかっておるにもかかわらず、実際のには余り効果を発揮しておらぬ。先ほどから一万七千七百七人抑制効果があつた、こうおっしゃるわけでございます。効果があつた、実際に定員がうまく配置もされておらないし、定員調整そのものもかけ声倒れで終わってしまった。数字の上ではなるほどそういうことにされておる、あるいは予算の上でもそういう措置がとられておるかも知れませんが、実際のにはほとんどないように私は思うのです。

もちろん定期異動はありましようけれども、それに伴ういわゆる配置転換、そういうものが出てこなければ私は納得がいかないと思つております。そういう意味では、本当に定員調整というものを本気になってやっておられるのかどうか、あるいは定員削減も本気になってやっておられるのかどうか、このことをもう一遍尋ねたいと思つます。

○魚津政府委員 機械を入れる、合理化施策を講ずるといふ観点を、いままです申し上げた以外の表現を使わせていただきますと、合理化というものはメリットを生み出して、そのメリットは国民にお返しする、職員にお返しする、それから郵政事業そのものの経営のために使う、こういう、大げさに言いますと合理化の哲学を持つておるつもりでございます。そういう観点からいたしますと、機械が入る、その機械によって、合理的な処理システムと相まってどれぐらいの節減ができるかというところについては、本当に、これは先生に私たちの立場を御理解願いたいわけでございますが、

真剣に考えまして、それによる定員削減ということをやつてきております。また、今後ともやつていくことをここでお願い申し上げます。たいわけに思ふ次第でございます。

○西村委員 確かに職員の方にも還元をしないかなきやならぬ、あるいは郵政事業そのものにもしていかなくやならぬ。しかし、ポイントにはやはり機械化、効率化を図ることによっていわゆるコストを下げる、結局は利用者へ一番先に還元するんだ、こういう姿勢がなければ、今回の料金値上げにつきましてもなかなか国民の納得が得られない、私はこう思うわけでございます。

いろいろと申し上げましたが、いま特にそのことにつきましては今後前向きでやつていく、こういう話がありました。大臣、このことにつきまして何か一言おっしゃつていただきたいと思います。

○山内国務大臣 いろいろ御指摘がございました、人的配置等の問題が主であつたかと思つて、けれども、ただいま郵務局長が答弁しましたように懸命にやつておる、こういうことでございますが、なお落ちこぼれのないようにいたします。手落ちがないように、さらにさらに気をつけて郵務局長を督促してやらさせていただきますと思つております。

○西村委員 関連をいたしまして、各事業部門の中で、業務遂行のためには言いながら、業務費以外にいわゆる物件費、営業費といふものが、そういう形で年間大量のアルバイトを雇つておられる。物件費に占めるアルバイト費といふものが、物件費の中の人件費の割合が何％ぐらいあるのか、年間の総経費というものは一体どれくらいかかっておるのか、アルバイトの採用が延べ人員で何人ぐらいあるのか。さらに、アルバイトを時期的に分けてまして、おおよそ年末年始だろうと思つてますが、その辺の分布状況を教えてください。

○岡野政府委員 人事局長でございます。これはもう先生御存じのとおりの中身になつてしまつたわけでございますけれども、私どもの郵便

局の仕事の中で言いますならば、恒常的な業務は本務者、常在員諸君の労働力におんぶをするというところではございますけれども、臨時的な事務量の増につきましても、本務者、常在員の超過勤務のほかに、非常勤の雇用によって処理をするというようになつてまゝで臨んでいるわけでございますが、ちょうど年末であるとか夏の繁忙であるとかというようにときには、郵便貯金、保険等も非常に大きな事務量増になりますものから、相当大量の非常勤を雇用するというような実態でございます。

お尋ねの、数字の面でお話を申し上げるわけでございますが、五十五年度予算の面からこれをながめると、全体では延べ約八百万人の非常勤職員を雇用するという考え方で対処しております。これは金額に直しますと二百八十八億圓に当たりますので、物価費全体は四百七十億圓、したがってパーセントにいたしますと七％である、これが全体の数字になるわけでございますが、先生お尋ねの郵便事業関係にしましては、郵便事業では二千七百三十六億圓、物価費全体は五十五万人、経費は二百三十六億圓、物価費全体は二千七百三十六億圓という計数になりますものから、パーセントにはじきましたところ九％になるというふうな数字をいま持つてまいっているところでございます。

なお、郵便関係の中でこういった非常勤職員を、どんなところにどのくらいの量を投入をするか。これは所管の方からお答えを申し上げたい、このように思っております。

○魚津政府委員 年末の非常勤の計画でございますが、そのときどきの物数の動向を見ながら、必要な労働力確保ということで非常勤職員数を決めるわけでございますが、昨今は大体二百十万前後という数に相なつておる次第でございます。

○西村委員 この非常勤職員、臨時職員ですね、これらの募集方法はどのような手段でやっておられますか。

○岡野政府委員 募集方法についての先生のお尋

ねなのでございますけれども、一般にはポスターを局前に掲示するとか、依頼状を常任的にお越しただいていただく方々にも発送をして、今回はどうであるかというふうなお知らせをするなどなどでございますが、ちょうどこれから始まりますところの年末繁忙などの場合には、やはり高等学校の学生さんにお越しただくということが非常に大きいわけでございます。ということでございますので、これは地方公共団体の教育関係機関等に赴きまして、これはこのくらいの労働量が欲しいのである、賃金単価はこのくらいである、お越しをいただいた場合の作業の取り運びはこんなである、おおむね何時間ぐらいであるというお話をいろいろ申し上げ、あるいは学校当局に直接私も出かけたあたりなどしてこの御協力をお願いをする。それから、ややきめ細かくいたしております措置といたしましては、非常勤職員の方の御父兄の皆さんにもあつた状態を申し上げて、いまお話をしましたような御説明をして御協力を仰ぐ等々、こんなふうな形で、なるべく働きやすいような環境になつていくから、ぜひお越しをいただきたいというふうなことで、対処をしていくところでございます。

○西村委員 父兄へ依頼状あるいは本人あてに依頼状を送られるということでございますが、これは、すでに一度そういう非常勤の職員を経験された人、か、一度そういう非常勤の職員を経験された人、これに対して出しておられるわけですか。

○岡野政府委員 当該本人あるいは御父兄の方へのあつた状態は、いままで私どもの非常勤雇用名簿、常々準備をしておりますけれども、そういうものに基づいていたしておるわけでございます。しかし、新規の非常勤職員にお越しをいただくという場合には、先ほどお話をしました教育関係機関であるとか学校御当局であるとかというところに御依頼を申し上げるというふうなやり方でございます。

○西村委員 新規の人は教育委員会なり学校へお願いをする、こういう御答弁でございますが、実

は私、ここに手紙を持ってきたております。これは、ことしの九月二十九日に私あてにきたものでございます。ちょっと読みます。「資料を送付申上ります。私の子供は本年四月都立千歳高校へ入学した者です。このような手紙が配達されて非常に困っている父兄の方が多々ございますので、今後「一切学校」を通じてアルバイトの申し込みをせよ、こういうことであります。私も中身を拝見いたしました。五通来ております。ことしの九月です。しかも発信局がみなそれぞれ違うのです。新宿北郵便局、渋谷郵便局、千歳郵便局、しかも本人は、そういう経験は全くございません。ことし初めて高校へ入ったばかりです。父兄あてに二通、本人あてに三通、ダブつておるわけですね。これは一体どういうところからその名簿を仕入れるのか。しかも、これは各局がそれぞれ協定もせず無差別に送っているのではないか。大臣、ちょっとこれをごらんください。これは学校教育上やはりいろいろ問題がある。親御さんも非常に不愉快な思いをしておられる。なぜ三つの局から、これはお互いに協定しないのですか。

○魚津政府委員 先ほど来、人事局長が一般論としていろいろ御説明申し上げたわけですが、いま先生御指摘の問題というのは、年末首飾に因連いたしましたアルバイトの雇用ということで郵便事業に深くかかわりがあるということで、私答弁をさせていただきます。これは、これは申し上げるまでもないことでございますが、これは申すの業務量というものは、平素の量に比べますと、小包で大体二・五倍くらい、はがき等の通常郵便は大體四倍を超える量になるわけでございます。そこで、国民の皆様方の御信頼に沿う成果を生むための要諦というのは、職員に時間外労働をお願いすること、いま一つは非常勤の必要数の確保であること、(西村委員「聞いていますことを答えてください」と呼ぶ)そこで、いろいろと各郵便局でその非常勤の確保をするというための苦勞があるわけでございますが、全国的に見ますと、先生おっしゃるように地域的におのずから協定が

行われて、そういう一人の高校生に何通ものあるいは何局からも来るということが考えられない地況の局もございまして、東京の場合ですと、御承知のような土地の事情でございます。一つの地域、一人の高校生に、たとえば世田谷なら世田谷を例にとりますと、四つの大きな局がございます。その世田谷区に住む人たちのところに四つの局からアルバイトに来ていただけないか、いま先生お示しになったようなお誘いをして、ぜひお願いいたしますという手紙というのはあり得ると私は実態としては考える次第でございます。

それから、本人の意向を考えないであるいは父兄の気持ちも察しないでというふうな点もございまして、これは私も学校当局と十分連絡をとるもの、やはり部分的には学校のアルバイトに対する方針がどうであるかというふうなことが徹底しないと、あるいは何らかのわが方を使つておきますところの名簿の不整備というふうな関係で、いま先生御指摘のような手紙がやってくる場合がある。

それからもう一つ、私の経験で、この手紙が行くということに因連いたしました、父兄にも行く、それから高校生にも行く、二重の通信事務のものが行くというふうな苦情も時折耳にすることがございました。これにつきましては、全国的に家庭とも連絡をとりながらということはもちろん当然やっておりますが、これは必ず高校生あてのもの、父兄あてのもの二通行くというわけじゃございませんけれども、中には同封で父兄あてと高校生あてというふうなこともございます反面、やはり子供と親は別人格だから別々にいたしたいというふうな要請のあるところもございまして、そういう要請のあつたようなところは部分的に二通の郵便を差し出しているというふうな実態もあらうか、かように思ふ次第でございます。

○西村委員 一々反論しようと思いませんけれども、その中を見ていただいたらわかるかとおりでありまして、子供さんあてに送つて父兄あての手紙

も入つておる、父兄あてのものがそのままのものが入つておる、こういうことでございます。だから私が申し上げたいのは、無差別、無原則にどこで手に入れてこられるのかわからぬけれども、それらを各局でそれぞれ持つてやつておるといふのはきつめてむだが多い、このことを申し上げたいし、また通信事務でこれをやつておられるわけですから、郵便局の方の腹は痛まぬのでしようけれども、通信事務そのものの適用基準と使用基準というものは、そういうものはあるのでしょうか。これは全郵便量のどれくらいの比率を占めておるのですか、基準とその量、比率を示してください。

○魚津政府委員 この無料郵便を差し出す場合には、郵便法の二十条でこういった要件に合致するのは無料郵便であるということが決められているわけでございます。それによる通信事務の郵便が年間どれくらい差し出されるかということは、私いま資料を持ち合わせていないので、まことに申しわけございませんが後ほど御報告をさせていただきます。かように思う次第でございます。

○西村委員 これは一通の手紙を配達するのでもずいぶん人件費がかつておるわけでございます。したがつて、やはりそういうむだをなくしていくということがいわゆる効率化、合理化なんです。したがつて、その場合はよく氣をつけていただきたい。

もう一つは、いま申し上げましたように無差別に、無原則にやらないで、一つの基準をつくつて呼びかけるのなら呼びかけていただきたい。どうでございますか、検討をされますか、改善をされますか。

○魚津政府委員 非常勤の確保のためのいろいろのやり方、ただいま先生御指摘の内容も十分踏まえて関係のところは徹底をさせて改善を図つてまいりたい。

それから無料郵便の要件は、先ほど申し上げましたように二十条に書かれている要件でございます。

○西村委員 次に、郵便区域、郵便局の設置基

準じやございません、郵便区域の設定基準について教えていただきたいのでありますが、郵便区域の設定基準というのとは一体どういふところに置いておられるのか、まず説明してください。

○魚津政府委員 この郵便区の設定基準としては、大体二つの原則を持つてやつておるわけでございます。一つは、行政区をもとにしてできるだけこれを分割しないように設定をするという原則が一つでございます。いま一つは、道路、交通、業務量その他の事由によつて分割する方がかえつて郵便物の集配上便利な場合等には行政区を分割して設定する、この二つの原則から郵便区を設定している次第でございます。

○西村委員 分割をしない——いろいろ原則があるのでしょうか、やはりその中で経済的な効果といふことも経済的メリット、それからいわゆる配達速度といふことも送達速度といふことも、これは当然の一つの基準であらうと思ふのです。そういうことから考へてみまして、現在の郵便区そのものが合理的に設定をされているかといふことと、これは局舎の立地条件その他によつてかなり違つてくる。しかも私も考へまして、各地方自治体の出張所の設置でありますとか、あるいは学校の進学区域の調整でありますとか、いわゆる人口急増地帯等に伴ういろいろな変更が他の行政ではほとんどやられておる。警察もそうでございます。あるいは消防署もそうでございます。警察ではマンモス交番所を置くとか、あるいは消防署の場合も出張所を設置するとか、その対応がきつめて柔軟に行われておる。ところが郵便行政の場合には、一つの局というものを基点に物々考えるものでござらざるやむを得ない面が出ておるといふことでございまして、いわゆる行政需要に対する対応といふことが、これが非常におくれているように私は思ふのであります。具体的な例を持つておりますが、もっと人口増やあるいは現実にマッチした対応ができないものかどうか、私はこの点を申し上げて再検討していただきたい、こ

う思ふのでありますが、いかがでしょうか。

○魚津政府委員 先ほど私の方からお答えいたしました原則によつて郵便区を設定しているわけでございますが、昨今二つの面から郵便区の調整というものを、従来のいささかも踏まえながら積極的に見直すべきだといふ情勢を私も承知いたしておるわけでございます。一つは、申すまでもなく、過疎化現象による郵便区の調整、一つは、過密化現象による郵便区の調整ということでございまして、先生仰せのとおり、郵便事業こそが一番社会経済の動向に即応した姿勢でもって施策を講じなくてはならぬということを絶えず念頭に置いておるわけでございます。郵便区の調整におきましても、まさにその観点から積極的に進むべきであるといふことで、五十年代で郵便区の調整百九十一件、百九十一局と言つた方が御理解願へると思ひますが、実施をしてきています次第でございます。

○西村委員 くだしく申し上げようと思ひますが、たとえば送達配達の基準問題でございますが、局の所在地からいわゆる四キロ四方ということになつております。ところが、新しく人口急増地帯に局ができて、目の前にもう見えておるところへ配達が行かない。それは他の局の所轄事項になつておるものですか行かない。こういうケースが実は私どもの地元の方にも具体的に多くあるわけでございます。したがつて、私も本間に局が新しく設置されたのなら、それに見合うような新しい区域というものを当然のことながら考へなければならぬ。かつての局から四キロ以上だから行かないのだ、ところが新しい局からは目の前に見えている、もの千米メートルも離れておらないところが送達が届かない、こういうケースがたぐささんあるわけですよ。そういう意味で、もっと合理的に基準の見直しといひますか、区域の設定の見直しはやるべきです。私は特に郵政事業はおくれていると思ひますよ。どうでございます。

○魚津政府委員 新しい局をつくるということはいましも。

新しい郵便区をつくるということになるわけでございますが、その郵便区をつくる際に、先生おっしゃる通りに、いろいろの条件を考へながら新局をつくるということとは、単に古い局舎を新しい局舎に変えるとかあるいは一局を二局にするというようなことだけでなくて、その地域社会に役立つサービスといふことを考へながら郵便区をそういう意味で計画していくべきでございます。事実、原則としては私たちそういうふうなかつて新しい局をつくる、そして新しい郵便区を設定するといふふうなやつてまいっているつもりでございます。いま先生の方々にあるといふお話の中には、いま私が言つておることはあたかもきれいことになるような具体的な事実をお持ちだと私は推察するわけでございます。私、その辺の事実関係を後日伺つていただまして、そのネックになつておるのは何だろかといふことを個別的に考へて対処をさせていただきたい、かように思う次第でございます。

○西村委員 時間がありませんから私はもう具体的なことは、局長にそうおっしゃつていただくのですから、きよりは申し上げません。これはまた後でお渡しをいたします。

こういういわゆる利用者に対するサービス改善、これと関連をいたしまして、今回のこの法案の中にも郵便切手の交換で手数料を取ることが提案をされて、これの交換ができる、収入印紙についても同様だ、こういうことです。

〔委員長退席、畑委員長代理着席〕

この手数料は一体どれくらいの金額のものを考へておられるのですか。あるいは表示金額によつて手数料金を変えようとなさるのか、一律にされようとなさるのか、その辺のところはどう考へておられますか。

○魚津政府委員 これは省令でその手数料の額を決めさせていただく仕組みになつておるわけでございますが、私もどなたもいたしませんと、一律に五円程度をいま考へておる次第でございます。

○西村委員 かつての改正の中で、いわゆる書き

損じはがきの交換というものが現在やられているわけでございます。これは確かに印刷ミスであるとか、自分が書き間違ひがあったとか、その再活用という意味で、これは手数料三円ですか、これを払って交換ができる。これは結構なことなんです。しかし、今回の改正の中身を見てまいりますと、別に汚損をしたり染損をしたり、そうでない新しい切手をかえるのに手数料が必要なのか。これはわれわれの常識で考えましてなかなか理解がいかなぬわけがあります。しかも、その表示金額そのものと違うものであっても等価交換するのは当然のことだと思ふのであります。この発想というのはどこからどう出て、いかに役所的な物の考え方……。たとえば、いま五円取るとおっしゃいました。いま五円切手二枚を持って五円十円に交換してもらおうと思えば十五円払わなければならぬ、こういうことでございましょう。そんなばかことが実際考えられますか。郵便局で両替するのと余り変わらないと私は思ふのです。両替に手数料を取るといふことですか。

○魚津政府委員 いまの交換手数料はどうすべきかというの、実は私もいろいろ悩みました。しかしながら、これは四十一年にまず先生御指摘のようにはがきの交換ということから始めて、今回収入印紙でございましてか切手ということまで御質問を得て実施したいということでございます。二円からスタートしたわけですね。二円から三円になって今日に及んでおるわけでございますが、結局交換により処分することとなる郵便切手やはがきの調製費それから交換に伴う事務に要する経費というのを考えますと、どうしても現在の三円あるいは五円というものをいいたくないという気持ちでわれわれ考えさせていただいている次第でございます。

○西村委員 事務に関する手数料の料金、わからないでもないんですけども、等価交換がやはり基本原則でなければならぬと思ひますよ、別に汚れているわけでもなし、自分のミスであつたわけではなし。現行のはがきの問題でも私と思

うのですよ。たとえば今度料金改定をされる、上げられましたときに、真っ白で使つてない二十円の現行料金はがきをそのまま持つていったらかえてくれないわけでしょう、いまの法律のままであります。裏を全部書き損じて初めてかえてくれる。こういう矛盾もあるわけなんです。今回切手の交換をなさるにつきますと、私は本当にそういう意味では同じ金額のものを簡単にかえるだけのことでない手数料を取らなければならぬのか、どうも不思議でならぬわけですね。これはむしろサービスの改善じゃなくして改悪ですよ。はっきり改悪でございまして。撤回される気持ちはございませんか。

○魚津政府委員 私、不遜にもサービスの改善というふうなことで申し上げさせていただいたわけですが、その意味は、現在切手でございまして収入印紙の交換ができないという制度の中から、今回はできるよにするという点に着目いたしました。その点評価をさせていただきたいという意味で改善ということと申し上げさせていただいたわけでございます。

手数料を取るといふのは先ほど御説明したとおりでございますし、それから先生先ほどおっしゃったように、切手を交換するときに五円切手を二枚というふうなことは実際には私たち予想もしてないわけなんです。要するに、高額のものをはがきの事情で買ったというふうなまでのものを何らかの事情で不要になったというふうな場合にぜひともということ、もちろん五円二枚はいけないというわけではございませんけれども、実態をいいたしまして、そういうものが果たして出るだらうかというふうにも考へておるわけでございます。

それから、はがきなんかは、先ほど言いましたコスト論とか、そういう観点のほかに、もし仮に無料で交換するということになりますと、たとえば子供たちが何か絵をかくてどんどん交換する、

それも無料かというふうな、実態的な起こり得る可能性も考へまして、あわせてコストということから、手数料はいただきたいというふうに申し上げている次第でございます。

○西村委員 小額のものは予定をされておらぬ。これはもう重大な答弁だと思ひますよ。料金改定が成りましたら、今度は現行の封書五十円が六十円に上がるわけですね。そうしたら十円切手が要る、それに張る場合は、あるいは今度二十円が四十円に上がりまして、切手を張らなければならぬというときに、現在持っている五円だとか二円だとかそういうものをかえてくれというのはあたりまえの話でしょう。むしろ高い金額のものよりもそういうものの方が多くなるんじゃないんですか。私はそう思ひますがね。金額が高いとか低いとか、そんなことにかかわらない問題です。

○魚津政府委員 もちろん先生の御立論の立場というの、高い安いの問題じゃなくて、むしろ本質的な問題を御指摘されているわけでございます。が、私もどなたも申し上げて、きつかけになった心情を申し上げますと、先ほど申し上げた例を御理解していただけたらありがたいわけでございます。

○西村委員 くだくだ言うようでございますが、切手の交換そのものはわれわれ大いに改善だと思つております。ただ、手数料を取ることが改悪だ、こう申し上げておるわけでございます。大臣、手数料の問題はもう一度検討していただく、そういうことで御検討をいただかせんでしようか。

○山内国務大臣 いま西村先生のお話を聞いておりまして、交換して手数料を取るといふことは私はやむを得ないと思ふのです。切手も、真つさらな新しい切手をお持ちになるというところはほとんどございませぬし、それをさらに売るといふわけにもいきませんから、やはり手数料は取らさしていただきますが、省令で定めますので、余り不合理なことのないように、ひとつ気をつけて省令を決めていきたい、こういうふうに考へております。

○西村委員 不合理のないようにということでした。先ほどすでに一律で五円だということはお答えも出ておるわけでございます。たとえば小額のものにつきましては金額はどの程度がいいのか、これはまだ定かではございませんけれども、そういうものにつきますと、やはりたとえ五円のものも交換するのに五円も取るというふうな不合理のないように、私は敢てその辺のところは運んでいただきたい、このことをお願いをいたしておきます。

次に、これは先日鈴木先生の方からも触れられたこととでございますが、五十五年度の年賀郵便の取り扱いの問題でございます。すでに先日の委員会の答弁で、二十円の額面のお年玉はがきがもう印刷されておるといふことでありますが、何枚くらい印刷をされて、すでにどの段階まで行つておるのか。さらに、発売開始を例年どおり十一月五日ということとやりになるのか、この辺のところをまず答えてください。

○魚津政府委員 現在印刷を進めているところでございます。二十円の年賀はがきを印刷しているわけでございます。二十八億五千万枚印刷中でございます。もちろん量的には、大部分もう印刷済みでございます。配給局を通してそれぞれ窓口に機関にいま運送をしている、こういう段階でございます。

それで、これははがきの売りさばきをどうするんだということでございますが、結論から言いますと、いましばらくこの郵便法の国会での審議を見守りながら、そうして早期成立を期待しながら、しばらく待ちたい。それで従来、発売日というのは、昨今は十一月の五日、六日が多うございまして、しかしながら、十一月の中旬ということもございまして、それから、さらにさかのぼりますと十二月の一日というふうな年もございまして、これはある程度情勢を見ながら弾力的に決める余地のある日である、こういうふうに理解をして

○西村委員 この法案の取り扱いは成立するかどうかということはきわめて流動的ですから、この年賀郵便そのものを変更しなければならぬかということも含めて、まだ定かではございません。しかし、成立をした場合には、当然現行のものは、二十円のこれではだめでございまして、何らかの新しい方法をとらなければならぬということでございすね。その方法論について、幾つか想定をされるわけでございますが、どのような方法で処理をされるのか、聞かしてください。

○魚津政府委員　法律の制定によりまして、二十円が、私どもの期待しております三十円ということになったといたしますと、現に印刷しているものは二十円であることは事実でございますので、法律上の読みかえ規定等が現実的な施策ではないだらうかというふうに考えている次第でございます。

○西村委員　ということば、二十円のを三十円で売ることですか。

○魚津政府委員 読みかえ規定と申し上げたのは、そういう趣旨でございます。

○西村委員　これは利用される人が非常に多数に及びますし、国民感情からいいますと、二十円のものを三十円で買わされる、しかもそれはお役所でつくったものだ、これはやはり私はならぬと思うのですね。これは国民感情としても受けとめがたいと思います。ほかにいろいろ方法があるのでしよう。

○**魚津政府委員** ほかの方法としては、もちろん二十円に対して十円張っていたかどうか、あるいは判こを押すというようなことも料金改正による対応策としては考えられますが、これは実際的にははなはだ無理だ、こういうふう私ども考えている次第でございます。

○西村委員　まあ確かに、利用者が十円切手を張って確実にやってくれるかどうか、これは定かではございません。あるいは局の方が差額の十円を徴収して受け付けるということも、これも実はポストへ直接投函する人がありますから、これは

非常に混乱が起こるからこれもだめだ、こういうことになりますね。それから、郵便法をいま改正して、おっしゃったように二十円を三十円という形で、二十円のを三十円で売るということは、いま申し上げたように、これも国民感情としてそのまま使用することが非常にむずかしい、私はこう思うんですね。もう一つは、料金改定の公布の日を年賀郵便が終わった後にするということが一つの方法、あるいは、仮に成立をいたしましたも、年賀郵便のみは現行のまま、来年に限って据え置く、この方法しかないのではないかと思うのです。願わくは、われわれは、年賀郵便だけでもそのまま据え置いてほしいという強い希望を持っております。それならば、額面二十円のをそのまま二十円で売却できて、そう蹉跌はない。その方法は考えられませんか。

○魚津政府委員　現在御提案を申し上げております法案は、施行日が、先生御案内のように十月一日になっておるものでございます。したがいました

て、十月一日という施行日はもう失効して白紙になつてゐるというふうに私たち理解をしているわけでございます。その白紙にどのような日付を入れるか、いまいろいろと先生方御意見もあらうかと思いますが、そういう御意見をうまくまとめていただきます。その施行日を取り決めていただきます。かように思う次第でございます。

○西村委員　そういう方向でぜひ検討して、施行日ができるだけ延期をしていくということ、特に年賀郵便に限りましてはそういうものを強くあれをしていただきたい。これは大臣、昭和二十六年にそういう特例があるのです。そのまま年賀郵便だけ据え置いたという特例がございます。これも含めて御検討願えますでしょうか。

○山内国務大臣　いま非常に困っているところなのです。いま西村先生のおっしゃったようなことをいろいろと考えながら、どうするかあとというような御意見もいろいろ賜りまして、そういう点についても考慮の最中でございまして、十分に御意見を入れながら今後決定してまいりたいと考え

ております。

○西村委員　もう時間が参りましたので、これ以上この問題は触れることはできません。

先ほど来いろいろと申し上げてまいりましたが、すべてを通じて申し上げられますことは、いかにして現在の赤字を減らしていくかということ、安易な値上げで問題を解決をするというよりも、むしろいわゆる効率化、合理化努力、これをいかに

推進をして利用者である国民に還元をし、また働いている職員さんの地位の向上にもつなげていくか、これに尽きると思うわけでございます。そういう意味では、郵政省として、今後の郵便事業のあり方あるいは現在の制度、こういったものの改善も含めて、大いにこれは検討をしていただく必要がある。特に仕組み、制度そのものにつぎましては、一遍根本的に見直していただく。小包に

たしましても、御案内のとおり十月一日から値上げをした。わずか十日間で三三％以上もう現に減つてきた。民間業者との競合の中で、先行きこれでは非常に暗いわけでございます。これをすべて料金値上げでカバーしていこうということにはやはり一定の限界もありましようし、不安もあるわけでございます。これは単に小包だけの問題で

はございません。小包料金のコストというものは勢い一種、二種にも乗りかかってくるわけでございます。やがては、この一種、二種の方もつちもさつちもいかぬということになる状態も予測をされます。したがって、いま申し上げましたような制度改善も含めて、一遍根本的に郵便事業のあり方、あるいは特別会計そのもののあり方も見直してほしいと思います。これは最後に、できましたら大臣から御答弁をいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○山内国務大臣　私も郵政大臣を引き受けてまいりましてから、郵便事業についても懸命な勉強をされているつもりでございますけれども、やはり基本的には料金の問題と、それから皆さん方が、国民の方がそれに応じてくれるかどうかというのは非常にむずかしい問題があるんですね。したがって

て、料金はかり上げていいのかどうか、さらに、もつと根本的に合理化をする方法はないかというようなことも考えているわけでございますが、いまの御趣旨に沿ひまして、ひとつ一層努力してまいりたいと考えております。

○西村委員　終わります。

○畑委員長代理　以上をもつて西村章三君の質問を終わります。

藤原ひろ子君。
○藤原委員　まず、お尋ねをいたしますが、仲裁

裁定をすぐ実施されないと議決事項にされたのはなぜなのか、お答えをいただきたいと思います。

○岡野政府委員 仲裁裁定につきましては、私どもも、なるべく早くこれを実施をいたしたいというのが念願でございました。しかしながら、現在当面をいたしておりますところの郵政財政状況で

でございますが、これは非常に厳しいものがございますまして、財源措置を講ずることがむずかしいというような実態でございました。というようなことで、七月の十五日であったと存じますが、閣議が開かれました、その際、三公社五現業全体の仲裁裁定の扱いをどういうふうにするべきであるかというような御審議の際に、二公社四現業でござい

ますか。これは直ちに実施をするのである、しかしながら國鉄と郵政、これにつきましては、予算上、支出が決して可能であるとは断定できないというふうなことで、議決案件ということでこれを國会の皆様に御付議を申し上げようというふうなことに相なりまして、今日御審議をいただくようになっているところでございます。

○藤原委員　つまりいまの御答弁では、前の国会で郵便法の改正ができなかったから仲裁裁定が実施できないというふうなお答えだったと思うので

すが、今春の通常国会で審議すら入れずに廃案になってしまったというのは、一体なぜだったのでしょうか。それはＫＤＤの汚職事件が発覚をして、多くの大臣経験者を初め郵政省の幹部まで関係をしており、次々に逮捕あるいは起訴されるという大問題に発展をしたわけです。そのために当委員

会でも、決議審議以外の大問題ということでの問題が追及をされ、今日に至っているわけですが、KDD事件を起こすような郵政省自身の政治姿勢に問題があるのであり、労働者や国民には何の責任もないわけでは。

さらに、仲裁裁定という制度は、公労協労働者からスト権を取り上げてしまった代償としてつくられたものではありませんか。裁定が出たら、政府はこれを無条件で実施して当然でございます。私は、いまの答弁に対しては全く納得することができません。法案の成立を待ってなどというようなことではなくて、即時実施を強く求めたい、こう思うものでございます。

それでは、次の郵便法の審議に入りたいと思います。

そもそも郵便事業といいますが、国民にとってどういう役割を持っているというふうにお考えか、簡潔にお答えをいただきたいと思ひます。

○魚津政府委員 郵便事業は国民の日常生活に密着して、必要不可欠なコミュニケーションの一つの手段ということで、社会的な今日の郵便の意義というふうに理解をしております。

○藤原委員 ただいま御答弁のとおり、郵便というものは、国民生活やあるいは産業活動にとって不可欠な基本的な通信手段であるというふうに思ひます。

前回、昭和五十一年の値上げの結果、翌年の物数が大幅に減少いたしましたね。回復するのに三年もかかったわけですが、次もそういうことは再び繰り返されるであらうということが予想されるわけですが、これを回復させるために手が打たなければならないというふうに思ひます。あなたが、あなたの方ではどのような利用促進という点での対策をお持ちでしょうか。

○魚津政府委員 先生仰せのとおり、郵便料金を値上げいたしますと、俗に言う値上げショックというふうなことで、その年とその次の年は、いままでの経験に徴しましても事実前年よりも利用は減っております。しかしながら、将来そういった

予測でいいのかどうかという御議論はあらうかと思ひますが、三年目になりますと、少なくとも、既往の料金改正の場合を例にとりますと、郵便物は再度増加してきているというところでございます。

一般的に物数の増減傾向を申し上げますと、そういうことにならうかと思ひますが、そこで、先生御指摘のように、今後そういう御懸念もございませうし、何としても郵便事業というものが収入を確保する、あるいはまた国民の基本的な通信手段としての機能を一層高めるという意味で、郵便の需要を高めていくということが、当然郵便に携わるわれわれといたしまして大きな課題でございます。

そこで、どういうことを具体的に考えているのかということでございますが、私たち基本姿勢といたしまして、従来の観念にとらわれない新鮮で柔軟な営業感覚と、それを実行に移す積極的な姿勢というものをお互いに誓ひ合い、協調してまいりたいというふうに思ひます。そういうことを基本にいたしまして、全国で今日まで、昨年度から始めた施策でございますが、郵務部に営業課というものを東京、関東、東海それから近畿郵政局に設けました。単にそれは組織のネーミングの問題じゃないかという御批判もあるいはあらうかと思ひますが、私たちは単にネーミングの問題じゃなく、まさに新鮮で柔軟な営業感覚というものを徹底するために、役所の組織には余り伝統的にはなじまない営業課というものを設けたのも、そういう趣旨であると御理解をお願いいたしたくあります。そういうことで、まず組織を整備いたしました。そして、具体的にこれは郵政局でいろいろの施策を講ずるわけでございますが、具体的な利用施策ということで、主な事項を若干御紹介をさせていただきます。思ひます。(藤原委員「簡単にしてください」と呼ぶ)

郵便物の約八割を占める業務用通信の利用勧奨施策として、大口利用者打合会を開催し、良好な顧客関係を維持するとともに、各種の利用勧奨パンフレットを配布する等して、郵便利用に関するコンサルタント活動を行うということも、一つの

大口利用者対策として考えているわけでございます。それから、大都市等において商店主を対象としたダイレクトメール講習会ということも、昨今各郵政局で行っているところでございます。そのほか個人通信、単に大口利用者ということだけでなく、基本的には個人通信の利用勧奨施策が一番大切だと思ひます。こういふことで、人生の行事たとえば入学、成人、結婚というような人生の行事、季節のあいさつ、それから各種の記念日の行事に關しての利用促進、折に触れて郵便の差し出し勧奨を図るとともに「ふみの日」キャンペーンの推進ということ、あるいは「郵便友の会」の育成、それから全国規模の各種コンクールの実施、たとえば手紙作文コンクール、あるいは全日本年賀状版画コンクールというふうなことを通じまして手紙の価値の見直し、あるいは手紙に親しむ機会づくりの努力をしてみたい。なおこのほか、催し事に合わせた臨時出張所の開設や切手教室、切手展等を開催いたしまして、郵便の利用増大と同時に郵趣の普及に努めてまいりたい、こういうふうに思ひます。

○藤原委員 これからの答弁でぜひお願いしたいと思うのですが、決して懇談会をしているわけではございませんので、私は重要な郵便法の真髄勝負のつもりで立つておりますので、郵務局営業課についてだけでも相当な時間をとられていたわけですか。ですから、答弁は簡潔にお願いをしたいということをぜひお願いします。

それから、いまの郵務局長の考え方は、値上げしても三年したら回復するのだという、こういう考え方に對して、私は値上げをしたら回復に三年もかかるといふ理解でございます。

そういう中で、いまいろいろお聞きしまして、利用促進のためにいろいろと努力をされておるといふわけですが、そういう中で大口利用者をふやすために郵便コンサルタントというふうな制度を設けて、これが大きな役割を果たしていらっしゃるというふうにお聞きしているわけですが、この郵便コンサルタントというのは全国でどのくらい

あって、どんな活動をされておられるのか、そこをちょっと簡単に教えてください。

○魚津政府委員 全国では郵便コンサルタントというところで一万二千四百九十名指名をしております。ただし、この一万二千四百九十名というのは事務というところ、コンサルタントということをもつぱらやっているというところとございませんで、本来の業務の合間にそういうコンサルタントという役割を担って、利用拡大のために努力をしていただいているわけでございます。

○藤原委員 私も現場の局へ行つて、どんなことをやっているのかというのをぜひお尋ねをしてみたい。郵便局の皆さんの説明にも、利用を勧奨する、奨励をするパンフレット、こういう「DM作戦」であるとか、それからこのような「商売上手」であるとか、非常によくできたパンフレットですけれども、こういうものを配るようなこともしていらつしたわけですね。それから、そういう中で非常に懇切丁寧に書かれていて私も感心させられたわけで、大変熱心にやられていらつしたということをおもひます。

そういう中で、その結果がどうかといふと、全国引き受け物数のうちでダイレクトメールというのが非常に多くなっているわけですね。つまり、そういった熱心な成果が上がっているというふうにお聞きするわけですね。ところが一方、そのダイレクトメールを配達している集配の労働者の方々に尋ねますと、先日配達に行つてダイレクトメールを奥さんに渡したところ、うちはこんなものは要らぬ、こう言つて目の前でビリリと破り捨てられた、こういうことがあるということ、自分はい体何のために一軒一軒これを配っているのだらうかと思つた大変悲しくなるんだというふうにおっしゃつておりました。それは特殊なことなのかと思つていろいろ相当数の方に聞いてみましたところ、一人二人の働く人の心を傷つけているばかりでなくて、多数の労働者が目の前で紙くずがごに捨てられるというふうな経験をやは

り持っておられるわけですね。そういう点で、これを何とか考えなければならぬのじゃないか。幾ら郵便物は減らしても、これでは郵便本来の姿ではないのじゃないかというふうに私は非常に矛盾を感じて帰ってきたわけですね。その点はいかがでしょうか。

○魚津政府委員 私もういった心情というものを述べることがございます。つまり、郵便というものは魂を運ぶものというふうな伝統的な感覚で郵便をながめていると、いま先生おっしゃったような状況を想定すると、そういうことがあり得るかというところは想像にたかくございせん。しかしながら、翻って、郵便というものが社会経済の中に密接な関係を持ちながらその中で生きていく事業という点からいいますと、いまおっしゃったダイレクトメールに込められた差出人、また中にはダイレクトメールにそういった受けとめ方をされて破られるという方もおられますけれども、それにはかなり期待を持って、それを楽しみに待つ人も依然として居ることも事実でございまして、そういう悩みを持ちながら、ダイレクトメールというものは恐らくは全体の三割くらいになるうかと思いますが、そういう中で職員の使命感、働く喜びというふうなものを絶えず身につけていくというふうなことがわれわれとしては必要になってくるのじゃないか、かように思う次第でございせん。

○藤原委員 大口需要者、ダイレクトメール、これをふやしていくことが悪いというわけでは決してないと思うのです。

それで、先ほど御答弁いただきましたように、郵便の基本的な役割というものはやはり信書を中心として通信手段を全国的に確保する、だから国がそれを保障して営業しているということ、そういう意味からもっと個人の通信をふやしていくということが基本的な事業をするために必要だというふうに私は考えるわけですね。

そういう点で、私は、少しばかりこの後提案をしていきたいと思うのですけれども、今日、文字

離れ、手紙離れしているというふうな日本民族の状態で確かにあるわけですね。そういうところで、手紙を書くこと、文章を読むこと、これは物事を思考していくというためにも大変大切なし、郵政省がそれを手紙を出していただくということで奨励していただくことは、国民的な文化の発展にも重要だというふうに考えております。先ほど言われたように「ふみの日」などをいろいろやってもらえるわけですが、私は将来を担う子供、ここに大きな焦点を当てるべきだというふうに考えるわけですが、三つ子の魂百までもという時代に、子供たちが非常に物事をよく覚えていくというふうな時代に手紙のよさを知らせていく、文化の伝承という意味からもそれは必要だ、こういう認識をしているのですが、郵政省の方にお尋ねいたしますと、小学生が郵便局に見学に行くそうなんです、これは年間百四十万人というふうにお聞きしましたが、それに対して郵政省としてはどのような対策をとっておられるでしょうか。

○魚津政府委員 年間百四十万人というのは事実でございまして、この人々を大切に、郵便に対する理解者、郵便を支えてくれる国民の次代の人というところで受けとめていろいろの施策を講じているわけですが、郵便局見学においては、掛け図やスライドによる説明を行いまして、それから郵便局内を案内して、最近いろいろ機械が入っております、その機械等の作動している状況を見せるなど、郵便物の流れや郵便事業の現状が小学校の児童たちに理解できるよう説明や紹介に努めているところでございまして、なお、この際パンフレットやグリーティングカードを配付するなどして、先ほども申し上げましたように、次代を担う児童の郵便事業への理解と協力を呼びかけるとともに、手紙に親しんでもらうことについても配慮しているつもりでございまして。

○藤原委員 見学に来る子供というのは大体二年生が中心でございまして、それはなぜかといいます

と、二年生の社会科の教科書に「ゆうびんをこぶ人」というのが出てくるわけですね。これは教育出版の教科書でございまして、学校図書であるとか東京書籍であるとか、大体小学校二年生の教科書は皆載っているわけですね。そうすると、全国的にこれは小学校二年生で郵便というところを学習するわけなんです。この単元の学習をするために郵便局の見学が出てくる。そうすると、コンサルタントの活動はやはりここに目を向けていく一工夫が要するだろうと私は思うわけです。局へ行くと、帰りにおみやげを上げますということでも、そのおみやげを私にも下さいということでも、たのびますが、それがこのおみやげなんです。大変きれいな下敷きをもらっているわけですね。でも、しかし、これが残念ながら「昭和五十四年発行特殊切手」と書いてあるのですが、一年生、二年生で習った漢字、つまり二年生が読める漢字と書いて、このうち「年」という字と「切」という字と「手」という字しか読めないのです。ケツとは読めない。キルテとか読めないわけですね。ですから、そういうところにももっとひらがなを打つとか、ひらがなで書くとか、その子供たちに合ったものを、せっかとお金をかけてやっているわけですから、そういう工夫が要すると思いが、いかがでしょうか。

○魚津政府委員 全く仰せのとおりでございまして、いま先生おっしゃった点を私ども職場に十分伝えまして、今後小学校の児童たちが局に見学に来るとした場合の対応の仕方として生かしてまいりたいというふうに考えます。

〔煙委員長代理退席、委員長着席〕

○藤原委員 さらにこれ、表は大変きれいなんですが、裏はもういっぱい漢字を並べて何をかいわんやというものですから、その点はぜひいまの趣旨をお願いしたいということです。

うはがき——こういう単元が出てくるわけですから、必ず子供たちははがきや手紙などを書いて出す勉強があるわけなんです。この教材用のはがき、これを割引をすべきだ。この値上げの際に二十円が四十円になるというふうなことでももちろんなくて、今日までも割引があつて当然だ。文部省の教材費の中でこの品目が入っているかどうか調べたら、入っていないので、ですから私は、本当は教科書無償という子供たちの義務教育の中で、はがきなど当然無償にしなければいけません。しかし、大切なお客様でもあるけれども大変な財政事情ということですね、無料は目指すけれども、二分の一にするとか、そういうことを考えるべきだということが一点。それから、そういうのはがきのために、はがきの裏には原稿用紙のように枠をつくること。この間お聞きしますと、お年玉の年賀はがきは一円一銭かかるのだとおっしゃっておいりましたけれども、子供たちのノートのように枠を入れるくらい、そんなお金もかからないわけですね。そういう子供が使う専用のはがきをちゃんと枠をつけ、書きやすいようにし、そして値段も半額あるいは無料にする、こういうことが大切だと思ふのです。国鉄も半額、私鉄も半額、子供が映画を見に行つた半額じゃありませんか。なぜ郵政事業だけ、大人並みに大事なお客さんが扱われているのか、私は半額あるいは無料、そしてこういふはがきを新規につくるということを検討していただきたいと思いますが、これは大臣、いかがでしょうか。

○山内国務大臣 子供さんにもっとはがきを出してもらいたいということはいままでもやっておりましたけれども、将来もこれは非常に重要な教育にもなりますし、必要なことだと思っております。

ただいまの御提案については、ちょっと考えさせていただきます、いろいろ検討させていただきます。

○藤原委員 それでは次に、郵便コミュニケーションに関する調査研究会、この調査によりまして

も、集配を速く確実にということが国民の強い要望だというのがデタラメにも出ている。だれでも利用しやすい郵便というのが私はこの郵便事業の使命だというふうに思うわけです。ところが、郵便の利用促進にはいろいろの力を入れておられるけれども、集配の方はどうなのかという点なんですね。どうも手抜きがあるのじゃないか。といいますのは、十月十九日の朝日新聞には、郵政省が、二度配達地域も一度配達にする方向で来春からの試行を行うというふうなことも報道されている。それから窓口時間の短縮、こういうものも考えられているというふうな、集配面でのサービスの改善が必要だと思ふときに、こういう傾向が出ている点について心配があるわけですが、お答えいただきたいと思ふます。

○魚津政府委員 これからの社会の郵便サービスのあり方の基本的な方向といたしまして、配達度をより多くする、窓口時間をより長くする、そのかわりその人件費がかさみまして料金もそれなりに上がっていくという、全体のセットになったサービスというものを基本にすべきか、それから社会の実態に即応して、二度を一度にするということから人件費を抑制して、できるだけ郵便料金を上げないということを志向する方向がサービスとしてよろしいのか、これは選択の問題として御議論があるかと存じますが、私もそういったしまして、いま先生おっしゃった配達度数の問題に関連してちょっと申し上げさせていただきます……(藤原委員「結構です」と呼ぶ) そういうふうに考えております。

○藤原委員 大臣にお尋ねしたいのですけれども、実情をちょっと言わしていただきますと、窓口時間が短縮されます、そうしますと、共働きの屋間職場に働いている人たちにとても非常に不便なわけですね。それは、家に書留が来た、普通の日、平日にとりに行かなければなりません、とりに行けないわけですから、日曜日の午前中に郵便局の窓口に行かなければならぬという事態が起こるわけです。しかもこれらの人たちは、新興住

宅に住んでおられる方が非常に多い。集配局まで行くのにバス代を払って半日もかかる。だから、京都でも周辺の方に行きますと、平日と余り変わらない人たちが郵便局を利用しているわけですが、中には、もう配達料を払うから配達してほしい、こういう状態があるわけですね。二百二十円の手紙代を払って日曜日に半日つぶすというのでしたら、それは配達料を払ってもよいからもう一遍配達に来てくれ、こういう本人の気持ちも当然だと思ふのです。私は、要望があればこういうものを速達扱いで配達するぐらいの措置は検討したかどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○魚津政府委員 郵便は国民のものでございまして、当然国民のいろいろの立場の方、いろいろの境遇の方から、それぞれの立場の御意見があることは事実でございまして。そういう観点から、先生の御意見も実際の世の中にある郵便に対する御注文ということで受けとめてはいるわけでございますけれども、われわれとすれば、大勢という観点から、いろいろ先ほど来御説明させていただいておりますように、郵便事業のあり方という点からいたしますと、窓口時間を延ばすとか、あるいは現在日曜窓口を開いていないというようになこと、あるいはそういうことに関連いたしまして新しいサービスを考える、そういうものについては、意見は意見としてあることを踏まえながら、経営の今後の方向としてはそれには必ずしも賛成できない面もわれわれ持つわけでございまして、ただ、いずれにいたしましても、こういう郵便法審議の際に先生からそういう御意見があったというところは、今後の施策をいろいろ考える際に念頭に置きながらやってまいりたい、こういうふうに思ふ次第でございまして。

○藤原委員 いまの郵政省のやり方というのは、国民に対して手紙を出してくれ、出してこれというところで、いろいろな方法を考へて一生懸命やる。けれども、配達の方はできるだけ手抜きをするというふうな姿勢があるというふうに感じるわけですね。

事実、誤配に対する苦情も大変多いわけですね。私のところにも、都内の方ですけれども、何度局に言っても他人の郵便物が送られてくるので、局長に抗議してわび状をとったということで、そのわび状を持ってこられたわけですね。これはお名前を言いますと、また後々差し支えがあつても悪いので名前は出しませんが、再度の配達に対して――一遍の過ちと違うのです、余りにひどいからということでは言いましたら、再度の誤配について、何とぞ御容赦のほどをというふうな文面がつけられてきているわけですね。現場で本当に意図的に運く配ってやろう、間違つてやろうなどとは思つておられないだろうか、やはりこういう事態が起こっているわけですね。この誤配をなくすために事故係が置かれて処理されていたというふうには聞きませうけれども、もっと措置について考えないと、今日のようにますます住宅事情が複雑になって、よけいに事故処理とか苦情処理の窓口の人が大変だというふうに思うのです。こういう点につきまして、ぜひもっと慎重にやっていただきたいと思ふわけですね。

それから、ついでに申し上げますけれども、私の方にこういう手紙も参つております。ちょっと簡単に読み上げますと、私は京都市右京区嵯峨水尾に、非常に僻地ですね、ここに住んでいる者ですが、今度郵便法が改正になりますと、郵便料金が高くなるばかりでなく、次々と急テンポに値上げされて、昨今提案されている二十円から四十円、五十円から六十円ということでは大変な上に、私たちの文化活動はますます至難になります。この方は美術の仕事をしておられる方ですね。たとえば展覧会等々の案内状などを皆ずいぶんたくさん使用しますし、画廊運営の場合も多量に案内状を使いますというところで、大いに支障を来している。だから、こういったところの方は、郵便の日曜休配で新聞も見られない。そして速達はおく。こういうことで、僻地の住民にとっては非常に困難だ、だから、ぜひ日曜配達も強く要望

しているというぐらゐの方なんです。そういうところに、窓口の時間は縮めまゐる、日曜はやめまゐると、こういうことではいいものかどうかという点なんです。その点いかがでしょうか。

○魚津政府委員 日曜の配達は、昭和四十一年ごろから段階的に、全国で約六千の配達をやっておる局がございまして、地域住民の御理解、御協力を得ながら、今日全局につきまして日曜の配達はやめるということで私たちは定着した今日の郵便のサービスだというふうに理解をされているわけでございます。ただ、郵便を待つたきさんの人の中には、やはり日曜日配達をしてもらいたいという方も事実いらっしゃると思ふます。いろいろ施策の観点もございまして、それから郵便の配達を担当する人たちが、日曜日にはせめて休ませていただきたい、ただし、もちろん速達サービスの人はやりますというように条件の中から、国民の大勢として御支持を得たものと理解しているわけでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○藤原委員 国民の中で御支持がないから私は質問を申し上げているということなんです。郵政省が考えられているのは、とにかく赤字だからというところでダイレクトメールを中心にして業務用の通信をふやすことは一生懸命やるけれども、配達の方はほとんど手抜きをする、これでは余りにも企業主義だというふうに思うのです。国が国民のためにやっている事業なんです。条件の悪い人たちのことをもっと考えるべきだ。平均的なことを行つて、国民の皆さんに御了解いただいておりますという事業ではないと思ふのです。だれのための郵便事業かという点でもっとしっかりと検討すべきではないか。財政再建の基本は、企業主義的な立場からでなく、国民が本心に喜んで親しみ、利用できる改善ということが大事だ。郵便事業を真に国民のものにしていく、このことが基本ではないかと思ふのです。その点は、幾ら言つてもすれ違ひますので、もう終わります。

一つだけお願いしたいのですが、私のところに栃木県の宇都宮市の方から要請があったのです。それは関東郵政局長にあてたものですけれども、団地の中にある無集配特定局に私書箱をつくって、そこへとりに来いというやり方で郵便が配られている。そうすると、中には一つの私書箱を何人も使わされているというところもあるようなのです。この地域では、宇都宮市の平出工業団地というところであるわけですが、宇都宮市長の副申書をつけた陳情書が出ておりますので、郵務局長さんの手でぜひ一度お調べをいただきたいというのを御要望申し上げます。いま御返事はいいですから、ぜひお願いいたします。それだけいかがでしょうか。

○魚津政府委員 事実関係を早速調べて対処してまいりたいと思存します。

○藤原委員 次に進ませていただきます。今度の法改正ですが、なぜ法定制を緩和するのでしようか、お答えいただきたいと思存します。

○魚津政府委員 お答えいたします。

今度の郵便法の御審議をお願いしたい理由は、二つ大きな柱があるかと思存します。一つは、現在郵政財政が二千百億を超える累積欠損金を持っております。財政的基盤のないところに国民の皆様の御期待に沿う仕事ができかねるといふのが実態でございます。財政的な基盤を確立して、そして国民の皆様方に親しまれ、信頼される郵便事業にしたいという観点から、すでに御案内のように、所要の料金改定案を出しまして御審議を賜っているのが一つでございます。

それからいま一つは、現行法で一種、二種の料金が具体的に法律の中で定められておりまして、この料金を改正するという際には、当然のことながら国会の議を経て変えるという仕組みになっていたのでございますが、郵政事業が経営的な観点で仕事をやっていくためには適時な料金改正をなし得る制度的な可能性を、現状にかんがみまして、どうしてもいただきたいというようなかんがみから、厳しい条件をつけた中で、累積欠損金がある

限りにおいて、国会の議を経ないで料金の適時適切な改正をできる仕組みにしたいと改定したいというふうな気持ちで骨子になりまして、改正法案を御提案させていただいている次第でございます。それに関連いたしまして、この際にサービスを見直すということで、従来から御要請のあったもので、私も考えまして、改正を可能だというふうな判断をした若干の施策につきまして、改正というかっこうで今後実施をさせていただきたいというふうな問題を盛り込みまして御提案を申し上げた次第でございます。

○藤原委員 厳しい条件をつけてということですが、いまでも法定制を緩和する「当分の間」ということは、いままでの答弁でも明らかになりましたように、累積欠損金が解消されるまでというふうな言われたわけですが、法定制を緩和する最大の理由は、累積欠損金が大きくなったから、それで、いままでも料金変更する場合は必ず郵便法の改正案を国会に提案して、国民の代表である国会議員の審議があった、だけれども、特別の新しい問題が出てきたということ、それはやめてしまいたい、こういうことなんですか。

○魚津政府委員 法定緩和のいま一つの私たちの考え方を申し上げておきたいと存じます。が、いわゆる憲法で言う財政民主主義、あるいはいろいろ沿革があったわけでございます。ところが、財政法の三条、それからその特例法というふうな法体系が、公共料金、なかんずく郵便等の料金決定をする際の関連する法律であったということ、これは承知をされているわけでございますが、その法律の第三条の法律に基づいてという形というのが、やはりそれぞれの事業における問題、あるいはまたその問題の変化というもののなかから、立法論的にいま御提案をしておりますところの仕組みにいたしまして、財政法の三条でございますとか、あるいは財政民主主義というふうな憲法の秩序という点から見ては是認していただけるものというかっこうで提案をさせていただいたわけでございます。これを通じまして一日も早く累積欠損金

を郵政事業の中からなくして、再度財政的に健全な事業経営をして国民の御負担にこたえるということ、御提案したものであるということ、これを御理解願いたいと思存次第でございます。

○藤原委員 財政法三条につきましては、同僚議員からずっと今日までの説明があり、御答弁がありましたので、私はそれを繰り返さないということにいたしておきます。

その中で、法定制を緩めたらこの累積欠損金というのはいくら解消されるという保証があるわけなんです。その点いかがでしょうか。

○魚津政府委員 累積欠損金を必ず解消させなくちゃならないし、またこういつた仕組みをお許し願えるならば、ぜひ赤字をなくしていかなくちゃならぬという厳しい気持ちを持って今後事業運営をやってまいりたい、こういうふうに思っております。

○藤原委員 法改正をして、そして議会制民主主義を破壊をして、国会での審議を経ずして法定制を緩和してしまおうという重大な問題であります。に、させなくちゃならぬ、これでは困るわけですが、そんなあいまいなことでは、ささます、こういふふうにしたら必ずなります、このことがはっきり提起されなければ、させなくちゃならぬ、しかし、させなくちゃならぬと思つていました。が、その時期にきましたらできませんでした、ごめんなさい、こんなことでは大変な問題なんです。ですから、法定制を緩和するというのは、この累積赤字が一向なくならないからというふうなことになると思いますから、こんなことでは国会としても国民としても法定制を緩和するということに賛成できない。いまの御答弁では賛成できない。どなたがお聞きになったってあいまいだといふふうに思ふんですね。それでもあなたは法定制を緩和しろとおっしゃるわけですか。

○魚津政府委員 いささか抽象的な答弁をしたために、私たちの真意を御理解していただけなかったことを私は非常に残念に思ふわけでございます。が、今後の郵便事業の収支を考える際に、先生

御承知のとおりでございますが、まず今後の賃金なり物価、その他経済情勢、郵便の需要動向というのはいくらかの長期にわたるものかというものを的確にとらえ得るかどうかが、これが基本的な課題としてございます。

そういうような点からいたしますと、どうしても不確定な要素が入り込んでくるということ、否めないうちでございますが、仮に人件費が過去のアップ率というものを参考にいたしまして六・七％、物件費が五％程度上昇するものと仮定をいたしまして、今回御審議をお願いしている料金改定、それをもとにしてこの法定緩和というものが運用されることをわれわれ期待するわけでございますが、そうなりますれば、五十七年度以降二回程度料金改定を行いまして、十年間程度で累積欠損金の解消を図ることができるといふ試算の上に立て、また、それをわれわれの一つの義務として、いま申し上げたことを念頭に置きながら御提案をさせていただいている次第でございます。

○藤原委員 人件費、物件費につきましては後の論議で行いたいと思存しますが、もう少し突っ込んでお聞きいたしますと、五十六年度、五十七年度、郵便物はどの程度に伸びるというふうに見ておられるのか、それは一種と二種、それぞれどうなのか、あるいは三種、これはどうなるのか、このところをちょっとお尋ねいたします。

○魚津政府委員 今回の料金改定に伴って物数はどういふふうになるかというその見込みでございますが、私も私どももいたしまして、五十五年十月から料金改定が行われるものとして、五十五年度は対前年度比〇・一％の減少、五十六年度は同じく一・五％の減少、五十七年度は料金改定の影響はまずなくなるものという判断で、その五十七年度におきましては対前年度比三・三％の増加を見込んでいます。次第でございますが、いま郵便の種類別の子測というものは資料を持合わせておりまして、後で御報告させていただきますというふうに思存します。

○藤原委員 三種の方をぜひ御報告をお願いをい

○藤原委員 大臣の御指示で資料を出すというふうなことがあるというのはゆゆしきことだというふうに思います。(山内国務大臣「違うんですよ」)

法定制綱和による料金決定の事態をなくしていきたいということ、その結果については私から大臣に御報告いたしました。私が申し上げたのは、いろいろその計算過程とか、それからその数字的な妥当性というようなものにつきまして、大臣に詳細御説明して御了承を得たものでないというふうに申し上げたかったのが真意でございます。私の先ほど来申し上げておりますところの、十年

値上げになつてしまつたら、そのときに、何かしらんあいまいで、出すか出さぬかわからないような、それからそれも大した資料じゃございませんと言わんばかりのものであれば、私はこのようなことで納得するわけにはいかぬ。きちんとした資料が出されるまでは審議はできない、留保したいと思ひますが、いかがでしょうか。

○山内国務大臣　いま郵務局長がいろいろ勉強し

あるいは新日本婦人の会であるとか子供を守る会であるとか、そういう団体の皆さん方、第三種について十五円が三十五円になったら大変だという声は本当にたくさん来ているわけです。

いまここには全国難聴者連絡協議会というところからも来ているんですけども、障害者の親睦と福祉を目的にささやかな協会を組織し、ガリ版刷りの「北斗星」というのを発行して、各地の同じ

れるかもしれませんが、その点どうなんでしょう。人件費的というふうなことではなくて、それじや明細がきちんと出せるんでしょか。

○澤田政府委員 専用自動車の請負費の關係でございまして、会社の五十四年度の決算ということではじいたものを見ますと、大体九〇〇程度が人件費ということになっております。

○藤原委員 余り時間がありますのでそこでやりとりできませんので、次に進みます。

郵便自動車の運送部門を圧倒的に請け負っている——運送は大部分外部に委託しているんだというふうにいまだ郵務局長さんの御答弁がありました。が、その中でも大部分を請け負っているという日本郵便通送、日通でございますが、これの会社の中心であります社長さん、常務取締役という人が四人おられるわけですが、この中で郵政省の出身者、平たく言えば郵政省から天下りをした人は何人でしょうか。

○奥田政府委員 日本郵便通送株式会社に現在取締役、監査役、合わせて十四名の役員がおりますが、そのうちの六名がかつて郵政省に勤務した経験を持つております。

○藤原委員 十四名中六名。私が申しましたのは、社長と、常務取締役は三人おられますね。そうしますと、いまお答えはありませんでした。が、ただききました資料を見ますと、取締役社長は弘さんが郵政省出身、常務取締役のうち青山幸夫さん、植木精一さんが郵政省からの天下り、四人中三人というふうな会社であるわけですね。日通の広瀬社長というのにはKDDからの接待を受けていたという疑惑が出てきたわけですね。日本郵便通送というふうな会社は郵政省、国民、郵便事業にとって非常に大事な会社だというふうに思われる。なぜかといいますが、七〇〇以上も請け負っている会社であるわけですね。七〇〇といいますが、そのすこい請け負いです。大部分郵政省の仕事をやっているというふうな会社であるわけですね。そして、元郵政省の最高官僚でいまは社長さんだ、こんな人が社長をしているという

会社にいままでは七五〇請け負わせていた。それもそういうことでいい方ないとしても、それはしやうがないとしても、ほかからは中小企業の方方ももっと考えてくれという御意見があることは私もよく知っておりますし、考えなければならな

いと思ひますが、諸般の事情から七五〇請け負わせていた。けれどもKDDがこのようなことになった、KDDで四十万円程度の接待を受けていた。新聞紙上拝見しますと、いや、そんなことは知らぬとか四十万もかかってないはずだとかいろいろおっしゃっているようですが、とにかく少なくともそのことが明らかにするまで、今後またここに七五〇も郵政省の事業をさせる、請け負わせるというふうなことはまかりならぬというふうに思ひわけですが、大臣はこの一連の問題をどのようにお考えになつていらっしゃいますか。

○魚津政府委員 先生御指摘なさつておられますように、日本郵便通送株式会社がこの運送部門のうち七五〇のシェアを占めているわけでございますが、こつちの数字の持つ意味というものは歴史的、沿革的にある程度御理解願ひたいと私は思ひわけでございます。と申しますのは、戦時中自動車運送に困難を来しました時代、当時郵便輸送を受託していた数十社の会社が集まって設立したものでございまして、そういう意味で全国的なネットワークも持つていたというふうなことになつたわけでございます。昨今、ある意図的に七〇〇を超えるシェアにしたという事実はないわけでございます。むしろ最近の傾向といたしましては、先生御案内のとおり、最近の郵便というものは、鉄道部門から自動車部門への変化というのが著しいわけでございます。いわゆるオフロードの時代というふうなことが言えるかと思ひますが、そういうふうなときに、新しい路線というふうなことに他の業者に委託して日通に意味の刺激を与える、そして経営の合理化を常に要請をしてい

るというふうな施策を講じているわけでございます。七〇〇のシェアの持つ歴史的、沿革的な経過を御了承されまして、いまの御指摘の問題につ

いて御理解を賜りたい、こういうふうに思ひ次第でございます。

○藤原委員 魚津郵務局長はとんとん拍子に御出世なさつたというふうな聞いておりますが、いつ大臣になられたんでしょか。私は大臣に対して答弁を求めたんです。しかも、それはいろいろありましょか、中小業者の方も御不満があるう

がある。七五〇の問題として、いろいろな経過がある。七五〇になつてきた、それは私は知つてゐるわけですが、だからその説明などしていただかなくても、そういうものは歴史的にあるけれども、いまこつちの事件が起つてゐる、その社長をしてゐる会社に、そういうことが潔白になるようなことがあれば別ですが、いま疑いが持たれてゐるのか、とにかくはつきりしてきたという状態の中で今後七五〇というふうなことを請け負ふのかどうか。これは政治的な判断だからこそ私は大臣の御答弁を求めたわけなんです。七五〇の歴史の経過などは重々承知の上で、当面これでも七五〇請け負ふのかどうかという点を聞いてゐるわけです。よろしく。

○山内内務大臣 いま私、内部のことを知らなかつたものでございましてから郵務局長からまず答えてもらひましたけれども、従来からの経緯がいろいろあるようございまして、請負に出すのに、たくさん小さな会社があるわけ、一つ一つ別個にやるといふのは能率が上がらないという点もございまして、その会社が一緒になつてやつてゐるわけでございます。それから、郵便事業の専門家がその役職につくという点も、私は重要な一

つかつと思ひます。しかも、余り偏りますとまた弊害も生じます。いまの程度でやつていただきた

い。なお、特定の人物についてはいろいろ係争中

もございまして、その点は見守つてまいりたいと考へておるわけでございます。

○藤原委員 大臣は、今度の郵便法を審議いたす冒頭のごあいさつ、所信表明的なものがありま

たが、網紀の肅正というところは堅持する、保持するといふことを言明されたわけですね。そうすると、いままでは、能率が上がるとか御答弁になつたような場合に、専門家が、よく知つてゐる人がこの役職につくのも重要な点がある、余り偏つては

いかぬけれども、重要なことは、十分納得はしませんけれども私にも通じるのです。しかしああいふ事件が発覚して、そしていまだどうするのだといふことを聞いてゐるので、そんなことを聞いてゐるのじやないのです。網紀の肅正が大切なのだといふことをあれほど言われた大臣として、いまの問題はいまの問題として受けとめて、どのように処理されるのか。きのうでしたか、おとといの七時のテレビでしたか、ばつと出たからそれは大臣はびつくりされたかも知れませんが、だからいますぐどうするこうするといふ手は打てないかも知れませんが、私は重要な問題だと思ひます。鈴木総理も言つておられる網紀の肅正、それを受けて郵政大臣も言つておられる網紀の肅正、それに通じないじやないか。元郵務局長時代じやないか、事務次官をしてゐた人じやないか、その人がこれをやつていて、七五〇のおもな温情をもつて郵政省は請け負はせられるのかどうか、そのことです。もう一度よろしく願ひたいと思ひます。

○山内内務大臣 私、最後にお答えしたつもりでございましてけれども、問題の人につきましては、いろいろ調査の段階もございまして、しばらく見守つてまいりたいと思ひます。

○藤原委員 見守るだけでなくて、すぐに手を打つ、検討するといふふうにはしないとまたまたぞろぞろと出てくる。あの問題は、先日お申しましたように、郵政省の方から、ございませぬ、ありません、こつちで出てきた、そういう経過がありますから、ぜひともそれを、郵政大臣として当時私はいなかたといへども、当時のことをつづさに御調査されるということが重要だ、国民に対してあのごあいさつを実践する立場に立つことだといふことを申し上げたいと思ひます。

それじや、最後にお尋ねをいたしたいと思ひま

す。

大都市圏を除きまして赤字というのが圧倒的だと思ふのですけれども、経費の問題なのですが、どんな僻地でも郵便を届けるという事になればこれは当然だ、赤字になつてもしょうがないという事だと思ふのです。過密過疎が進行すればなおさらそうなるのでないでしょうか。しょうがないからほつておくというのではないわけなんですね。郵便事業は本来こういう問題を抱えているものなのだ。だからこそ国の事業として保障していくことが重要だ。民間の会社はもうからない分野は切り捨てるということになるわけなんです。けれども、国営と民間との違いというものがあるわけなんです。外国の場合は一体どんな仕組みになっているのか、ぜひとも郵務財政の仕組みとこの説明をしていただきたいと思ひます。

○魚津政府委員 お答え申し上げます。

まずイギリスとアメリカでございしますが、これは公社形態で運営されております。事業会計は国から独立しておりまして、料金はイギリスにおいては郵便事業利用者全国協議会に、またアメリカにおいては郵便料金委員会に諮つた後、公社が決定する仕組みでございします。フランス及び西ドイツにおいては郵便事業は国営でございまして、財務会計については、フランスは一般会計の一部、また西ドイツは特別会計となつております。料金は、フランスにおいては上級審議会に諮つた後、政令によつて、また西ドイツにおいては管理委員会の決定後省令によつて決定されております。

また、各国とも会計制度上、収支相償が原則となつております。このため、イギリス、西ドイツ、フランスの各国におきましては一般会計による欠損補てんは行われておりません。ただアメリカにおいては、従前政策的に低額とされていた種別の料金を漸次収支を均衡し得る料金とするための暫定的な措置として各年度に政府支出金が認められておりますが、この政府支出金は段階的に縮小ないし廃止することとなつてゐる。

制度的に大まかに申し上げますと、大体そういう

うことでございします。

○藤原委員 最後に大臣にお答えいただいて私の質問を終わりたいと思ひます。

アメリカの場合は、郵便事業だけ独立をして公社制度でやつておりますが、政府から補助金を出してあります。フランスとか西ドイツは国営でやつております。電話電話もあわせて一組の会計でやつていくわけですね。とにかく郵便だけで赤字を出さないようにというやり方は先進資本主義国にも他に例がないわけですね。日本だけであるわけですね。これは私がさきにも申しましたように、人手に頼るというふうな事業であつて、どんな僻地、どんな山間辺地にもきちんと郵便を届けるという事業の性格から見ても、もともと無理なんですよ。全部をそういう独立採算でやるということそのものが無理であるわけですね。ですから、本當に郵便事業を健全に発展させようと思ふならば、国営事業にふさわしく国も財政の一部負担する、建物等を建てる費用は見ていく。いま大臣と政務次官と事務次官と秘書官ですが、この四人以外は全部国民が人件費も見てゐる、建物も全部国民の郵便料金によつて賄われてゐる、こういう状態であれば、そしてさつき申しましたように、山間僻地にも配らなければならぬ、早く親切に丁寧なというふうなことも大切になる。しかもそれは、幾ら合理化しても合理化しても、やはり人手に頼る。合理化というものは、同僚議員の質問に対して郵務局長は、合理化いたしております、人件費はかかつかうし、か大いに合理化いたしております、機械化したしております、効率化したしております、というふうな答弁が一貫してありましたが、非常に心配です。なぜならば、そういう機械化、合理化をすることによつて首切りにつながる。労働者の削減をする。当面生首は切らないけれども、行く行く新しい人を雇わないというふうな方向だといふふうな答弁は聞かざるを得ない。そんなことで国の事業、国民の郵便と言ふことができるでしょうか。本當に郵便事業を健全に発展させていこうというふうな思ふならば、国営にふさわしく

く、国もその財政の一端を負担をする、建物ぐら

いは建てるということがどうしても必要だといふ

ふうに思ふのですけれども、大臣のお考えを聞いて、

終わりたいと思ひます。

○山内国務大臣 いろいろお考えはあるかと思

ひますけれども、やはり独立採算制ということも

私は非常に重要だと思ひます。一度国費を入れて

この経営をやつていくようなことになりまして

働く方もどうかと思ひます。外国の例を見ま

しても、一緒にやつてゐるようでは会計は別になつて

いるところがたくさんございします。やはり会

計を別にして、私は、独立採算で、まあやれると

ころまでやります、一生懸命やつておるのでござ

いますから、さらにこの態度を続けてまいりたい

と考えております。

○佐藤委員 藤原ひろ子君の質疑は終わりました。

午後二時から委員会を再開することとし、この

際、休憩いたします。

午後一時十一分休憩

午後二時開議

○佐藤委員 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

郵便法等の一部を改正する法律案を議題とし、

質疑を続行いたします。久保等君。

○久保(等)委員 今回の郵便法の一部改正法案、

もちろん第一種、第二種の郵便料金の値上げの問

題、これはこの前五十二年にもこういった値上げ

法案が出てまいつたわけですが、今回は、

加えてさらにいわゆる料金値上げの法定制緩和と

いう問題が今回の改正の非常に大きな一つの問題

にもなつておるわけでありまして、もちろん私ど

も、今日の物価情勢から考えて、こうした公共料

金の最たる郵便料金の値上げを大幅に行ふことに

つきましてはとうてい賛成しがたい立場でありま

すし、このことにつきましてもすでに同僚委員の

方からずいぶんいろいろ御質疑がありました。し

たがって私は、主として法定制緩和の問題、これ

は従来の値上げ法案では見られなかった問題であ

りますし、事は、特に国会のわれわれの審議権の

問題と直接関係する非常に重大な問題だと思ひ

ます。同時に、郵便料金の問題は、申し上げるま

もなく、国民全体の立場から見ても直接非常に大

きな影響を持つた料金でありますだけに、しかも

物価問題に対するいわば指導的立場にある郵便料

金が値上げをされるということは、そうした国民

生活の立場から考えても大変重大な問題だと思

ひます。

ところが、今回の法案の中で、特に九十三条か

ら新しい条項を起しまして、郵便料金の法定制

を緩和しようという提案がなされておるわけであ

ります。これは、先ほどもちょっと申し上げまし

たように国会における審議権との関係においても

非常に重大です。特に憲法に言われましますよう

に、憲法第八十三条の例の財政法定主義、財政民

主主義という立場から言つて、公共料金でありま

すから一種のこういった財政の問題に関係がある

わけでありまして、そういう点から申ししても、

憲法のいま申し上げた八十三条あるいは財政法の

第三条、この点からいたしまして、法定制緩和

をすることは、憲法なり法律の精神から言つて

も、私はやはりとるべき政策ではないと思つてお

りますし、また財政法第三条の特例に関する法律

というのがございしますが、この財政法第三条の特

例に関する法律の面から言いますと、明らかに

これは、経済の緊急事態の中においてすら郵便

料金あるいは電信電話、その他国鉄あるいは専売

といった公共料金についてはこれを除外してお

る。こういう現状からいたしましてこれを除外して

おる。申し上げた憲法なり財政法を一貫して流れる、

国民の生活を十分に守つていくという立場で公共料

金の問題についてはこれを厳正に扱つてまいら

う、それがためには国会でひとつ十分に審議を

し、国会でその料金の決定を行ふ、こういう原則

が確立されておると思ひます。それにもかかわ

らず今回こういう法定制の緩和がなされようとし

ておることについては、私も非常に残念に思
います。また特に納得できないわけでありま
す。特に財政法第三条の特例に関する法律、こ
の問題を今回の法定制緩和の問題との関連にお
いてどういふふうに考えておられるのか、ひと
つ御説明を願いたいと思います。

○魚津政府委員 御提案を申し上げてお
ります。わゆる法定制緩和の問題が財政法三
条、なかんずく財政法第三条の特例に関する
法律という関係で、どのように考えるかとい
う御趣旨の御質問だろ

理解しているところでございます。そこで、今
郵政の現状にかんがみ、法律において郵便事
業にかかるといふ期間を設け、また料金の改
定幅の上限を定めるなど、この
ごとき条件を付した上で行おうとするもの
ではない、このように考えて、御提案を申し上
げたいと思っております。

要するに財政法第三条の特例に関する法律の趣
旨は、立法経過から伺いまして、財政法第三
条が、いろいろ当時の経済情勢の中で施行で
きなかったというふうな次第もありまして、財
政法第三条の特例に関する法律でその辺ひと
まづ決着をつけて、財政法第三条というものを
スタートさせるという趣旨であつたという
ことが、財政法第三条というものが実益とし
て、たとえば国の専売事業でございまして、た
とえ

財政法第三条の制定当時にもいろいろ議論せ
られておりました。法律論的にはそういう解
釈も政府側の方です。終始一貫なされてお
るわけですが、公共料金といつてもいろいろ
あるわけですが、それから特にいま私が指摘
した財政法第三条の特例法律、この中には
専売のたばこなども含まれておるわけであ
る。また公共料金といつても、この三公社、
あるいは郵便なども含めても、この公共料金
につきましても、それぞれ性格が若干違つて
おる。また事業の実態なども違つておる。そ
ういふ点では画一的には必ずしも言えない
面があると思つておる。

法律によりまして、三条との関係は、その時点
においては三条に拘束されることなく実施で
きるという法律上の効果が突如あつた、こう
いふふうなことを考へる次第でございます。と
もあれ財政法第三条の特例に関する法律によ
りまして、間違ひなく、郵便の料金は第三
条との関係でその適用を受けるというこ
とははつきりして、この次第でございま
す。

ただ、法定制緩和の理由として財政の赤字
が、わち欠損、この解消のために今回法定
制緩和をしようといふこと、この欠損とい
うのは、管上の問題ももちろん十分に考へ
なければならぬ。で、問題は、やはり国民
の立場から直接見たいわけの物価の状況
あるいは国民生活の実態、それからこの公
共料金の及ぼす影響、この面を重視して
いく必要があると思つて、そういう立場から
考へるべきだ。これは先ほど申し上げたよ
うに憲法に由来するところでもあつて、財
政民主主義、言いかえれば公共料金その
ものもやはり法定民主主義、こういう考
え方で一貫していくべきだと思つておる。
先例としては、専売にしても、あるいは国
鉄にしてもあるから、私は見ておられて、
政府として

ではどうも安易に流れておると思つておる
が、そういう点で、特に郵便料金という
国民全体に非常に緊密な関係のある公共
料金の問題、その主導性——さつきもち
と申し上げたように、公共料金の中でも
特に主導的な立場にある性格を持った
郵便料金でありますだけに、このことにつ
いては法律に必ずしも違法であるとか
なるといふことは別に、やはり慎重でな
ければならぬ。したがつて、いま言つた
財政の欠損あるいは赤字という観点を強
調する余り、財政民主主義、これは広い
意味では郵便料金も一種の財政の財源と
しての性格を持つておると思つておる。
そういう点では、どうも今回こういう形
で法定制緩和に踏み切つたことについては
私は理解しにくいわけなんです。その点
については、特に欠損金云々の面を強
調せられた提案趣旨になつておる。そこ
ろに一体どういふ配慮が、特にいま申し
上げた物価なり——物価の問題については
先ほど同僚委員の御質問に対して大臣の方
から〇・四％の影響程度しか考へられな
いと言つておりました。が、家計に及ぼす
影響も先般の御説明で〇・一三前後の影
響が各家庭の生計に及ぶといふふう
に言われておる。しかし、いま申し上げた
ように郵便料金の性格が性格であるだけ
に、私はその数字そのものより以上に心
理的な影響、こういうことも非常に重
要視をしなければならぬと思つておる。
そういう面に対する配慮はどういふ
に考へておるのか。

比較しましても、実態としては非常に少
ないといふことが言えること、さらに、心
理的という点で多少私どもの理屈を言
わしていただくまでも、郵便は他人の
信書の送達に独占といふことなんです
が、日常生活におけるコミュニケーション
の手段としての郵便という観点からい
たしますと、いろいろ通信メディアの
発達、多様化といふような中でも、心
理的に郵便よりもほかの通信手段とい
うようなことも相まぢまして、さほど私
たち心理的な影響という点、最初に申し
上げた数字を結果的にひっくり返すよう
な重みのある影響というものは、私
は持つていない。さういふことを考へて
いる次第でございます。

○久保(等)委員 これは郵務局長、そ
ういふ認識ではちよつと困ります。郵便
事業が非常に重要性のあること、こ
れは郵務局長は一番自覚をせられて、ま
た認識をしておられる立場だと思つて
おる。したがつて、それだけに郵便の持
つ使命なり性格が重大であればあるほど、
また、郵便料金というものがどういふ
性格を持ち、また、郵便料金というもの
が、またどういふものであるか、これは
当然となくきつて重要な重みを持った
性格のものである。さうだといふと、こ
の値上げは大したことないといふよう
な理解は、私は、先ほど申し上
げましたように、必ずしもその数字だけ
の問題じゃなく、それより以上の一つの
影響力なり、あるいはまたこのことが一
つの基準といふか、右へならえ式にな
つていく意味で、一つの主導性、そ
ういふ性格を持つておると思つておる。
それは大したことではないし、軽微な
ものだといふ理解の仕方は、これは私、
直接担当する責任者の立場においては、
御答弁なりあるいは発言の中身として
はちよつといただけません。だから、私、
数字は数字として、そのまゝ承るわけ
ですが、ただ、影響力の問題につ
いては、やはり重大な影響を持つてお
るという自覚の上に立つて、しかし、い
ろいろ検討したという話なら、これは
説明としては一応説明としてなつ

ておることについては、私も非常に残念に思
います。また特に納得できないわけでありま
す。特に財政法第三条の特例に関する法律、こ
の問題を今回の法定制緩和の問題との関連にお
いてどういふふうに考えておられるのか、ひと
つ御説明を願いたいと思います。

ておるが、影響力は大したことないからというように御説明では、これはそういう説明をしておると、一体本体の郵便事業そのものが大したことないんだという話にも運動しないとも限らないと思ふのです。その答弁についてはいささか聞き捨てならぬ気がいたすのですが、どうお考えですか。

○魚津政府委員 私、一万分の十五でございすとか、それから〇・〇四というその数字そのものを客観的に見るとということと申し上げたわけでございますが、ただその郵便の持つ影響力、これはもう先生おっしゃるとおり、私どもも私たちの立場でその重要性を認識しているがゆえに影響の大なることは十分承知しているわけでございす。そういう認識があつて法定制の緩和をさせる仕組みを御提案させていただきましたけれども、そういう気持ちであるがゆえに、厳しい条件をつけさせていただきまして、こういう自己規制と申しますが、そういうことをしながら、適時に料金を改定させる仕組みをお許し願ひたい、こういう御提案でございすので、私の最初に申し上げた答弁、多少私の意にそぐわない受けとめ方をされるということとは私も不本意でございすので、訂正をさせていただきながら補足をさせていただきます。たいた次第でございす。

○久保(等)委員 それから委員長、同時に特に郵務局長、この法定制緩和の問題でいろいろお尋ねしているのですから、法定制緩和の問題は、今回の上げ幅だけの問題じゃないのですからね。むしろ今後の問題なんです。だから、それが一万分の十五だとかなんとかいう話は、今回の中身はそういうものかもしれないが、法定制緩和によつてどういう形になっていくかは、それこそわれわれとしては国会の場で議論できないような状態になるだけに、今後の問題として非常に大きな危惧を持つわけなんです。だから、そういう立場から、法定制緩和の提案理由としては、いまの郵務局長の答弁というものは、私は答弁としては全然見当違いだと思ふのですが、今回の郵便料金の値上げの問

題に限れば、郵政省の郵務局長のお考えとしては、いま御答弁になつたような考え方もおしれません、それにしても私は不穏当だと思つて再質問したのですが、とにかく、いずれにいたしましても法定制緩和という問題が今回こういう形で出てまいりますことは私は非常に強く反対をせざるを得ないと思つております。

ところで、九十三条なんです、九十三条の一項、二項、三項とありますが、この一項と二項についての御説明をちょっと願ひたいと思ふのです、簡単にひとつ。

○魚津政府委員 お答え申し上げます。九十三条の第一項では、今回の料金改定は、郵政大臣は郵便事業の単年度の損益計算において欠損が生じた場合または欠損が生ずることが確定であると認められる場合にのみ行い得るということとを盛り込んだ条文だ、こういうふうに私たちは理解をしております。

なお、第二項でございす、第二項では、第一項の規定により郵政大臣が料金改定を行ひ得る期間が郵便事業に係る累積欠損金が解消されるまでの期間であることを規定している、こういうふうに私も理解しているところでございす。

○久保(等)委員 したがって、料金の改定を行おうとする場合には、その単年度における欠損と同時に累積赤字、その両者がそろわなければ料金値上げという問題を考えることはできない、考えない、こういう理解の仕方なんです。

○魚津政府委員 そのとおりでございす。

○久保(等)委員 この九十三条の第二項をながめますと「郵便事業特別会計の一の会計年度において、郵便事業に係る累積欠損金が生じないこととなつたときは、云々」として「新たに料金を定めることはできない」というふうになっていて、この二項だけを見ると、あたかも累積赤字がなければ料金改定をすることはできないけれどもというふうになっているのですが、累積赤字がないときでも何かやれるようなふうに反面解釈からなるような感じがしますが、そういうことはいいわけ

です。

○魚津政府委員 そのようなことはございませ

○久保(等)委員 それから、この九十三条の第一項のところに書かれております「政令で定める場合に限り」というのが政令の内容についてはどういうことを考えておられますか。

○澤田政府委員 お答えいたします。

ただいまの九十三条の一項の「欠損が生じた場合又は欠損が生ずることが確定であると認められる場合」として政令で定める場合に限り」という政令の予定をする内容でございす、これは趣旨をいたしましては、確定をしてない時点において累積欠損——当年度において欠損金が出るであろうという場合にも料金改定というものが行えるということとでございまして、どういう時点での欠損が生ずることが確定であると認めるかということになるかと思ひますが、一般の場合には、当年度の年度末近くになりますれば大体の傾向として把握できるわけでありまして、たとえば当年度予算自体で欠損を予定している場合、そしてまたその年度におけるベースアップあるいは物価の上昇等を考慮してみても大体そうであろうという一つのめどもつくわけでありまして、政令案として考えておりますのは、一つの目安といたしましては、毎月私どもで計算をいたしております総合計残高試算表というようにものがございす。これは一口で申し上げますと郵便事業特別会計の毎月の決算ということとでございまして、こういうものをやっております、それからほぼ判断ができるということとでございすので、そういうものをもとにして、欠損が出るのが確定であると認める場合というものを規定しよう、こういうふうに考えております。

○久保(等)委員 この法定制緩和は、今後の扱いとしては結局国会での決定ということにはならない。したがって郵政審議会に郵政大臣が諮問をする、そういう形で郵政大臣権限で決定をせられることになるわけなんです。私はもちろん先ほど来

申し上げるようにそういったことは全く賛成できないわけなんです、この郵政審議会がしたがって従来より以上に非常に大きな責任と、まあ権限というわけにはまいらないでしようが、郵政大臣の諮問機関ですから、しかしそれにしても、とにかく責任が非常に大きくなつてまい。実質的にはこの料金問題に関する限りは何か国会にかわる審議が要請せられることになると思ふのですけれども、今日現存する郵政審議会、これについては私もいろいろ意見を持っておりますけれども、現在の郵政審議会というものは現実には一体どういう運営がされておるのか。私も若干資料等も御提出を願つて見ておりますが、この運営状況について、これもできれば簡潔にひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○奥田政府委員 郵政審議会は郵政省の所掌業務にかかわる重要な事項を調査審議するという重大な役割を担うものでございまして、まず委員の構成につきましましては、広く国民各層の意見が反映されるよう、極力各界の有識者を網羅するよう配意をいたしております、現在人数といたしましては三十八名以内ということで運営をされております。

郵政審議会の具体的な任務といたしましては、法令等により郵政審議会に諮問することとされている事柄、あるいは議を経ることとされている事柄、あるいは審議会の意見を聞くこととされている事柄、これらの中には現在のいわゆる郵便についての省令料金あるいは郵便貯金の利率あるいは簡易保険の約款等が含まれておりますが、そのほかに郵政省の所掌業務に関する重要事項について随時郵政大臣が諮問をいたす。最近の例といたしましては、現在御審議をいただいております郵便法改正案の基礎といえますが前段作業となりました財政改善策について昨年諮問を行った事例等がございす。

また審議の方法といたしましては、総会における審議はもちろんでございす、一部高度専門的あるいは技術的な事項等につきましては、常設

されております四つの部会において審議をされる場合もありますし、また特別な事項あるいは二つ以上の部会に関連する事項については特別の部会、たとえば先ほど申し上げました去年の審議会における特別委員会というふうな形で審議をされることもございます。またその審議の過程において、必要に応じて各々から参考人の意見を聴取する、あるいは業務の実態を視察される等の方法によって慎重な審議運営がなされている次第でございます。

○久保(等)委員 いま御答弁の特に最後のところ、慎重に審議を進めておると言われておるのですが、従来からの運営についてこれで十分にその使命を果たしてまいっておるといふふうに理解をせられますか。どういふふうにお考えになりますか。

○奥田政府委員 従来郵政審議会に審議をお願いしました事項については、審議会として十分意を尽くし、慎重に御審議をいたしてきた、かように存じております。

○久保(等)委員 この開催の実情等についても、私資料を見ておるわけなんです。昭和五十三年、五十四年、暦年で開催数を資料として出してもいいんですが、総会が五十三年も五十四年もいすれも四回、それから部会、確かに四部会常設をしておられるようですが、その部会も一年にまず一回、せいぜい二回程度開かれていたのが、まことにどうもこの程度で審議会というものが任務を全うしておるとはちょっと考えがたいわけなんです。特に時間数からいっても、総会は昭和五十三年が四回やってありますが、通算して一年間に十四時間弱、五十四年が五時間半、その程度の時間しかやってない。郵便部会も五十三年は合計して二時間二十分、五十四年が二時間十分ぐらい。これは二回ずつです。一回一時間ぐらいを二回やっている。為替貯金部会も、これは五十四年は一回もやっておりませんが、五十三年だけが四十五分間、一遍やっている。保険年金部会も一年に二回ずつやっているのですが、トータルして二

時間前後。こういう程度では郵政審議会そのものが論議らしい論議もできない。しかも総会のごときは、先ほどお話があったように約四十名近い委員がおられるわけですが、要するに何か審議会をつくらなければならない大臣の施策の中に生かしていくように各界の方々と、確かに各界の方々が顔を並べておられるわけですが、必ずしも各界から大ぜい出るから十分に審議できるというものでない。

私は、この郵政審議会の今後のあり方の問題として、運輸省には運輸審議会というものがありますが、この運輸審議会あたりのあのやり方をある程度考えてみたらどうかと思ふのですが、これも性格がまた違いますが、運輸審議会並みにするのであれば当然法律改正もしなければならぬ。単なる諮問機関ではなくてむしろ運輸大臣そのものを縛る、運輸大臣はその結論に基づいて、これを尊重して実施しなければならぬというふうな形にもなっておりますし、もちろん勧告もできるわけですが、しかも、人員が運輸事務次官を入れて七名というまことに少数精鋭主義で、この開催日数だけを考へてみてみると、多いときには百回以上一年間に開いている。少なくともといえますが、大体一年に八十回から九十回、この数字も私、手に入れてちょっと説明してもらっているのですが、五十三年に九十八回、五十四年に九十一回というように、去年おとしも九十回を超えておるのですが、私はやはり郵政審議会というものが従来もそういう点では形骸化しているか、どうも余り実効が上がるような形での審議会の構成になつていない。それから実績も、いまちょっとお話をあつたように、あるいはまた私が申し上げたような状態として、四十名近い委員の方々がおられて、そしていま言ったように、時間的に言えばほんのわずかな時間でもって年に総会を四回やっただが、去年あたりは一年間全体でわずかに五時間半ぐらいの論議をしたといつても、こんなものは論議をしたらちに入らないと思ふのです。先ほど官房長から話のあった郵政事業の財政改善策に関する方策を諮問した特別委員会、これにして

も八回、これは特別委員会でやっておられるようですが、これも全部トータルして十八時間余りです。これは短期間に八回開いたのですから、回数としては他の部会あたりとは比べものにならないと思ふのですが、とにかくそれにしてもいまのような構成なり運営をやっておったのでは、従来の所管事項だけにしても十分に大臣の諮問に答へ得られるような構成になつておらぬと思ふし、運営がなされるおるとは言えないと思ふのです。

ですから、その点については今後十分に考えていかなければならぬし、同時に、今回この法定制緩和主義でもって、この郵政審議会が事実上料金問題について、決定権はないですけれども、少なくとも大臣が諮問するからにはその審議会の意見というものが十分に反映されるのだからと思ふますが、そういうものの効果を上げていこうとするならば、やはり郵政審議会そのものの性格についても当然変更を考へていかなければならぬ、検討しなければならぬ重要な問題だと思ふのです。この郵政審議会、私はこの数字から見れば、あつてなきがごとしと言つてもいいほどまことに貧弱な、とにかく部会にしても多くて年間二回、一遍も一年間に開かぬ場合もある、そういうような審議会では話にならぬと思ふますし、総会そのものがいま言ったように年に四回ということ、各委員の出席状況も率直に申し上げて芳しいとは思われないのですが、非常に短期間で精力的にやられたと思われ、特別委員会における出席なんかにしても、やはり出席状況は非常によかつたとは思ふすも言えない状況でして、この審議会の今後の問題として、先ほど、きわめて慎重に十分に審議をされておるといふ官房長の御答弁だったのですけれども、私はこれは大いに改善を要する実情に現在あると思ふ。もちろん委員個々の方々が熱心にやられたことは当然だと思ふのですけれども、個々の方々が熱意があつたとかないとかいう問題は別にして、運営の仕方について、少なくともこの数字から見ても十分に審議をしてもいい、検討してもらい、熱心にやつてもらつたという形とはお世

辞にもちょっと言いたいと思ふのですが、その点いかがですか。

○奥田政府委員 ただいま御指摘のように、郵政審議会と運輸審議会を比較いたしますと、委員の任命方法あるいは構成人員等かなり異なる面があるわけですが、いずれも郵政関係、運輸関係の重要事項を審議するという重要な任務を持つておられる点については同じであらうと思ふわけでございます。

ところで、郵政審議会は先ほど申し上げましたように四十名近い委員の方がいらつしやるというふうなことでございまして、それぞれ他に仕事を持っておられるというところから、各会合に全部御出席ということは必ずしも望み得ないと思ひまして、その都度その案件については十分な御審議をいただいているわけでございます。

先ほどまた総会の回数等についても御指摘がございましたけれども、先生御承知のように、昨年の郵便財政再建方策に関する諮問案件は、当初に総会を開きましてその席で委員のうちから十九名を選出特別委員会を設けられました、八回にわたる審議を重ね、さらに総会で最終的な審議をされるというふうな形で行われたものでございまして、この全体のプロセスを一貫してながめまして、は、かなり慎重に十分に審議をいただいたというふうに考へておられるわけでございます。いずれにいたしましても、御指摘のように今後郵政審議会の任務は、単に郵便料金の問題のみならずますます重要になると思ひますので、審議会の御活動についても省として一層御期待を申し上げると同時に、郵政省としてもその審議がさらに充実したものと考へよう、できるだけの力をいたしたいというふうな考へる次第でございます。

○久保(等)委員 大臣にいまのようなことを前提にして少しお伺いしたいと思ふのですが、郵政審議会は、御承知のように郵政省設置法の第十九条のところに「その他の附属機関」という形で出ているのですが、それも一条設けて規定せられてい

のじやなくて、この十九条に「その他の附属機関」ということで一覽表みたいになっておつて、その中に同時に簡保年金審査会といったものがずつと五つばかり並べられておるのですが、そういう程度で、その下のところに数行でもつてその性格、目的といったようなことが定められておる。これで終りなんです。どうもこの程度の規定の仕方では、先ほど来申し上げるような運営にもなり、したがって郵政大臣が諮問をせられて出てくる答申というものが、十分にあらゆる角度から議論を出されてくるという仕組みにはなつておらないと思ふのです。運輸省設置法の中に規定せられております運輸審議会、これは性格が全く違いますが、しかし料金値上げ等の問題については、運輸審議会の持つております重要な使命あるは目的と全く同じような重要な意義を持つておると私は思ふのです。だから、そういう点から言へば、立法論的にはこれを改正をして、十分に国民の期待に沿えるような権威のある、権限のあるものにする必要があるんじゃないかというふうに私は考えます。だから、特に法定制緩和という問題等を今回提案せられるような機会にこそ、郵政審議会の性格、権限、そういったものについて本来であれば検討をされて、今回の国会に当然こういつた問題もわれわれに御提案が何らかの形で出てくる、こういう形でなければならぬと思ふのです。その点、この郵政省設置法の中に規定せられる「附属機関」といった規定の仕方について非常に問題があると私は思つておるのですが、大臣、どんなふうにお考えになりますか。

○山内国務大臣 ただいま郵政審議会につきましては、法律の中ではいまお話があつたとおりでございます。また官房長から先ほどいろいろ説明をいたしました、いままでは一生懸命やつていたんだという説明がありましたけれども、いま久保先生のいろいろな御指摘もございまして、なおかつ今度は法律を通していただければこれは重要な役目も帯びてくるわけでございますので、先生の御趣旨の点を十分に体してこれから運用をうまく

やつていきたいとも考えるわけでございます。ただ、運輸審議会と書き方が違つてないかという御指摘もございましたけれども、運輸審議会だけちよつと特に違ひのございまして、大体の省はこういうような書き方でやつておりますので、書き方はともかくとして、嚴重に運用をこれからやつてまいりたいと思つておるわけでございます。

○久保(等)委員 大臣、それは書き方の問題だけじゃないんでして、先ほどから申しておりますように、運輸審議会の場合には全く性格、権限が違つておる。運輸審議会の委員は総理大臣が両院の同意を得て任命をするというふうになつておりますから、運輸審議会の委員そのものは選ばれ方が全然異なつておる。大変な非常に重みを持つた運輸審議会の委員ということになつておるわけだ。したがつて、過去あるいは現在までの問題は別として、本質的に言へば運輸審議会の委員にも四散すべき郵政審議会の委員ということにもなると思ふのです。立法論的に考えるに、運輸審議会の委員と並ぶ重要性を持つた郵政審議会の委員であるわけだ。したがつて、数ばかりはなるほど一般の審議会と同じように多いわけですけれども、中身の問題になりますと、先ほど来申し上げますような現在の運用が運用の実態であるだけに、これはぜひ大臣も認識を新たに上げていただいて、立法論的に考えるなら私の申し上げておることが筋違ひだとは思ひたいわけだ。だから、ただ単に法文に並べる書き方の問題ではないのです。運輸審議会の委員と郵政審議会の委員は全く性格が違ひます。違ひますが、違ひだけに運輸審議会委員にも四散する郵政審議会の委員だろつと私は思ふのですが、そういう点では立法論的に検討に値する問題だと思ひますし、それについての検討をされる必要があるとお考えになるかどうか、そこらのところをひとつ結論的に伺ひたい。

○山内国務大臣 御趣旨の点は十分にわかりましたので、よく検討させていただきます。

○久保(等)委員 それは立法上の問題でございまして、当面の運用問題について大臣に少しお尋ねをしたり、私の意見も少し申し上げたいと思ふのです。

郵政事業は、全般的にながめても、何と言つても先ほど申し上げたように国民全体に直結するいわば国民全体に対するサービス機関でありサビス事業だと思ふのです。そういう点からいいますと、郵政事業について平素十分に国民全体の意見も吸ひ上げてまいり、あるいはまた郵政省が必要の拡大とか何とかというところでいろいろ苦勞されておるわけですから、当然郵政省の考へておる考へ方というものについても十分に国民の方々に御理解を願う、そういう点ではパイプらしきパイプがないのです。したがつて、われわれは最近電電公社あたりにも強くそういったことを進言をして、実施に移されていく点もあるのです。たとえば中央と地方に、地方といつてもそんなに細かく設けることは大変だと思ふのですが、郵政局単位ぐらいごと利用委員会というものが、そういうふうなものをつくつて国民の方々に十分に郵政事業に対しての御理解もいただくと同時に、いろいろ御意見もいただく。そういうことになれば、午前中のいろいろな質疑の中でも出ておつたやうであります。国民が本當に切實に考へておる問題が事業の上に反映されているかどうかという点について疑問が持たれるような問題も若干あつたやうですが、そういう点ももちろんのこと、私は従来から実は考へておることなんですけれども、本省とそれから申し上げたやうに各郵政局単位ごとぐらいに利用委員会というものをつくつて、そこでとにかくいろいろのコンセンサスを図つてまいり。ということとは、特に事業官庁であり、これだけ膨大な、全国津々浦々もろろ郵便の仕事もありますし、簡易保険にしてもあるいは貯金その他の業務にしてもあるわけなんです。一方的に、郵便は配達するあるいは保険の募集はするといふものの、本當のその地域地域での国民

の要望あるいは希望といったようなものが生々しく吸ひ上げられるようなシステムがないと思ふのです。これは大臣の御一存でやれることですから、そういうことについてこれは単なる検討じゃなくて、ぜひひとつ前向きでそういうことをやつてみよう、もちろん私、何人であつてもうなんというそんなことまで申し上げませんが、つくろつたという意味は私が申し上げたことで御理解いただけたと思ふのですが、そういうことについて大臣、どうお考えになりますか。

○奥田政府委員 ただいま先生御指摘の問題について、実情について御説明を申し上げます。

先ほど来話題になつております郵政審議会、これは国民、利用者の意見を事業に反映させる最も重要な場であると思つておるのですが、そのほか、現在郵政省におきましては全国主要な郵便局に郵便協力会というやうな組織を地元の皆さんにおつくりをいただきたきまして、ときどきお集まりをいただいて郵便事業に対する声を聞き、あるいは郵便局側からのいろいろな御説明や御意見をいただくやうな場を持つております。また、郵便貯金預金者の会あるいは簡易保険加入者の会というやうなものも郵便協力会とは同じ範囲に組織をされております。また、特にこの預金者の会、簡易保険加入者の会につきましては、各郵政局管内ごと地方会、さらに全国を合せて中央会といふやうなものもございまして、定例的にお集まりをいただいていろいろな意見をお聞きして、御引例になりました電電公社の利用者委員会と全く同じとは存じませんが、かなり似たやうな機能を果たしているのではなからうかというふうに存する次第でございます。

【委員長退席、畑委員長代理着席】

なおそのほかに、若干形は違ひますが、郵便モニターあるいは郵便貯金モニターというやうな形で毎年数千名の方にお集まりをして絶えず御意見を拝聴するといふやうなやり方もしておると思ふのでござい

○山内国務大臣 いま官房長から一応利用者とい
いますか、声を聞く仕組みの説明がありましたけ
れども、先生の御指摘もございましたので、ひと
つさらに検討して、一層その声を集められるには
どうすればいいかというようにやらさせていただきます
したいと思います。

○久保等委員 官房長の御説明はそれぞれの事
業部門でそれぞれ地域においてやっているという
お話で、それは私も承知をいたしておりますが、
もう少し統一的にどうか、もう少し系統立った
形で、しかも協力会というのはいくまでも協力し
てもらおうというので、郵政省の都合とっては何
ですけれども、郵政省サイドで考えた構想だと思
うのです。そうでなくて利用者、国民の方々を中
心にして、そういった方々の意見を本当にどうし
たら生かせるだろうかという立場での利用者委員
会、名前も仮称ですが、そういったことを考えた
らどうか。それで、先ほど申し上げたように数を
そうたくさんつくるわけじゃないし、それからま
た貯金部門だ、やれ保険部門だというのじゃなく
て、郵政事業全般について——そのかわり、委員
になっていただく方にはある程度総合的に物をお
考えいただきたいような方ではないかとまずい
思うのです。だから、そういう方でも少し体系
的に整理した形の利用者委員会的なものを中央並
びに各郵政局ごとぐらいに設けて、そこで時と場
合によれば大いに議論もするということにしま
すことにしていただろうかという提案です
し、大臣、そういったことについて積極的に取り
組んでまいらうという御答弁と理解をしておき
たいと思うのですが、よろしゅうございませ
か。——大臣、うなずかれておるようでありま
すから言葉の上での表現はあえて求めませんが、そ
ういうことで御努力願いたいと思います。
同時に、郵政審議会の運営の仕方の問題につ
いて。

料金問題等がいろいろ議論せられたり審議をせ
られたりする郵政審議会については、従来ど
ういうふうなところでおるか知りませんが、国民に直接関

係のあるような料金なんかの問題が議論せられる
場合には、議論せられたもののそのものが詳細に記
録せられ、少なくともこれが公開せられてしかる
べきだと思ふのです。そういったことについてど
うお考えになっておりますか。

○奥田政府委員 現在の郵政審議会の運営方法で
ございまして、議事の公開、非公開につきましては
審議会自体が決められるというやり方になっ
ております。公開で行われる審議会も多ござい
ますが、事案によりましては、各委員がそれぞれ
忌憚のない意見を述べることができるようという
配慮からかと思ひますが、非公開ということで行
われる場合もあるわけでございます。したがいま
して、議事録の取り扱いにつきましても、公開で
行われた審議会の議事録についてはお求めに応じ
て閲覧等に應ずることもありますが、非公開の会
議の議事録については、したがって非公開という
ようなことになっておる次第でございます。

なお、ちなみに類似の審議会等の状況につ
いて、大変詳しく調べたわけではございませんが、
たとえば運輸審議会あるいは専売事業審議会、こ
れらの審議会におきましても、大体において非公
開で審議がされておるといったふうな状況でござ
います。今後におきましても郵政審議会、ただ
いま先生のおっしゃいましたような御趣旨で審議
の適正な運営を図っていただくように私どもとし
ても努力をいたしたいと思つておるところでござ
います。

○久保等委員 従来の運営の仕方についてはい
まお話があつて、それはそれなりに理解をする
として、だから今後の扱いの問題です。私は、何も
かもとに審議会の記録は全部公表した方がい
い、そこまでは申しておらないつもりなの
が、直接国民に関係のあるような重要問題につ
いては、審議の詳細な記録、言いかえれば速記録
みたいなものが、そういったような形で審議の
内容が明らかにされなければならぬと思つてい
る。単に審議会の諸君が、これは公開してもい
じやないか、これは公開にしないでひとつ非公開

にしやうなどという、審議会の諸君の判断に任せ
るのじゃなくて、むしろきちとした規定なり何
なりを設けて、いま私が申し上げるような趣旨で
原則として公開という形で運営をすべきではない
か。特に今後は、料金問題等についての議論があ
つたとすれば、これはわれわれとしても当然要求
せざるを得ないし、また国会に詳細に報告をせざ
るを得ないと思ふのです。その場合に、いま言
つたような方針で、委員が非公開だからといって資
料は出せませんとか何とかいうようなことでは
許されなかつたと思ふのです。同時に、出された結論
を一体どの程度大臣が採択をしたのかしないの
か、その程度の経緯を、やはり国会の場としても少
くとも十分に見定めていかなければならないと思
ひますが、その場合に、諮問機関という形で各
委員の発言なりあるいは審議の模様はわからぬ
として審議会に於いて、大臣としてはこういう形
で決裁をしたのだという程度のことでは、どうい
う経過でどうなったのかちつともわからないわけ
です。したがって国会では少なくともそういうい
つたことについて要求をしてまいらなければなら
ないと思ふのですけれども、そういった要請にこた
えられないためには、いま言ったようなきちつとし
た記録をとつておく、各委員の発言の内容等につ
いてもきちつとしておく、こういうことは当然必
要だと思ひますし、先ほども申し上げましたよう
に、本質的には法改正を必要とするほど重要な
審議会に、従来は別として、とにかく今後はそ
ういう性格のものになるわけですから、したが
つて従来やっておったという程度では済まされな
いと思ふのですが、特にこの会議の記録の問題、公
開すべきだと思ひますし、それからまた同時に、
特に国会等で要請をした場合には十分にこれにこ
たえ得るような体制をつくつておく必要がある
と思ひます。その点、大臣、どうお考えになりま
すか。

○山内国務大臣 重要な審議会でございますの
で、議事録を詳細につくることは従来のおりで
ございまして。その議事録を公開するかどうかとい
う問題は、いろいろ発言者等の問題もございま
す。ほかの審議会の状況をちょっと御披露させ
ていただきますと、運輸審議会は非公開、金利調整
審議会非公開、専売事業審議会非公開、資金運用
審議会非公開、米価審議会非公開、大衆議事録は
自由に発言者が発言できますように非公開にな
っております。けれども、こういう通信委員会等
で、どういふことがあつたのか、こういうよう
なお尋ねがあつたような場合には、ひとつ御説明が
できるようにしたいと思つております。

○久保等委員 これはひとり通信委員会だけの
問題じゃないと思ふのですが、実は審議会問題に
対する本質的な政府全体の取り組み方がやはり私
は誤つておると思ふのです。よく言われるよう
に、審議会というのは要するに隠れみのだと言わ
れるのはそこにあると思ふのです。それは審議会
としては当然大臣の諮問機関ではあつても、所管
の大臣に対して耳の痛いことでもやはりい
うことがあつてはさるべきなんです。とにかく
大体審議会というのは、諮問した側の方で実質的
にはとにかく答申までつくる。そしてそれに対し
てイエス、こいうのが審議会の大体の運営状況
です。ここに私は、だから審議会というものに
対してどうも好感が持てない非常に大きな原因が
あると思ふのです。少なくとも民主的な一つの機
関として設ける審議会であるならば、審議会の中
で十分に自由な発言がされ、そのことがまた、あ
のやうには特別な発言をしてけしからぬとかなん
とか言うこと自体が自由民主的ではないのでし
て、結局、思つた自分の自由な意思が発表せられ
てこそ、初めてそこに審議会としてあるいは委
員会にしてもその機能を発揮することになるの
で、人が言つてゐるから、まあとにかく当たら
ずさわらずのやうな態度をとつておけばいいん
というやうな考え方で運営すると思ふれば、そんな
審議会は設けなくたっていいので、あつたて意
味がないと思ふのです。

でおります三十四条の一号、二号の構想というところでございます。

それで、具体的にどの程度の収入を見積もっているかというところでございますが、昨日も報道機関に、まず広告主、スポンサーというものが広告郵便なんかによろんな注文を持っているのかというような調査をした結果を発表したところ、一部報道にもなっておりますが、まだその辺見きわめないいろいろな事情がございます。ございますけれども、われわれといたしましては、お客様に料金を引き引く結果になるというからには区切りのある減額ということではぜひ考えたいなというように、これはすでに記者クラブ等にも私申し上げたわけでございますが、大体五円割り引くというようにいたしますと、印刷費とかその他のいろいろな費用からすると大体一枚について十円程度広告代というようになつてくることになるというところでございまして、そういうことを御説明を申し上げましたことを前提にしまして、来年度、五十六年度の概算要求でそういう広告収入というようなのを、これはまだいささかからぬタスキの皮算用という実態もあるわけでございますが、大体七億五千万円というようなのを郵便収入というかっこうで見積もっている次第でございます。なお、その官製はがきというもののについては、まだ具体的にその需要可能性といひますか、そういうものの調査が済んでおりませんので、これはまだ具体的な数字を計上するとか見込んでいられるという実態ではないわけですので、その点御了承願いたいと存じます。

○澤田政府委員 第三十四条の大蔵大臣協議のお尋ねでございますが、この趣旨は、国の物品を無償あるいは時価より低い対価で譲渡するとき、こういう場合には、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律というのがございまして、これに基づきまして大蔵大臣と協議する、こういうことになっております。ただいま郵務局長から御説明いたしました今回の広告つきはがき、これは広告料相当額だけ安く売りさばくということになるわけ

でございますので、ただいま申し上げました法律の趣旨に従って大蔵大臣と協議する、こういうことでございます。

○久保(等)委員 なおいろいろこの増収対策の問題としては考えられると思うのですが、一つ一つやっておりますと時間がありませんから省略いたしますが、新規事業という増収対策というからには新規の分野を開拓するという形にならざるを得ないと思ひますし、なかなかむずかしい問題もありませんが、なお一層そういうことについての研究を重ねてもらいたいと思ひます。

これはまあ増収対策とは若干違つて合理化みたいな話ですが、特定郵便局、これは郵政事業に於て地域的にも大宗をなす分野だと思ひます。ところが、この問題の経営については、管理経費の非常に過大といったような立場から、かつて、大分前ですが、昭和三十三年の十月ごろ、行管から勧告が出された経緯もあるようであります。そこで指摘されておられることは、特定郵便局の中でも特に小規模の無集配特定局についての勧告だったようですが、数からいって三名以下の特定局だけでも全国で約六千五百程度あるようです。したがって、三人以下といへば、局長と二人ないしは一人といったような小規模の局なんです、こういうものがやはり経営的にはなかなかむずかしい問題じゃないかと私は思ひます。

しかも、先日の当委員会が政府委員の説明を聞いておりますと、局長の年齢なんかも相当高齢者がおられるような話でして、六十五歳以上になつてなおかつ局長をやつておられる方が四百四十名も少しきつとけじめをつけた方がいんじやないかと思ひます。少なくとも六十五歳以上になつてなおかつ局長をやつておられる。これは後進に道を譲るという面から考えても、それからまたさらには年齢的にも六十五歳以上。今日日本の現状からすると何とか六十歳というのが一つの悲願であります。局長ともなつてなお六十五歳以上というのはいろんな意味において、それも郵政

省の全職員がそういう方針をやつていられるというならこれまたなんなんです、そういう特別なしなも局長という責任者のポストに六十五歳以上でなおおられるということも、これは私、現状からするならば余り適当でない、したがって六十五歳どまりという程度のことでは扱つていくべきじゃないかと実は思ひます。そして、とにかく特定局長の部外者という問題については、できるだけ部内者を起用していくという方針を進めていっていただろうかというふうに思ひますが、その点はどうでしょう。

○岡野政府委員 先生お話しございましたように、部内事情につきましてはずつとお詳しい久保先生のお話でございしますものから、こんな申し上げようもないだと思ひますのですけれども、御存じのとおり、特定郵便局が全国津々浦々に設置をされて、地域社会に密着をした、きめの細かな郵政サービスを提供するのである、そして国民あるいはその地域住民の皆様に非常に親しまれ愛されている存在であるというようなこと、その郵便局を主宰をしますところの郵便局長の人事、これにつきまして、あにひとり部内者に限りませんで、部内、部外を問わず広く適任者を選考、任用してまいりたいというのがいまとつての制度でございしますが、先生のおっしゃいますように、部外者のみならず部内者につきましても、局長候補者の在来勤務ぶりあるいはその実績でございしますか、あるいは直接面接等もいたしまして、人物の評価あるいはそのお人柄などがさういった局務運営にふさわしいかどうかというやうなことで、これまた十分大ぜいの人数の皆様が局長に任用をされているというやうなこと、これが実態であろうかと思ひます。先生がおっしゃいますやうな意味では、部内、部外を問わずにいまのやうな趣旨で適任者を選考してきまして結果が、結局部外者について一割ぐらいであるし、あるいは四親等以内の血縁者でございしますか、姻族を含めてもございしますが、それがそのまた半分ぐらいであるというやうなのがいまの実

態になつていられるところでございします。それからまた、余りに高齢者はいかかなものであろうかというお話でございしますのですけれども、私どもいまでもございしますやり方といたしましては、特定局長は、五十九歳以上の者で、かつその退職を勧奨するのに適当な者につきまして、あるいはこれを能力の面からあるいはその健康状態の面から検討いたしましたして勧奨対象者を決めまして、言ひますならばこの勧奨をしていこうというやうなことでございします。

というやうなことでございまして、やつてまいりましたところでございますが、先生の御意見その他いろいろございしますものから、私どもも、あれやこれやいろいろの考え方を今後ともめぐらしてまいりたい、こんなふうに思ひつていられるところでございします。

○久保(等)委員 地域に密着ということ、これはもちろん必要なことでありますが、ただ、特定局を新しく創設をする、あるいは創設をした、まあ新しい団地ができた、団地ができたんじやなくて新しい部落、部落はもう前からあるんだが、そこへ今度は新しい局をつくる、そういうやうな場合には地域との密着という点でその地域における方を局長にするという点にも全然理由がないわけではないと私は思ひます。しかし、もう特定局ができて数十年にもなるというやうなことになる、その地域における密着とかなんとなかといふことはさう大して現実の問題としてはないと思ひます。したがって、局長が他の地域から転勤をしていって業務をやつて、それで支障が出るというやうなことはあり得ないわけですよ。だからさういった点を考えるならば、いまお話があつたやうに一割程度とはいつても、とにかく部外者がいきなり責任ある局長に就任できるなんというのにはこれは郵政省以外にどこにもないし、それからまた、局内に非常に優秀な方が大ぜいいて、むしろ適当な機会に昇進の道をつくつていくということはこれはもう当然大事なことだし、そういう意味では、むしろなかなか行き詰まつてお

すかという話をしておりますと、郵便法改正の問題もひっかかってくる、こういう話なんです。

この電話ファクシミリというものは、電電公社としてはいわゆる速達郵便にかわるものとして今後発展させていきたい、こういう意欲的なお考えでございます。これの善悪は別といたしまして、そこでお聞きをいたしたいのであります。が、現

○畑委員長代理　以上をもって久保等君の質疑は終了いたしました。

と事業所の受け取り物の比率は、私人の受け取り物の割合が増加する傾向にあります。事業所

ので、この点について少しく伺いたいのでありますけれども、過日、私ある百貨店にこの種の催し物

在、電話ファクシミリそのものの販売の進行状況はどのような現況にあるのか。大きさはいろいろ

○野口委員 私は、郵便法の改正に関連をいたしまして、若干見解を明らかにしていただきたい事項がございますので、順次お尋ねをいたしたいと存じます。恐らく同僚議員並びに先輩議員が数多く御質問になった後でありますので、重複する向きが出てくるかも知れませんが、その点はあらかじめお断りをいたしておきます。

あるわけでございまして、これも四十八年と五十四年という比較において御説明を申し上げますと、四十八年においては個人の受け取りが五六・五%でございました。それに対して五十四年の九月では六五・一%。事業所の受け取りが四十八年では四三・五%であったものが最新の五十四年の調査によりますと三四・九%、こういうことに相

しましめて話でありますが、お伺いをいたしました。非常に生の声を聞いてまいったのであります。これはいままたま郵務局長がお答えになりました。これは事業分析とちよつと類似をしているのでありますけれども、これからの郵便物というものは、ずいぶん変化をすることであらう、したがって、ファクシミリの持つ重要性というのは非常に多大であ

りましたが、大きさは10、20、40ですが、たくさんあるのです。これは一番小さなものでありますが、まだ販売されておりませんからゼロでありますけれども、それ以外のファクシミリの販売の進行状況というのはどのくらいであるのか、それをまずお聞きしたい。

○稲見説明員 お答えいたします。

まず第一番に、後ほど大臣からも御答弁いただきたいと思いますが、さておきまして、事務当局からの御判断をいただきたいのでありますが、最近の郵便のコミュニケーションの現状分析と申しますか、郵便の内容というものが年を追って変化をしている、こう思われますが、郵便物の内容の分析の結果、近年の移動の状況はいかがなものか、これをまずお聞きしたい。

次、郵便物の内容別の利用状況というものも調査をいたしているわけでございますが、五十四年の調査では、そのシェアの大きい順に申し上げさせていただきますと、ダイレクトメールと言っているものが二二%、それから金銭関係が二一%、あるいは行事とか会合の案内というような内容のものが一三%、それから消息、各種のあいさ

る、したかつて郵便、特に速達郵便にかかわる施設としてぜひともお備えをいただきたい、小売店業者なんかでは非常に必要でございますよ、こういう御説明を現場でなさっているわけであります。それでいかほどですかというような話などをいたしまして、ペンフレットがたくさん並んでおりますので、ペンフレットをいただいてまいりました。電電公社という「電話ファクスミニ」こういう

数字は丸めて申し上げますが、電電公社で提供しております直営と申しております電話ファクスは、五十四年度中に、ファクス40と申します、これはスピードの遅いものでございますが、これが二千四百五十台、それからファクス20と申しております、これは中間的なスピードでございますが、これが千八百八十台、それからファクス10と申しております、これは高速の機械でございます

○魚津政府委員　お答え申し上げます。

私ども、三年に一回ずつ郵便の差し出し内容等のいわゆる利用構造というものを調査をして、業

御説明を申し上げたものの郵便物で全体の六割という現状に相なっているとところでございます。

のところ「社内資料」と書いてある。社内資料なるものをどうして外へ出すのだろうかと思った

ございまして五十台、合わせまして約四千四百台を新しく販売をしております。

務運行の諸計画に資するようになつてゐる。

ございますが、そういった利用構造調査というよ
うな結果をかいつまんでお話し申し上げて答弁に

○野口委員 ただいまお伺いをいたしましたように、先ほどこちよつと郵務局長舌を滑らせて、郵便

これは一体幾らで普及をさせるのですかという御質問をいたしますと、大体公債が十五万円前後

ス40は昭和四十八年度から売り始めておりま
す。それからファクス20と申しますのは五十三

かえさせていたたくわけですが、第一点

といたし、差し出しについて、私人と申しますか、個人と事業所の別についてという観点、

うな修向にあるようなことを言われましたので心外だったので、後ほど訂正されましたのでこ

が、実はこれは郵政省がなかなか認可をしないので、とうとう郵便局の月額四千円程度も上りつとこまでなつてゐる。

いりまして、五十四年度末の稼働しております施設

この点がどうなっているかといふ事は、あな

みに四十八年の九月に調査をした場合には、個人の差し出しが一九・五％でございました。最新の

あるいは、そのかた後となく、そのかたに道順していき、
あるうかというに足る資料をいろいろな角度から
見てみました場合に、いまお答えになりましたよ

思つて三言に聞かぬか、それの回答に言
てくれない。認可は恐らく十一月の末になるだろ
う、どうして十一月末なんということを言うので

ドのファクス20が二千台、それからファクス10は五十台、合計、電電公社提供の直営の電話フ

アックスというの一万二千三百台、こういう数字に達しております。

それから一方、ユーザーさんの方で設置なさる自営と申しておりますが、アックスミリがございまして、自営のアックスミリで電話網を利用する形態のもの、これは中速、高速が主力でございましてけれども、各種の機種を合わせまして五十四年度中にはおよそ三万三千台増加をしております。同年度末でこの自営の電話網利用アックスミリというものが全国で約八万六千五百台、これだけ稼働しておるといふふうに承知をしております。

したがって、私どもの電電提供の直営のもの、それからユーザーさん設置の自営のもの合わせまして、電話のネットワークを利用しておりますアックスミリというものは五十四年度末でおおむね十万台、こういうふうに把握をいたしております。

○野口委員 ところでアックスミニに入るわけでありますが、非常に小さくて経済的、しかも「小売店主の皆さん方へ」というようなキャッチフレーズで、速達郵便物にかわる、こういう御説明をなされておられるのであります。現場で御説明になつておられるように、公債が十五万程度、料金が月額大体四千円ということで、十一月末の認可を待ってやるんだということを一応指示してそれぞれの展示会等でお話をさせておられることは事実でございますか。そういう指示をなされておるといふことは事実でございますか。

○西井説明員 お答え申し上げます。

ただいま先生からお話のございました、ミニアックスとかアックスミニとかホームアックス、いろいろない方をしております。小型のアックスを開発いたしておりますことは事実でございますが、私どもといたしましては、これの提供条件、その前提になります需要予測その他についてたゞいま結んでおりますところで、また、そういうやり方についてたゞいま郵政省御当局と打ち合わせ中でございます。具体的な指示その他を下部段階にいたしておるといふことはございません。

○野口委員 それではどうして展示会等で大々的にこういう宣伝をなさるのですか。お客さんが集まるところとところというのはアックスミニのところに集まっている。非常に関心を持っている。それはいいのですけれども、まだ何も話ができ上がっていないにもかかわらず、説明を求めると、公債は十五万程度だとか使用料は四千円程度だ、ただ十一月に郵政省が認可をするであろうということ、で説明をされている。この事実はどうなんですか。

○西井説明員 公債はいろいろな新しい機器を開発いたしておりますが、その機器を開発いたしますときには、その機器を利用されるであろうと思われる方の御意見も承りまして機器を開発しておるところでございます。一番端的な例で申しますと、肢体不自由者の方とか身体障害者等の機器等につきましては、そういう方々のところに最初に開発しました機器を持ち込みましていろいろの御意見を承りまして、直すべきところは直し、物によっては抜本的に直るものもございまして、そういう手続をとって、いよいよこれで商品として売り出せるという見通しがついたところで販売をするというのが実態でございます。ただいま先生のおっしゃいましたとおり、確かに公債の中の展示場あるいはそういうところに一部見本として展示しておるところもございまして、そういうところで皆様の御意見も承りまして、必要なところの手直しをいたしまして、そしてほとんどの方の御納得なり御意見を承ったところで販売開始をする、こういうふうなことをいたしたいということでございます。

○野口委員 私の言っていることとお答えが違いますが、事実、これはもういまも十一月から売り出すんだ、ただ郵政省の認可がおりないの待っているんだという説明をしているのです。しかも公債は十五万円だ、使用料は四千円だと言っているのだから、そして、その資料を見ると社内資料としてごまかしてあるのです。社内資料となつていて、公開資料になつていないのです。それじゃ、そういうものをなげいまの段階でやら

せているのか。もちろんモニターの各界のいろいろな御意見をお聞きになるのは勝手ですけども、しかし、少なくとも百貨店でたくさんの人を集めて、ああいう中でいかに十一月からこれが販売されるかとか感覚でもって御説明されているこの現場の状況というのは、これはどうなんですか。

○西井説明員 お答え申し上げます。

公債が新しい商品を販売いたしますときは、機器の性能あるいは使いやすさというものの御意見を承ることももちろんでございますが、その機器がどれくらいで売れるかということになります。需要数と実際のその機器を生産するときの創設費と申しますか、これは非常に密接に関係してまいります。このわけでございまして、新しい商品を生産するときは、この小型アックス以外のものにつきましても、ある程度の、大体このくらいだろという大ざっぱな目安を立てまして、このくらいの値段になろうと思ひます。それについてどのくらいの需要が発生するか、そういう需要予測をいたしまして、そしてその結果に基づきまして郵政省と御相談の上販売をする、こういう手はずをとっているのが実態でございます。ただいま先生のおっしゃいましたとおり使用料四千円程度というところは、これは需要数によって多少出入りいたしますが、いままででも数百円あるいはもう少し出入りをしたことがございますが、そういう料金だとかのくらいの需要が発生するかどうか、こういうことで市場調査しておるといふのが実態でございます。

○野口委員 それ以上申し上げるのもどうかと思ひます。これはこの辺でとめさせていただきますが、少し電電公社の方も勇み足だろうと思ひのは、値段を聞くと会場によって確かに違ひの差はありますが、この間市内のあるところでは聞きました。公債は十万円程度というお答えでございます。一昨々日だったと思ひますが、百貨店で聞きましたときには十五万円から二十万

円程度だとおっしゃいました。日が違ひないのにずいぶんさまざまな言い方があるものだなと思ひて聞いておりましたが、それも徹底はしていないわけですから、ある意味では展示会をおやりになつておる人の感覚なり、あるいはその人がいままでいろいろアックスを売り出された経験からしてお答えになつておるのかもわかりませんけれども、ただ気になりましたのは、発売はいつからかということに対して十一月ごろと、しかもそれは郵政省の認可待ちということをはっきりとお答えになつたところに問題があると私は思ふのです。なぜ十一月なんですかとつけ加えてこう申し上げましたならば、郵便法の関係があつてということでございます。それはいいかなことと申すこと、この問題を取り上げてきたわけでございまして、それでは、裏返しもう一点だけお聞きします。これは社内資料として断つてあるのはどういう理由ですか。

○西井説明員 ただいま申し上げましたとおり、新しい商品を生産するときには、実は先ほど簡単に申し上げましたけれども、もう少し詳しく需要調査をしております。たとえば、大体四千円前後で売れるのじゃないかと思つたときには、三千円未満ですとかのくらいの需要が出るのか、三千円から四千円ですとかのくらいの需要が出るのか、四千円から五千円ですとかのくらいの需要が出るのか、こういう聞き方をいたしまして、三千円のとさならどのくらいの需要率、どういふ型がどのくらいの需要が出るであろう、もしそれが五千円になれば、どういふ型がどういふ需要が出るであろう、こういう聞き方をしておるわけです。それから、その社内版というものは、そういう需要予測をしますときに、全く口頭で内容の御説明をするというのには、利用者の方になかなかイメージがわきにくい関係もございまして、大体こんなものでございまして、これを、需要調査のときに、これは市場調査の資料としてそういう関係のところ配つておるといふのが、いま現在公社のやつておるやり方でございます。

○野口委員 特定のところでやりになるのは構いませんけれども、少なくとも百貨店等で非常にたくさんの方がお集まりになっている中で、十一月販売という形でもって、このようなまだはつきりしていないものを出しになるのはいかかと思ひますので、ぜひともその点についてはひとつ下部の機関に御指示なさって、余り行き過ぎた御説明を——何かその人が特別だったと思うのですけれども、たとえば速達郵便物にかかわるか、紙代が一通三円くらいでございまして、か、そういううどんなに進んだ説明をされるものから、これはいかかというふうな気がするわけでございます、ひとつそういう点は十二分に御配慮いただかなければいかぬというお願いをいたしておきます。公社関係はそれで終わりのので、結構でございます。

そこで、こういう状況にあるのですが、この販売関係の方がおっしゃっているのは、いみじくも私は本音が出ていると思うのです。恐らく公社の内部では宣伝方法として、一般のお客さんから聞かれればそういうふうにお答えした方がいじやないか、つまり、速達郵便物にかかわるもの、商社間では非常に便利でございまして、わずか一通三円でございまして、ロールがこう巻いてありまして、出てくるのが大体A5判でこのくらいです、紙代は三円で非常に低廉でございまして、売上伝票だとかそんなものを本社へ電話で送らなくても、すぐさまファクスマニで送れますと、非常に宣伝上手でございまして、私は、郵政省が速達などとの競合関係に対して、電話ファクスマニというものを非常に軽視してなさるのじゃないか、これは今後非常に重要な課題になると思うのであります、現在の時点ではいかなる見解をお持ちになっておりますか。

○魚津政府委員 お答え申し上げます。

近年、ファクスマニなどの電気通信手段の著しい発達によりまして郵便の分野で最も影響を受けやすいのは、先生のたゞいまのお話でも指摘され

ているわけでございますが、速達郵便の分野であるというふうな考えられるわけでございます。しかしながら、また速達郵便物の物数の動向というものをわれわれしさいに調査をしてみますと、確かに料金改定時には一時的に落ち込むというものは当然あるわけでございますが、そういった料金値上げ時あるいは直後の時期は別といたしまして、年々着実に増加をしているという趨勢も事実としてございまして。そこで、今後の技術革新によりましてファクスマニなどは迅速性、経済性等の特性がさらに高まりまして一層普及することも予想されることは当然でございますが、物自体が早くという郵便のすぐれた特性を持つ速達郵便の利用が急速に減少するということはないものと、われわれ考えているわけでございます。この辺、事実認識が甘いと将来展望を誤るというふうな御指摘、御助言もいただくことになるかと思ひますが、われわれ、この現在の郵便サービスは、迅速性という点では、物自体を送らなければならぬことからくる限界がありますので、これに対応するためには、一方、電気通信を利用したサービスの検討ということも当然並行して進めていかなくてはならない、こういうふうな考えている次第でございます。

○野口委員 みずから自分でお答えになりましたから、それでいいのでありますけれども、確かに物を持っていかなくてはならないということで、また、物が届くということでは郵便の値打ちがある、これはもう当然のことです。ただ、郵便の伝達時間あるいはまたそれに要する費用というものが少しく、いわば料金問題に関連するならば、一定の限度で抑え込まれるのではないかと。たとえば物が向こうへ行くということについての料金を上げていくということは今後考えられる。しかし速度において競争しようというものは、とてもじゃないが、いわゆるファクスマニには負けるのじゃないか。ということになりますと、料金というものを今後設定をしていく場合、郵便がどんどんふえていくことは結構でありますけれども、料金制

度を考えていく場合には、この速度、一定の伝達時間に対する、またそれを短縮していくというその費用というものを考えての料金というものは、一定の限度で抑えられてしまふのではないだろうか、だから別のところで料金をもたらさなければならぬ、サービスをしなれば郵便はふえていかないし、利用率がなくなっていくのではないだろうか、こう考えるのですが、この辺はいかがですか。

〔委員長退席、堀之内委員長代理着席〕

○魚津政府委員 私どもも基本的には同様の意見を持っておりまして、したがっていままで、郵便料金の設定に当たりましては、同様の機能を持つ他の通信手段のスピードや料金なども勘案して行ふ必要がある、こういう意味からいたしまして、料金の限度というものが将来的に他の通信メディアとの関係で出てくるということは踏まえた上で対処していかなくてはならない、こういうふうな考えております。

○野口委員 それでは少しく角度を変えて、別の問題を申し上げます。

そういうことで、郵便が一定の速度というもののだけで競合し得るということは、もはや今後むしろ提供することによって維持をしなければならぬ、またその利用のいわば拡大を図っていかなくてはならぬ、こういう立場に立つて物を申し上げるわけでありまして。

昨今、郵政省はいろいろと知恵をばらして「ふみの日」だとかいうようなことをお考えになりまして、毎月二十三日は「ふみの日」だ、郵政省としては非常にできのいい施策でございまして、どうもやり方がみみっちいですが、やるならば国民の皆さん方にもっと親しみのある、受け入れやすい「ふみの日」でなければならぬと思うのであります。「ふみの日」を設定されたことと今日郵便法を改正しようとする郵政省の姿勢と、いささか考え方が異なるか、姿勢が違ふんじゃないですか。「ふみの日」をつくって郵便文化というものを

を少しく伸ばしていこう、こうおっしゃってやっていると実際一種、二種の値上げに対する物の考え方は非常に逆な立場をおとりになっているんじゃないか、このことを指摘を申し上げるのではありませんが、一つは、たとえば第一種の郵便物の原価というのはいま幾らですか、定形郵便物の原価。

○澤田政府委員 お答えいたします。

第一種郵便物の原価でございますが、定形の原価が四十一円でございます、定形外が九十四円というところでございまして。

○野口委員 お答えになりましたように、現在五十円でありまして、四十一円で実はず上がっているわけでありまして。少なくとも第一種郵便物、つまり一般の私人等が特に差し出す需要の多い第一種郵便物、第二種もついでにお聞きすればいいのでありますが、ここに資料があります、大体二十七円程度でございまして、いま赤字になっているというところは認められます。確かにその辺のところはわかるのであります、特に第一種なんか、手紙を出そうなんてキャッチフレーズを出してありますが、赤字になっていない部分まで大幅に値上げをして手紙を出そうなんというのを奨励していることがおかしいのでありまして、言っておることとしておることが逆になっているのです、この点は矛盾を感じられませんか。

○魚津政府委員 私ども、郵便物の料金を決める際に幾つかの政策課題があるかと思うわけでございます。一種、二種という観点の料金政策のあり方、一方、三種、四種の俗に言う政策料金のカテゴリーになるものあるいは小包というものの、それぞれ要請される課題があると思ひます。その課題を満たすものとして現在の郵便法の第三条でいわれる総合原価主義によって收支相償を図るという中から、現実の姿としましては先生御指摘のとおり、一種につきましては原価よりも上回った料金ということで料金が決まっておりますわけでございますが、しかしながら冒頭申し上げましたように、これはやはり郵便物の種類、それぞれの政策

課題というものを総合的に踏まえた上で結論づけるということから、現状はそれなりの理由があつて国民の皆様から御支持を得るものというふうに考へてゐるわけでございます。

ただ具体的に「ふみの日」というようなものを近來キャンペーンを大々的にやりまして、読書き文化あるいは手紙を差し出すというようなことを進めながらそういった一種、二種の料金を上げるというような点についての問題点ということとでございますが、もちろん料金は手紙を差し出していただくということのためには上げないことがよろしいかと思うわけでございますが、先ほど申し上げました総合原価主義というような立場、それから財政基盤を確立するということによって国民の皆様方に安心して利用できる郵便の体制づくりというようなことで、あれこれ考えますと、総合的に申し上げましてやむを得ないことということで国民の御支持と御理解をそれなりにいただけるんじゃないだろうか、こういうふうに思っている次第でございます。

○野口委員　郵便法第三条に総合原価主義なんということは書いてませんよ。あなたの郵便法と違うのかな。そんな都合のいいことは書いてないですよ。相互に入り組んでよろしいんじゃないことは書いてないですよ。

たとえば「郵便の将来展望に関する調査会」の報告書なんかにも「経済成長によって形成された大衆社会の中で、人間の孤立化が深まりつつあるが」、「人間関係はますます弱まりつつある。手紙を書くことによって自己を確認し、人間関係の希薄化を克服する必要があるので、手紙を書く習慣のキャンペーンが組織されてしかるべきである。」これはいいことを言っているですね。それによって「多みの日」とかいろいろなことが考えられた。それはいいですよ。それをやられるのはいいのだけれども、原価がまだ四十一円だというのに、五十円をまだ下回っておるのに今度六十円を出そうというのは、やはりそれなりに国民の皆様におわびしなければならぬでしょう。な

ぜよその部分で赤字になっている分を今度第一種でもって上げなければならぬのか。その理由は、どういふ理由でその分を取らなければならぬのか、かという御説明が実は国民に対してないのですよ。ね。これはわれわれに対しては説明があったかもしれないけれども、国民に対しては郵政省はそんな説明はしてないですよ。そうでしょう。片一方では手紙を出さない、手紙を出しましょう、人間性の回復ですよなんていいことを言っていて、その裏では、よそで赤字が出た分までしよい込んで第一種が値上げになるという、こんな理論と実際と違う話がありますか。だから、郵政省の言っておられることとしておられる料金政策なんというのは全く逆になっているのじゃないですかと、こう申し上げているのです。いかがですか。

○澤田政府委員　お答えいたします。

収支を償うということにつきましては、郵便法三
条でそういう定めがございます。もとより料金の
決定につきましては、それぞれの原価というもの
をにらみながら、またサービスそれぞれの特性、
それぞれのバランスの問題あるいは効用の問題、
いろいろなものを総合判断して決める、ただし、
総体としての郵便事業の費用というものを郵便料
金で賄っていくという形の中で決めていくという
ことでございますので、大宗を占める一種とい
うものに負うところというものも出てくるというこ
とになろうかと思うわけであります。

○野口委員 それでは、従来郵便の一種、二種だ
けは法定で、三種以下は違う、省令でもって定め
ることができると言って分けたのはどういう理由
で分けたのですか。どうして以前はそれが分かれ
てあったのですか。

ら、五十五年に至りまして一種、二種につきましても省令料金というかっこうで運用していただくように御提案をした、こういうふうには御理解を賜りたい、こういうふうに思います。

○野口委員 それは郵政省が全く独断と偏見でもって考えていることでありまして、一種、二種を残して法定にして、三種以下は省令でやろうということについては、いわゆる三種以下の収支について少しく弾力性を持たせて、そして郵政省自身が収支に伴うような対策というものにある意味では幅を持たせてやっていくということであつたし、また片一方の一種、二種というのは国民生活に非常に関係があるし、いわゆる郵便の持つ文化性というようなものを考えてひとつ法定制というものを持たせていくという考え方が今日まで継続されてきたものだとは私は判断をしているので

ただいまの原価のことから関連いたしましたしてちよつと補足説明をさせていただきたいと思うのでありますが、先ほど申し上げました原価、これは五十四年度の原価を申し上げたわけであります。

現在、三種等の省令料金になっているのは、四十六年に法定料金から省令料金に改正になったものでございますが、そのときの考え方が今日もな

すよ。だから、片方で経営努力を十分やっておかないで、それでもって郵便物が減っていくなりあるいはまたいゆる収支が伴わないというようなことがあるのに、それをほっぽらかしておいて、

れども、これも原価の計算の方法でございますけれども、いままでの累積赤字というものをカバーするという形で原価という計算をいたしておりません。したがって、このままでは一種のものが定価よりも原価の方が安いからということでは

お生きていると思うわけでございます。やはり先ほど来から御議論をいただいております財政民主主義とか財政法三案というような観点からいたしますと、やはり郵便物というものの持つ独占の度合いでございますとか、それが国民生活に与える

そして時期が来て赤字になって累積赤字がどこかどうかということ、一、二の分もあわせて、しかもそれともまた高めて、そして五十五年度において大幅に値上げをさせていただきたい、私はこんなことは国民に対して申しわけないと思うのですよ。

累積赤字をこれでカバーできるといふ体系のものはとうていないということが一点。さらに、将来の原価というものがどうなるかということからながめてまいりますと、いろいろな前提条件はございますけれども、いままでの傾向、そういった

影響というようなことを一つの視点として決めたわけでございますが、三種、四種類の料金決定というものがいま申し上げた独占性の問題とか、そのことが国民生活に与える影響というものが、すでに四十六年においてもそういう観点からいたし

たとえ、小包料金はいつ改定されましたか。
 ○魚津政府委員　ことしの十月一日に改定させていただきます。
 ○野口委員　その前。
 ○魚津政府委員　その前が昭和四十九年でございます。

ものを直して見てまいりますと、漸次原価というものが上がってまいりまして、五十七年には大体五十円、五十八年には五十三円、こういうような形になる。これも先ほど申しましたような累積赤字、こういうものを解消するということを費用

まして省令料金にいたしましたとしても財政法三条にもとることではないという判断をしたものというふうにとわれわれ理解をしているわけでございます。そして、昭和五十五年今日において、それじゃ一種、二種というものをめぐる諸情勢あるいは他の

ます。

○野口委員 昭和四十九年から五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五と、ことしまででまるまる五年間据え置いたんですよ。何で据え置いたんですか。小包料金を据え置いた理由。

として見込んだ原価ということではございませんので、その辺のところ御理解をいただきたいと思わけてあります。

なお、料金の決定に当たりまして全体としてのの

電気通信等を含めた通信メディアというようなものの状態を考えてみますと、そして一方、郵政事業の抱えている累積欠損金を解消するための手段としてどのような方法があるだろうかという点か

○**魚津政府委員** お答え申し上げます。
昭和四十九年から六年間据え置いたわけでござ
いますが、その間の単年度の収支というような点
を見てみますと、御案内のとおり、五十年度和申

しますか、五十一年一月二十五日に郵便料金を改定させていただきます、単年度はずっと黒字というようにもございまして、総合原価的な立場からすると、片方で黒字になっているのに小包が、その種類だけに限って赤字だからということもいかなものかというふうな判断で六年間据え置かれていたというふうに理解をしております。それからもう一つ、小包料金の料金決定の方針といたしまして、郵便法にもそういった条文がございまして、競合する国鉄の小荷物運賃あるいは今日では民間の宅送便というふうなものもございまして、その辺のにらみといえますがパラスというような点も考えまして、結果として五十五年の十月一日まで料金の手直しを見送ってきた、こういうふうに私たちは理解をしておりますのでございします。

○野口委員 あなた、うそと言うと失礼だけれども、余りいいかげんなことを言わないでくださいよ。三十一條によつて「小包郵便物の料金は、小包郵便物に係る役務の提供に要する費用、日本国有鉄道の小荷物運賃、物価その他の経済事情を参酌して、郵政大臣が郵政審議会に諮問したうえ省令で定める。」こうなつていますね。それじゃその間ずっと鉄道小荷物と小包郵便物、同じ金額でやっていたというわけですか。

○魚津政府委員 同じペースでいいますか同じ料金の額で設定をしたものじゃございせんけれども、何回上げたとかさういったようないろいろの事情、それから何となくも心情的には先ほども申し上げましたように、単年度の収支というふうなものがある期間どうであったかという辺もかなり決定のウエイトのある原因であったというふうに理解をしております。

○野口委員 私はここで余りかっこのいい御答弁を求めているわけでもないですよ。本当に赤裸々な話をしてほしいと思うのですが、四十九年から全然上げてないんですよ。これはばくから言わせるとサボつておつたと言えぬのですけれども、というのは、なぜ上げられなかったかというの

は、年々小包の利用というのがどんどん減つてくる。漸減になつていく。正直言つてここで上げたから大変だという気持ちもあつたんじゃないですか。これはいかがですか。

○魚津政府委員 四十九年に料金を改定しましたときには物数の動向にどのような影響を及ぼしたかと申しますと、一般小包、書籍小包ひくくめましてでございますが、一・九%の減がございまして。それから五十年では前年に比べまして一・一・五%減りました。しかしながら五十一年度では一四・三%増加をしたというふうなことから、私たち料金の改定と物数の動向という際の基本的な認識の仕方としては、確かに料金の値上げがございましてその年だとかその翌年減るということとは否めないわけでございますけれども、三年目程度になると再び増勢傾向になるというふうなことを過去の趨勢、データから判断しておりますので、その時点で料金を改定すれば物数の減ということがかえつて企業的に見て損失を大きくするというふうなことは大勢としては理由ではなかつたというふうに理解をしております。

○野口委員 ここにちよつと資料があるんですけども、速達小包郵便物については昭和五十年二千八百萬個、昭和五十四年度二千三百萬個、つまりこの五年間に五百萬個減つていくわけですね。こういう漸次減少をしていっている傾向だつて速達小包の中には厳然としてあるのですよ。だから、そういう理由であつたかどうかというの私は認められせんけれども、少なくとも五年間小包料金を上げなかつた理由というのは単にそれだけの問題ではなくて、これ以上小包の利用が減つてしまつては困るという、いわゆる競合の部分におけるところの取り扱い数というものも非常に勘案されて実は値段を据え置かれたのではないだろうか、それが一番強かつたのではないだろうか、こう思うのですが、さうじゃないのですか。

競合する部分との関係において料金というものが決められなかつた、それ以上高くすれば小包の利用者がなお減るであらうということによつて据え

置かれたのではないのですか。

○魚津政府委員 六年間、料金を決める関係者が、心情的にはどういふようなことがあつたか必ずしもわかりませんが、さういつたことだけでずと、ことしの十月一日に小包料金を上げるという関係からいひまして若干ちゆうちよせざるを得ないような点もございまして、もちろんさういふ要素がなかつたとは私は断定はいたさないわけでございますけれども、それが主たるものであつたかどうかは、私は必ずしもさうではなかつたんじゃないだらうかというふうにも考えるわけでございます。

○野口委員 余り時間がありませんから、そればかりしゃべつていくわけにいきませんけれども、少なくとも十月一日に小包料金を上げられた。しかし、これでも結局原価計算をしていくと、今後それで原価に見合った料金が取れていくのかという点について疑問があります。どうですか郵務局長、この十月一日の改定の価格でもつて、小包は今後仮に三年間なら三年間としまして、三年間料金を上げなくても済むような展望がありますか。ないでしょう。いまの時点であります。

それじゃいまの時点で原価を上回っているのですか。

○魚津政府委員 現在の料金自体がいまなお原価を下回つていくわけでございます、今後いろいろな情勢、条件を考えながら、今度六年はつておくといふようなことでなくて、もっと機動的に考えていかなくちやならぬじゃないかというふうにも考えております。

○野口委員 その考え方がちよつとおかしいのですが、つまり十月一日に上げた、それはまだ原価に到達してないんだ、まだ赤字なんだというところなんですけれども、それじゃその部分をどこから取つていこうとするのかというところになりますと、実は先ほど来申し上げているように、一種、二種を初めとする他の郵便物の料金の方でそれをカバーしようとして考えておられる。そのことが、先ほどおっしゃつておられる郵便に対する認識と

いうものが少しくゆがんでいくんじゃないだらうか、もつと小包そのものが他の宅急便等に競合していくべき——料金問題だけではなくて、利用者がふえていくような方法というのはいちばん考えられておるだらうと思うのですけれども、もつと抜本的に考える必要があるんじゃないでしょうか。小包郵便物がなぜ減つてきているのかというのは、単なる値段だけの問題じゃないかと思うのですが、この辺どうなんですか。

郵便物の値上げが続くわけですから、そんなものじゃたまたまぬわけですね、国民の側から見たら。だから、もちろん経営努力という部分についても、かつ根本的な対策を立てて、なおかつ宅急便との関係あるいは他の輸送機関との関係で、料金がどういう形になってくんだということが説明ができるような形にしなければならぬ、また、それを一歩進めて、郵便物の小包でなければならぬというふうなアイデアをぜひとも生み出してもらわなければならぬだろう。

たまたまここにもいろいろありますが、たとえば小型コンテナ、郵便コンテナというふうなものをこしらえて、いま切手類とかそういうものを送っておりまして小さな箱がありますが、あれを郵便局に備える。皆さん方は荷物の荷づくりをしなくても、コンテナにすばと——息子に本やお菓子を送ってやる場合でも、その箱にぱと入れれば郵便局からすぐ発送してくれるというふうなことを考え出すとか、あるいは書籍類の小包などは、百個以上あるところは取りに行きますよ、だからどうぞお出しくださいというふうなサービスを提供するとか、考える方法はまだまだあると思います。もっと根本的に郵便物のあり方というものを考え直すことによって出てくる収益を考えると、そしてそれが他の郵便物に影響を及ぼしていかないよう施策を講じなければならぬと思うのですが、いかがですか。

○魚津政府委員 現在小包分野において相当赤字がある、それが累積欠損金の大きな原因である、そしてその累積欠損金が法定緩和制というもののつながりによってくるというふうな事態を、私たちは深刻に受けとめなくてはならぬと思います。

〔堀之内委員長代理退席、委員長着席〕
したがって、小包郵便物の増加というふうなものを通じて収支率をよくする責務というものは、仮に御承認を得られるとするならば、法定緩和制というふうな事態になった今日、私たちはその責務としては一層大きいというふうに感じているわけでございます。

私ども、小包の増収というふうな点につきまして、今日最大の課題として取り組んでおります。先生先ほどおっしゃったように、集荷サービスというふうなもの、民間から見習う一つのアイデアとして、そのことを小包のサービスの中に取り入れるとすればどういふ問題があるかというふうな点も、私ども現在真剣に取り組んでおります。ございまして、ともあれ、小包の赤字というものが、ひいては累積欠損金の大きな原因になり、それが法定緩和制という仕組みに連動するよう今日の日々事態というものを真剣に受けとめ、今後改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

○野口委員 まあその姿勢で当然あつてほしいと思うのであります、立ちましたついででありますので、ひとつ関連をいたしまして予定外のことを申し上げます。

収入印紙収入取扱手数料、これは従来からずっと同じ手数料で続いているわけでありまして、これは経理部長の分野かとも思いますが、ぜひとも大蔵省等に折衝をして、この際手数料を大幅に上げてもらいうように、ひとつ郵政省も積極的な増収対策に乗り出されてはどうかと思ひますが、この辺のところをひとつお考え方を示し願ひたい。

○澤田政府委員 お答えいたします。

先生の増収に対するいろいろ積極的な御提案、お話の一環として承ったのでございますけれども、そういう目で私どもも検討いたしたいと思ひますけれども、いままでの収入印紙手数料、そういったものの手数料の状況を見てまいりますと、かなりな伸びで伸びてきているということでございます。その点を御了承いただきたいと思ひます。

○野口委員 遠慮しなくてもいいと思ひますよ。取り扱ひの金額というのは非常に伸びていることは事実です。確かに最近の、たとえば収入印紙の使用量なんかはたくさんふえましたから、それは確かにふえているでしょうけれども、手数料の率そのものを上げてもらうように努力をする。これは

は郵政事業がいま全般的に赤字なんですから、そういう立場から考えても当然そのことを念頭に置いて、いわゆる対大蔵省関係を説得してもらいたい、これはひとつお願いをしておきます。それからもう一つは、農産物郵便物の動向を考えますと、昭和五十四年度三十七万通程度でありましたこの農産物の郵便物の郵便物が実は激減いたしまして、昭和五十四年度百五十九万通となつております。これは五年間の間に半分以下になつております。なぜこんなに減つてきたのですか。

○魚津政府委員 この四種の農産物郵便物の物数が落ち込んできたというふうな理由につきましては、今日の流通機構及び交通網の拡充からして、郵便によつて頒布しなければならぬという必要性は次第に薄れてきて、その次第に薄れてきている事実が郵便物数に反映したものと、こういうふうな考えております。

○野口委員 四種が非常に減つてきているという実情からかもしませんが、四種の引き上げ率というものは下げてあります。その意味ではそのような配慮があるのだらうと思うのでありますけれども、少なくとも今日、種苗の郵便物というものが、必ず減つてきているのかという内容の分析が、必ずしも適当でないと思ひます。これは私、たまたま友達がタキイ種苗という京都のあれにありまして、聞かせていただいておりますけれども、非常に販売網などの変化だとか、あるいはまた特定農産物のいわゆる全国分布の変化だとかいろいろあるものがありまして、郵便利用というものが、事業そのものの形態からいって変わってきている。こういうものを特殊取り扱いにする必要があるのかないのかということまで考えなければならぬと思ひます。四種にしなければならぬ理由があるかないか、存在するかどうかというところも考えなければいけません。だから、これは研究課題として今後ひとつお考えおきをいただきたいと思います。

さて、別の話であります、外国郵便との関係について、若干お尋ねいたします。

現在、先進国関係の料金は、アメリカなんかについては資料をいただいております。ところが、アジア諸国についての料金、現在第一種、二種の料金の現況を伺つておりませんが、一体、韓国あるいは台湾、香港、中国等の現状はいかがですか。内国郵便物の一種、二種と、それからもう一つについてお伺いしますのは、日本あての郵便物を、第一種郵便物を出しに変わった場合の航空郵便物の、航空料も含めて日本円に換算して一体いかにどのものかということ。

○魚津政府委員 まず、内国郵便物の料金でございますが、まず中国でございますが、中国の書状が十三円でございます。それから香港は十円でございます。それから台湾が十三円でございます。それから香港は六円、それから台湾が七円というふうな制度はございせん。それから台湾が七円というふうな情報は情報を持っております次第でございます。

それから、外国郵便物として日本あての郵便物から航空郵便物、これを十グラムまでというふうなことを考えますと、中国が船便で四十三円、それから香港が二十五円、それから台湾が三十二円。それから航空郵便でございますが、これも十グラムまでの書状というふうな限定して申し上げますと、中国が八十五円、それから香港が三十四円、台湾が四十一円、こういう料金になっております。

○野口委員 そこでお尋ねをいたしますが、国の名前をはつきり申し上げられませんが、とにかくいさし上げましたのと韓国を含めまして、航空郵便によるところの差し出し郵便物で、そこから日本あてに郵便を出しても、内国の郵便料はいま五十円ですか、五十円で換算いたしましたも安いのでございます。したがって、最近、まとめて印刷をなさる諸君の郵便物が、いわば印刷の引き受けも含めて、もちろん外国でございまして、その発送も含めて引き受けているという事実がございまして、そして、向

こちらから差し出しますと、内国の郵便物よりも安く到達するわけでありませう。こういう事実を御存じですか。

○魚津政府委員 承知いたしております。

○野口委員 大体どのくらい存在をしているかということはおわかりになりますか。

○魚津政府委員 そういったたぐいの郵便物数は、私も承知いたしております。

○野口委員 万国郵便条約第二十條の「外国における通常郵便物の差出し」という項におきますると、これらの違反郵便物といいますが、そういうものが出た場合においては「当該郵便物を差出元に返送し、又はこれに内国料金を課する権利を有する。」云々ということがあります。また、それらの問題に関連をいたしまして、外国郵便規則第七十五條にも「規定違反の外国来通常郵便物の取扱」ということで項目があります。が、実態として、こういう郵便物をいまだ日本の郵便局でお調べになっておりますか。それともなっておらないですか、いかがですか。

○魚津政府委員 先ほどその物数、そういうたぐいの物数については承知していませんとお答え申し上げたわけですが、総体として、どれだけそういう目的を持って出されたものがあるかは承知していません。先生御案内のとおりでございますが、現在のローザンヌ条約というふうなもので、返すか、それから内国郵便料金をそのときに課するという仕組みになっておまして、そういうふうなものに、うちの方で外国郵便規則なりUPU条約に違反をしているということで料金を課したというふうな件数を私も承知をしているわけでございますが、その限りでは九牛の一毛かも知れませんが、かなりあるのじゃないだろうかというふうには想像いたしているわけでございます。

○野口委員 それじゃお聞きいたしますが、いままでどのぐらい拳がつておりますか。そういうような郵便物があつて、課した金額だとか通数だとか……。

○魚津政府委員 お答え申し上げます。

五十一年からちよつと申し上げさせていただきますが、五十一年度では十八件で徴しました金額は五百九万三千円でございます。それから五十二年度は十二件でございます。二百四十万五千円、それから五十三年度は二十二件で五百五十万でございます。それから五十四年度は十八件で二百七十七万、こういう記録になっております。

○野口委員 私が調査をいたしました限りにおいては、それらのものは私が申し上げている趣旨によるところの違反郵便物ではないようでございます。その他のものも入つておるようでございます。これはあくまでもうわざでありませうから、私も実際その郵便物を全部つかんだわけではありませぬけれども、印刷業者の申ししておりますのは、一件につき一万通とも二万通とも言われております。これを外国で発注をいたしまして、発送も全部引き受けて幾らというところで、内国でいろいろと画策をしているやに承つております。したがって、今後郵便の増収の面あるいは今後の料金対策から考えましても、この種の検査は厳重にやつてもらわなければいけません。特にそういう出先の、受け入れ先の郵便局におけるところの検査を、また内容検査も含めてできるかどうか。するならばどのように今後進めていこうとするのか、その辺のところを少し前向きに御検討いただきたい。

○魚津政府委員 UPU条約の二十條で定めております仕組みというのは、本来は、安い料金の適用を受けるために差し出すということ、いわゆる郵便のダンピングというものを國際的にチェックするというのがそのUPU条約の趣旨だろうというふうな思つておりますが、事実問題、この辺は現状認識をどういふに理解するかというところでございますが、たとえば外国に旅行なさいますと、二、三千通のはがきとかあるいは手紙を出すという方も事実おいでだろうと思つております。そういうような場合には、現在のUPU条約の解釈論といたしまして、安い料金で出すという目的

がなくとも、多数出すというふうな場合というものがチェックをされるというふうな対象になりますので、その辺がなかなか實際問題としてはむずかしいようなところがあるわけですね。料金を免れるという意味ではなくて、外国に出かけて多数の郵便物を出すという方の辺の配慮ということも、もちろんその条約なり外国郵便規則ではその点割り切つておるわけでございますけれども、その辺が非常に實際的というか、人の心という点からするとちよつと食い違ふというふうな点も、制度の運用上としてあり得る制度でございます。

そういう問題は抱えているわけでございますが、今日われわれとしては、大体三千通以上差し出す、UPU条約では多数の郵便物という表現になっているわけでございますが、私も運用上いたしまして三千通以上出すというふうな場合には、目的のあるなしにかかわらず、この条約の指示に従つて内国料金を課するというところで内部指導をしているわけでございます。今後とも郵便料金の適正徴収というふうな観点からも、先生の御指摘、また私たちに少しも増収への道というふうなあたりがたいお気持ちからというところでもあると私理解しておりますので、積極的にそういう問題について取り組んでまいりたい、こういうふうにかへる次第でございます。

○野口委員 それでは、少しく視点をかえて申し上げます。

郵便法の第一條に「この法律は、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供する」とによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。これは読むまでもなく「あまねく、公平に提供する」ということが一つの大きな課題でありますけれども、同時に六條では「何人も、郵便の利用について差別されることのない。」という命題があるわけでありませう。ところが郵務局長、いかがなものでしょうか。わが国におけるところの郵便制度で、国民があまねく平等で何人も郵便の利用について差別されないと言へるのでしょうか、いかがなものでしょうか。

○魚津政府委員 この法のものとの平等、ゆえなく差別するというのはひとと郵便法の問題だけではなくて、大きく言えば憲法の問題にもなりますので、私、いま先生からそのような御質問を受けたときに、頭の中でちよつといろいろ考へてみたわけでございますが、当然の事業としてやつていける郵政事業にあつては、ゆえのない区別といひますか差はないもの、こういうふうにかへております。

○野口委員 普通局における配達回数、特定集配局における配達回数の現状、あるいは郵便物の収集回数の現状、速達配達回数、それらの現状、これは言わなくてもよろしい、もう時間がありませんから。ずいぶん差があるのです。全国津々浦々で、都会に住んでおると田舎に住んでおると大分違ひの事です。ものすごい格差差を強いているわけでありませう。しかも先ほど来お話があらましたように、速達の配達区域については、これは非常に郵便局のエゴでもつて今日定められておる。速達郵便局の配達区域というものは住民の意思をある程度反映されたいと思つてのことであります。それを反映する機関は、先ほど来お聞きをいたしておりますと、郵便協力会という名前を使つておみえになっておるようでありませうけれども、實際は郵便協力会がそんな速達配達区域の問題について口をはさんでいる経過はございません、はつきり申し上げて。したがつて私が申し上げますのは、差別を考へないとするならば、現在そういう差別がある部分について解消しなければならぬ。これはあるわけですね。先ほど西村先生の御質問に対して、具体的にそういうところがあれば私にお聞かせをいただきたいという郵務局長のお返事でございましたので、今後、具体的にそういうところがあるところをどんどんと郵務局長に持つていきますが、解消されませうか。

○魚津政府委員 先生、「あまねく、公平に」といふ事は郵便法の一の精神から、それに反してゐる事象といふのはいろいろ郵便のサービスの中にもあるのではないかと前提でお話をされた

わけでございますけれども、その差というのは、私、具体的に提起されてわかったわけではございませんが、特定局、普通局という差ではなくて、要するに郵便区、一局の持つ配達エリア、その郵便局を一つの郵便区として、その中に具体的に一人の人が配達をする配達区というのがあるわけでございますが、その配達区というのは私どもの内部の公達によりまして集配運送計画規程というのがございます。その集配運送計画規程によりまして、市内区は原則として二度配達する、そして市外区は一度である、こういうことで差がございます。結局、その根拠に流れている考え方は、通信力のある地域と比較の問題として市内に比べて通信力が少ないというようなことを市外区ということで、具体的にどういふところを市外区と言ひ、どういふところを市外区と言ひかという基準をつくりまして、それによる一度の配達あるいは二度の配達、配達についても速達の配達地域というようなものを郵便の規則の中で明らかにしておいて、速達の配達区、配達区外のこととすること、そういう意味での差があることは事実でございます。

○野口委員 いずれにしても、それは郵政省の内部で考えている判断基準に基づいて決められた差であります。国民の立場から考えてみますと、どこに住んでいようと、どこで郵便物を出そうと、同じ立場で取り扱ってもらわなければならないというのがこちらにあります。郵便局の方は、取り扱いの関係上、たくさんあるところは二回配達をする、たくさんあるところは何度でも行く、こういうような基準で考えられますが、国民の側、出す方から見れば、どこで出そうと同じ料金で同じように公平に受けなければならぬという権利を持っているわけですね。ところがその基準たるや、実は郵政省でお決めになるけれども、郵務局長は偉い人だから上の方だけしかわからないでしょうけれども、現場の方へ行きますと、郵便区の認識も非常に局によって格差があるのですよ。それは長い伝統と歴史の中でありますから一概に変えら

れないでしようけれども、たとえば郵便区の区画を変えなくても物すごく何日もかかって変えるのですよ。そのくらいむずかしいものなんだというところは、よくは部内出身だからよく知っています。わかるけれども、余りにも前時代的に守り切っているのです。先ほど西村先生のお話があったときに、新しい局ができてその配達区域を決めるときにも、既存の郵便局の配達区域があるものですが、それとの競合がありまして、せっかく新しい郵便局を建てたにもかかわらず、速達郵便配達区域は目の前の一キロばかりのところに行かないのです。というのは、向こうの局の配達区域になつていくから、これは四キロ以上ありますからだめなんです。こちらから行けば一キロ以内で行くというふうな、そんなのは全国幾らでもあります。実はこの間も私も全国の選挙区の中で一つそういうのがありまして、近畿郵政局へ参りまして速達郵便物の区域の改正についてお願いをしました。そのときに言われるのは、地域住民の方々の理由はよくわかります、私もそのようにしたいのです、ところが問題は金です、銭がないんです、こういうところに最後は来るのです。銭のことです。話が合ったから、ついでにそこでは一体何かということになつてくると、この一種、二種の話が出てきて、速達郵便小包の話になつてくるわけですよ。

私はなぜこんな話をするかといいますと、料金を上げる、上げざるを得ない、この方は確かに一方的には理由はあるでしょう。しかし、少なくとも国民の側にしてみれば、そういうたいわば矛盾、郵便を配達される、あるいは郵便を利用する者に対する格差のある矛盾を、少なくとも不公平をなくしていくという考え方を、もと前に出して、もつと建設的に郵政省が取り組んでもらわなければ、これは私どもが仮に賛成するとかそういうことではなくて、国民の中から大きな反対世論が沸き起こつてまいりますよ。だから私の言いたいのは、いま新設局の配達区域、特に速達区域の決定に当たって隣接局との協議決定が行われると

思うのですけれども、実際はやつておられると思うのですけれども、と同時に、住民の意思をどうのうな形でとうとうなさつておられるのか。先ほどあなたたは郵便協力会と言われましたけれども、もつと変わった形でやつてもらいたいと思うのです。特に私の申し上げました例は、実はこういうことです。郵便局を建てるに於いて土地の提供をしてもらいたい、それで当該町の町当局等にも非常に働きかけられて、だから町当局も一生懸命動きまして、安く土地を郵便局のためだということを提供した。そのときの約束として、新しい局ができましたら当然速達区域の拡大とか集配区の問題についても住民の皆さんの御意見を承ります、こういう約束で新しい局舎の土地を提供した。ところが、局舎が建つて一年たつけれども、実はその速達区域も全然改正されないまま、何のために郵便局ができたのかさっぱりわからないじゃないか、こういう言葉が出てくるので

すね。だから先ほどの郵務局長の御返事で私も安心したのです。そういう具体的なものがあれば私どものところに言つていい、直してやるからという話だったから、これはありがたいことだと思つて先ほど喜んでおつたのですけれども、そういう具体的なものは全国津々浦々にありますから、この料金制度を直していくというように時期に当たつてそういう欠陥、不公平というものをなくしていくように、各郵政局、各郵便局にそういう通達なりあるいは指導をぜひとも流していただきたい。そして、そのためにどれだけの人員、どれだけの経費が必要なのかということ——当該局はみんな知っていますよ。ここをこういうふうに住民から言われている、飛び地になつていて、このところが配達区域外になつていてとか、いろいろなことを言われている、そういうことを全部挙げておると思います。この現状を御存じですか。御存じじゃないと思うのですが、どうですか。

○魚津政府委員 お言葉でございますが、こういうことをまず申し上げたいわけではございますが、いま配達度数の一度とか二度の差あるいは速達区域内

と区域外のサービスの差というのは、その限りにおいては差であるということとは事実そのとおりでございます。ただ、郵便法の趣旨に徴してとかあるいは今後の郵政事業のあり方として、いま御議論を願つていらっしゃる差というのは今後の方向といたしまして解消しなければならぬ差であるかどうかという点については、一般論として申し上げますと、私はにわかには賛成できかねるわけでございます。つまり伝統的に一度、二度というものがあるいは速達の区域内、区域外というものがございまして、今後の方向としてそういう差を解消するというのが方向かどうかについて、私ども申し上げておりますところの合理化、効率化というふうな観点からしましても、にわかにはそのとおりでございますというところは私ども言いかねる面もございまして。ただ、私……

○野口委員 もう時間がないから……。そんなことを私、聞いているんじゃないのです。全部二度配達しろとか、そういうことに平等化しろ、そんなむずかしい話といひますか、いまの外国の諸例を見ても、ほとんどの国が、ほとんどいひますか、先進諸国では郵便は一度しか配達してないという現状も知っています。だからそれはいいんだけれども、少なくともいま取り扱っている中で考えられる格差というのはまだそのほかにあるでしょう。一度とか二度とかの問題じゃなくて、その一度とか二度というのを決めたのも、実は郵便がたかさんあるから二度行くというふうなところが勝手に決めたのであって、二度配達してもらいたいというところは国民の側から要求されて出てきたのじゃないかと二遍になっただけの話じゃないですか。そういうサービスの提供の仕方だったんだけれども、そういう考え方ではなくて、国民サイドからあまねく平等という立場を堅持するようにやつてもらいたい。ついでには四キロというのは速達配達にあるでしょう。その四キロというのはあるのですよ。ところが四キロでも局の相互間のあれによってそうならないところがたくさんあるという

のですよ。だからそれは当然平等にすべきだ。四キロというのは現行ではつきりしているんだから、四キロ以内は速達郵便物を配達しますというのをやはりきちんと決めなければだめでしょう。そういう意味での不公平をなくしていただくように全国へ御通達をいただきたい。それに対する金、要員は一体幾ら要るのかということもあわせて調べてもらいたい、こう申し上げているのです。

○魚津政府委員 そのような個別的な問題解決という点については積極的にお話を承り、その中からふさわしい解決、できるもの、できないものを整理して、そういう御不満がないように進めてまいりたい、こういうふうに思います。

○野口委員 最後になりましたが、一言だけつけ加えさせていただきます。

郵政事業が今まで非常に長い歴史を持って国民に対応をしてサービスを提供いたしておられるが、一番大事なのは、そのサービスを提供すること、従事員であります。その従事員が本場に郵政事業のことを思っている状態に置かれるようにしていただきたいと思うのでありますけれども、それがいまの制度の中では必ずしも万全であるとは言いきれません。先ほどの私の先輩の先生の御発言の中に、特定郵便局制度の問題が持ち出されておりましたけれども、一方ではそういうような人事の状況が存在している。特定郵便局長の任用は自由任用制であるということで、今日息子なりが継承しているわけでありますけれども、そういう矛盾が部内に存在する限りにおいて、幾ら美辞麗句を並べ、あるいはまたその合理性を説得してみても、近代性を追求するという郵政省の姿としては私どもは率直に受け取ることができないのであります。片っ方は古い存在、六十五歳といったって、局舎を持っておる者は六十八歳までも特定郵便局長でいる。なぜ六十八歳でいるんですかと言ったら、この人は局舎を出しているからだなんてこんなばかげたことがまかり通っており、片っ方は郵便の近代化を図るということを

いわば従業員に周知徹底をして、近代化、事業の合理化を言ってみてもナンセンスであります。だから、全体的にひとつ御検討をいただくように、大臣はお聞きませんが、一言皆さん方からお伝えお聞きをいただきたいということを最後に申し述べまして、私の質問を終わります。

○佐藤委員長 野口幸一君の質問は終了いたしました。

依田実君。

○依田委員 いろいろこれから郵便法の改正についてお尋ねするのでありますが、その前に大臣に関係のあるところだけ二問ばかりさせていただきます。もし大臣御用がございましたらどうぞお引き取りいただいても結構でございます。順序が逆になりますけれども、もしあれでしたら、二問だけ先にやらせていただきます。

まず一つは、これは直接関係があるわけではございませんけれども、最近の話題の中の公定歩合の引き下げに伴いまして、前回は運動しなかったわけでありまして、今回は郵貯の利子の引き下げが行われるのかどうか、この辺について大蔵省筋からあるいは日銀からすでに何事か相談があったのかどうか、この辺について大臣からお話を伺わせていただきたいと思うのです。

○山内国務大臣 新聞では公定歩合引き下げというのはたびたび見えますけれども、ただいままでのところ、大蔵省から全然連絡はございません。

○依田委員 もう一つ大臣に御質問いたします。これは順序が逆になるのですが、先に質問させていただきます。

先ほどから郵便法改正の実施の時期についてはお答えがなかったわけでありまして、御承知のように、消費者物価は、政府見通し六・四%、現状八・七%、こういう意味でなかなか達成が無理じゃないか、こう思われているわけでありまして、実施の時期を決める段階で消費者物価の動向を勘案するかどうか、これだけちょっとお尋ねをさせていただきます。

早く値上げの御承認をいただきたいと思っております。ただ、六・四%は政府で決めておる見通しでございますので、御提案申し上げておることは、なるべく遅く、そしてなるべく安く、こういう案で御提案いたしております。したがって、法律の御審議によると思っておりますけれども、衆参で御審議が終れば、ひとつできるだけ早くお願いしたいものであると考えております。

○依田委員 それでは本論に戻らせていただきます。

郵便物の流れ、時勢によりましていろいろ変化があるんだろうと思うのであります。量あるいは種類についてもいろいろ変化があると思うのでありますけれども、その中の一つに都市近郊そして地方都市、この二つのジャンルを取り上げて、郵便物の流れに近年顕著な変化があるのかどうか、この辺についてお尋ねをさせていただきます。

○魚津政府委員 郵便をめぐる社会的経済的条件からいろいろの影響があることは事実でございますが、その顕著な影響の一つとして、先生ただいま仰せのとおり、都市においては人口の増加並びに核家族化による世帯数の増加、あるいは郵便物数の増加という地域が非常に顕著でございます。一方、地方に参りますと過疎化現象が見られる地域がございます。配達箇所数でございますとか利用していただいております郵便物数の激減ということがあられるわけでございます。そういう社会経済条件の変化の一つとして、先生御指摘のとおり、私も郵便事業を運営する大きな課題ということで受けとめているわけでございます。

○依田委員 いま御指摘の、もし変化があるとすれば、それに対応して郵便局長、職員、定員が適時変えられているのかどうか、そういうことについてちょっとお尋ねをさせていただきます。

○魚津政府委員 私ども定員の配置というのは、仕事の量、端的に言いますと郵便物数の量に基づいた労働力の配置ということが基本でございますので、ただいま御説明を申し上げました過密化

というところには増の要因があるわけでございます。すし、過疎化の地域においては減の要因があるわけでございますので、その増減を適正に調整する必要があると思います。私も、これを定員調整と称しているわけでございますが、その定員調整をできるだけ実態に即して正確に早くやりたいということが私たちの念願でございます。それで、昭和五十年から五十四年度の定員調整の措置したものを具体的にちょっと数字で御紹介させていただきますが、内務で四百九十人、外務で七百四十人、計一千二百三十人の定員調整をやったところでございます。

○依田委員 現場の声を伺ってみますと、都市近郊においてはまだ定員が少し不足しているんじゃないか、そしてまた地方都市においては依然として前の定員が残っており、こういうような傾向がある、こういうふうにお聞きしております。いまの局長の御答弁にありましたように、なるべく迅速にその流れを見ながら定員調整をしていただきたい、こう思うわけでありまして、

ところで、都市近郊非常に郵便物が多くなっておるといことで、現場では定員調整がおくれている、そこで非常勤であるとか請負制度、こういう形で補助をしておる、こういうことでございまして、けれども、非常勤、請負の現状はどうなっているのでしょうか。

○魚津政府委員 お答え申し上げます。

大都市及びその近郊地の急激な発展に対処するため、小包配達については一部部外へ委託しております。さらに、団地の郵便配達や郵便の引き受けには、一日のうちでも時間帯によりましてかなりの増減がございます。そこで、ピーク時に必要労働力というようにな点を非常勤職員で雇用している実態がございます。

これをさらにもう少し具体的に申しますと、小包の配達委託は、受託者が約四百人、配達戸数が年間約一千百万戸、これを小包の委託というふうに請負者の方にゆだねているわけでございます。それから団地配達でございますが、実施箇所

が全国で五百三十六団地ございまして、世帯数にいたしまして約九十八万六千世帯ということで、これを非常勤職員、マスコミ的な表現で言いますとママさん配達というふうに称しているわけでございますが、こういった人たちが一千三百人おります。それから、ピーク時に対処する調整的な労働力というふうなことで約二千五百人をお願いをしている、こういったのが実情でございます。

○依田委員 請負、非常勤、これの人員費というのは全体で見ても何%になっておるのでございましょうか。

○魚津政府委員 まことに申しわけございませんが、直ちに答える資料を持ち合わせておりませんので、後刻御報告をいたしたいと存じます。

○依田委員 これから、定員の問題もそうでございますけれども、なるべく能率的、合理的にこの郵便事業をやっていたかなければならぬわけでありまして、そういう意味で郵政審議会の答申の中にもございまして、一日二回の配達、これを一回にしたらどうか、こういう提案がなされておるわけでありまして。

〔委員長退席、煙委員長代理着席〕

先般も何か所か決めて試みに行う、こういうことを郵政省の方で発表されておりますけれども、生活状態がだんだん変わりまして、都会においては共かせぎの世帯なども多くなっておりまして、普通の一般の御家庭では一日二回郵便物を受けなくてもそう不自由はないんじゃないか。それはビジネス街とかそういうところは違いますが、それ以外のところは原則として一日一回でよろしいんじゃないか、こう思うわけでありましてけれども、現在一日二回配達をしている区域というのはどういふところなのか、そしてまたこれを一回になさるの、試行といいますが、試みに行う地区をお決めになりましたけれども、全体的にこれを一回にする御計画はいつごろまでにおやりになるのでしょうか。

○魚津政府委員 配達一度化の問題、これはもう先生御承知のところでございますが、郵政審議会

の答申でも御提言をいたしておるわけでございますが、そういう一度化の施策をとるといふ私たちの基本的な考え方といたしまして、一つは、本当に二度のニーズがあるかどうか、そういう問題もございまして。それから、現在二度配達しているのを午前中に配達するのを一号便と称しておりますが、私どもの運送便の実態からいいますと、おおよそ一号便で配達するのは八三%くらいでございます。二号便で七%くらいという極端なアンバランスも出ているという辺と、それから効率化、合理化という施策にも役立てたいということから、私も、関係の地元の皆様、それから関係の職員によって組織されている労働組合というふうなところとそれぞれ話をしながら試行してみたいということが現状でございまして、現在全国で郵便の集配区画というのは約五万区ございまして、五万区のうち四六%が二度地でございます。区数にいたしまして二万三千区ということで数えておるわけでございますが、そういうようなところを、今後試行の結果を見ながら、特段の問題がないというふうな社会的な条件が整うとすれば、私も将来的には一度地にしてまいりたいという気持ちで、いまだ来年の春を目途にその試行のための準備をしているのが現状でございます。

○依田委員 現状から言えば、一日一回でいいとわれわれはこう思っておりますので、ひとつなるべく早く試行を終えられて実施に移らせていただければと、こういうふうに思うわけでありまして。ところで、諸外国の郵便料金を比較しているのを拝見させていただきますと、大体先進国は六十円から七十円ぐらいが普通でありまして、アメリカだけが非常に安い、こういう表が出ておるわけでありまして、聞くとここに理由があると、アメリカは補助金、助成といいますが、そういう金が出ておって安くなっておるんだと聞いておるのであります。しかし一説には、われわれが通信委員会の派遣でアメリカへ行きまして向こうの当局者からいろいろ話を聞きましたときに、やはり機械化、自動化、これがその大きな原因であ

る、こういうふうに答えられておったわけでありまして。それに比較しまして、いまの日本の郵便事業の中でどの程度機械化が行われておるのかどうか、大略お知らせをいただきたいと思うのです。

○魚津政府委員 機械化の現状ということでございますが、まず、郵便番号制に伴う自動読取区分別の導入というものが四十年代最大の機械の導入であったと存じます。それから、局内作業の搬送設備とわれわれは申し上げておりますが、その搬送設備における機械化という分野もございまして。それから、集中処理局をつくりまして、その中で効率的に大量な作業が可能になるような機械も入りました。それから、外務作業における機動力という観点で、モーターバイクでございましてとかあるいは四輪というふうなものも入りました。

そういうことで今日まで機械化、それを通じて合理化、効率化という施策を進めてまいりましたわけでございますが、今後においてもこの配備機械類のより効率的な運用と改良に努めまして、そして中規模局に適した小型の郵便番号自動読取区分機等の導入、それからバーコード方式、白黒によってある一つの記号をつくりまして、その記号がある数字をあらわす、あるいはアルファベットを表現する、そういうものを読み取るというかつこうで省力化の機械が出てまいっておりますが、それをバーコード方式と言っておりますが、そういうあるいは音声によって郵便物のための機械化、あるいは音声によって郵便物を区分する。とりわけいま考えておりますのは、小包郵便物の処理をする、いままで手で打鍵をしたものを、音声で区分をするというふうなかなり効率的な機械を、実際に使えるように今日実験を続けているわけでございます。

機械化という観点からすると、大体そういう施策を進めていこうと存じます。

○依田委員 細かいことでありますけれども、その自動読取区分機、これが、聞くとここによりまして、印刷の番号と手書きの番号を同時に読み取れない。同じ機械でスイッチを切りかえることに

よって別々には読み取れるんだそうですが、同時に手書きと印刷物の番号を読み取れない、こういうふうに聞いておりますが、そうなんですか。

○魚津政府委員 お答え申し上げます。

現状においてはスイッチを使って、印刷による番号表示、それから手書きの表示というものを同時に区分ができないということでございますけれども、今日、同時に手書きのものも印刷によるものも読み取れる機械というものの使用というものにめどが付きまして、本年度末には配備できるものというふうに考えております。

○依田委員 機械化と同時に、やはり合理化の大事な部分は輸送システムといいますが、そういうものの改善はないか、こう思うのであります。

輸送システムと申しまして、バイクとかそういう意味じゃなくて、物流、普通の商品ですとトラックターミナルであるとか物流センターであるとか、そういうところが最近非常に多くなってきた、物の流れを合理化しておるわけでありまして。そういう意味では、郵便の流れというのはやはりどこで差し立てをするか、これじゃないかというのであります。中央郵便局などはどちらかというと場所的にもう拡張の余地がないわけでありまして、ああいうところは窓口サービス専門の局にいたしました、差し立ては広いところを郊外なりにつくりまして、そこへ集めて、そこでやるのが合理的じゃないか、こういうふうに思うわけでありまして。晴海にそういうものができておると聞いておりますけれども、もっと全国的な規模でそういう差し立ての局の統廃合というものを考えていただければと思うのであります。その点いかがでしょうか。

○魚津政府委員 現状におきまして、東京にはそういった趣旨のシステムというものが晴海の集中局、それから南部、北部の集中局、さらに国際郵便局というものがそういった観点からの施策として打ち出されたものでございまして、そのほかに大阪にも小包集中処理局、それから近い時期

によって別々には読み取れるんだそうですが、同時に手書きと印刷物の番号を読み取れない、こういうふうに聞いておりますが、そうなんですか。

やはり高学歴化社会になってまいったとか、あるいは就職状況いろいろやさしくはないというようなことが原因であるのでございましょうか、先生おっしゃいますように、大学あるいは短大卒業生の皆さんが、あるいはそれが卒業見込みの者が受験にお越しになるという者も数がふえてまいりまして、こゝへ準備をいたしました数字は、五十四年度中の数字ではございますが、郵政職員採用試験の乙を中心とするものでございますが、全体で五十四年度につきましては応募人員が三万六千

八百十九人のうち、大学卒業もしくはこれが見込
みの者九千五百四十四人でございまして、二五・
九％というような高い数字になっております。

しからば、応募状況がこんなであるが、実際の採用者はどうであろうか。採用者につきましてはつまびらかな数字がないのでございますが、試験を受けた、その結果合格をいたした者の数三千四百七十三名中、大学卒業もしくはこれが見込みの者が九百六十一名でございます。パーセントは二七・七、こんなふうになっているわけでございます。ただ、合格をいたしても、実際には郵政部内に就職されない、民間さんに行かれるなどというようなケースもございますので、採用者の数はこれよりも幾らか少ないのではないかと。しかしながら、やはりパーセントとしてはある程度高い数字になっている、こんなふうに把握をいたしておるところでございます。

○依田委員　まだ現在は採用されてそう間もないわけでありますから、それぞれの職場に意欲を持ってお働きになつていらつしやると確信しておるのでありますが、やはりこの職員間の異動というのは非常にむづかしい。つまり外務員で応募された方は外務員、こういう形になつておるわけでありますから、やがて数年後にいろいろ職場に対する不満、つまり高学歴のために持つ不満というのが出てくるのではないか、こう思うわけでもあります。そこで、この将来に備えて部内での異動あるいは昇進などについて、そういう事態を予想していろいろ適切な手が打たれておるのかどうか、その辺についてお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

○岡野政府委員　その大学卒業生としての外務職員に限りませんが、外務職員としていろいろな希望を持つ、あるいは勤勞意欲を發揮をしていただけるいろいろな方便があるかと思うわけでございますが、一つ昇進の面でどうであるかという面からのみ取り上げてみるといたしますならば、外務員であつてもやはりその中間職制というような意味合いにおきまして主任制度あるいは班長制度――

これはちよつとニュアンスが違いますけれども班長制度、それから主事制度などという職制があるわけでございます。これらにそれぞれ任用、登用されるというような諸君は非常に数も多いわけでございます。それからまた、郵便外務員以外の分野において大いに仕事をいたしたいと言います諸君につきましては、転用試験と申します試験がございまして、一定の試験を内部的に受けました結果、これに合格をいたしました段階では内務職員の方に配置がえになるというような仕組みもございます。あるいはまた、昇進とは必ずしも直接結びつかないわけでございますが、部内にはもろもろの研修制度がございまして、いわく中等部研修あるいは高等部一科、二科の研修、あるいは専門部あるいは郵政大学校本科などというもろもろの訓練制度があるわけでございますが、これはやはり公に、外務員、内務員を問わず門戸を開放して広く受験をいただけるようにというような構えをとっておりますので、そういう道におのれが力を発揮をするというような諸君も多からう、こんなふうに通つております。

しかれば、實際いま管理者の中で外務職としての経験を待つ管理者がどのくらいの数があるであろうか。これは郵政局の課長以下あるいは郵便局の局長、次長あるいは課長といえますようなポストにある者の数でございますが、全体で千百五十人が外務職出身の郵政部内管理者であるというようなことから見ましても、一応その努力のいかんによりましては門戸は開かれておるといふうにいまのところ理解をしているところでございます。

○依田委員　郵政事業は人に頼るところ大でありますし、一人一人が勤勞意欲を持って働けることが大事だろう、こう思うわけであります。そういう意味で労働組合との話し合い、これが一番大事になるわけでありますけれども、民間においてはよく経営協議会、こういう形のものがあるわけでありますが、郵政省においてはこういうものがあるのかどうか。あるいはまた職員側の提案という

ものがスムーズにいろいろ仕組みに生かされてお
るのかどうか、その辺のことについてお伺いをさ
せていただきたいと思います。

○岡野政府委員 先ほど先生、郵政審議会の答申の中にもこんな表現があるというお話があつたわけでございますが、私も記憶をいたしております中でも、五十四年の十二月十一日の郵政審議会の答申の中で「適切な職員管理と安定した労使関係の確立」これがすべからくその業務の正常な運行を図るための要諦になるというようなお言葉もありましたりなどしまして、これを体しまして私どもいろいろの努力を積み重ねてるところでございますが、その一つは、先ほどもお話をいたした

ましたように、何はさておいて労働組合の諸君と
いろいろな労働条件をめぐる問題についてざっく
ばらんな話し合いを十分詰めていくということが
一番の道となるのではないかとというような意味合
いでいろいろ努力をしているところでございます
が、そのほかにはまだ労使協議制というほどのも
のにまでいっているか否か、この労使協議制につ
きましては、言いますならば協議決定権まで持つ

というふうないろいろ欧米のシステムもありますものですから、そこまではいいっていないのでございますが、大体年に四回ぐらゐの労使双方の幹部が郵政事業労使懇話会というふうな名のもとに、たとえば郵便貯金の金利の問題でありますとか郵便財政の問題でありますとか等々につきまして意見の交換をする場というふうなものも満足にいたしているところでございますし、それから、先生のお言葉にもございました職員を対象としますところの提案制度でございますが、これは郵政省いささか誇りにしているところでもございますが、おかげさまでその事業経営に取り入れることができて、そのような提案も相当上がってきておりまして、それらを含めまして大体年間で、昨五十四年度におきましては三万七千件の提案が上ってきております。郵政部内職員三十一万余でございますが、三万七千といえますと相当皆様が意欲的に応募をしてきてくれているという数字になっているのでは

ないかなという感じを持っているところでございます。中には非常に優秀なものがございますので、これらにつきましては逋信記念日の大臣表彰というようなものを差し上げることによりましていささかのお報いをするというような、あれやこれやの施策を講じているところでございます。

○依田委員　話題は変わりまして、例の小包の話になりますけれども、先般小包の料金が上がりましてから、一部に民間の宅急便、宅送便などへの乗りかえがふえておる、こういう現象を聞くわけでありまして、この値上げ後に際立ったさういふ現象が出ておるのかどうか、伺わせていただきます。

○魚津政府委員 小包の料金改正は、御案内のとおり十月一日からやらせていただいていたわけでございしますが、その後の影響を全国的に、しかも正確に把握するという調査はまだ済ませておりません。ただ、私ども料金改正後の小包の物数の増減減というものに非常に関心を持っていることは事実でございます。全国の主要局六十六局を抽出いたしまして十月一日から十一月までの間調べてみ

ましたところが、前年同期に比べまして約三分の二減という結果が出ているわけでございます。ただ、この三分の二というのが全国の実態を推しはかかると合理的な数字であるかどうかという点については、私はいささか疑問も持っているわけでございます。と申しますのは、その六十六局でも局によってずいぶんアンバラのある数値が出ているというところと、それから九月の終わりに約一週間、前年の物数と比較してみましたら、これはまた八三分の二程度増加をいたしております。つまり、料金値上げとの関連で、私たち俗に駆け込みというような言い方をしておりますが、駆け込みの利用という実態があったということになりますれば、いましばらく時間をかしていただきましてその事態を調査いたしたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○依田委員　今回の値上げ後まだ日時が少ないわけでございますから、その実情についてなかなかわ

1982 年 6 月 28 日

調査ができない、これはもつともなことだと思ふのであります。しかし、前回の値上げ後の動向を見ておれば大体推測はつくわけでありまして、そういう意味で先ほど同僚議員からいろいろ質問がありまして、それに対して局長は、民間のサービスなどで字ぶきものを取り入れてやっていきたい、こういうお話だったのでございますが、無理をしてこの小包部門で民間と競争をするよりは、国鉄の赤字路線の切り離しの論と同じであります

が、なるべくこういうものは民間へ移譲したかどうか。なるべく官業部門を縮小するというのが私たちの政党的趣旨でありますので、そういう意味からしても競争、太刀打ちできないようなものは民間へ移譲させたらどうか、こういうふうな考えでおるのであります、この点はいかがでしようか。

○魚津府委員 小包が民間との競合ということから、それに押されて一層赤字をふやしているのではないかとこの観点から、小包民間移管論というふうなことも私も議論として伺うことがございます。しかしながら、私も実態を承知しているところによりますと、民間の運送業者にカバールされているエリアというのは、全国の市町村で言いますとわずかに三四％程度であるという実態でございます。したがって、六十数％というものはもっぱら郵政省の小包という形によって送達される、またそれ以外の手だてがないような地域でございまして、赤字の原因である、また都会地において押されているということから小包を民間に移管することは実態にもそぐわないし、郵政事業の公共性という点からは、国民の御支持はとも得られないことだというふうに思っております。

ただ、小包の民間移管であるとか特殊な郵便物を全体として移管をするということについては、それぞれ郵政省が歴史的なものであるいは今日の合理的な必要性がある中でやっているわけでございますので、そういう観点ではなくて、事業運営の合理化、効率化という観点から、郵便物の移送あるいは山間地等における個人請負による配達、

あるいは小包郵便の配達など、郵便物の部分的なあるいは作業工程の部分的なものについては民間に委託をしていくということで進めてまいりたい、かように思う次第でございます。

○依田委員 外国においては、こういう郵政事業に当たるようなものの中で民間に委託しておるものはあるのでしょうか。

○魚津府委員 私、詳細承知はしていませんが、度々郵便の使命を保持しながら民間委託が行われているというふうな理解をしているところでございます。

○依田委員 時間がございませんで法定制緩和の問題に触れさせていただきたい、こう思うのであります。

財政法三条にも、事実上国の独占に属する事業については云々、こうあるわけでありまして、五十二年の国鉄の法定制緩和のときの国会の御議論をいろいろ見ておきますと、たとえば政府委員の答弁の中に、国鉄のように財政法制定当時比べまして独占度が著しく低下しているような事態に就いて、その決め方、その基つき方というのはおのづから差異がある、こういうふうな、つまり独占性というのを非常に強調いたしまして、そういう意味で国鉄は独占からだんだん事態が変わつておるので緩和をしたい、こういう議論がなされておるわけでありまして。

ところで、郵便事業というのは全く独占だろう、こう思うのでありまして、そういう意味では緩和をする論拠が薄いのではないかと思ふのでございまして。

○魚津府委員 お答え申し上げます。

仰せのとおり他人の信書の送達ということとは、郵便法の五条によりまして独占ということで郵政事業が専掌しているわけでございます。考え方といたしますと、自己の信書の問題、それから信書以外の郵便物の問題、それから郵便というものの中における独占論議ではなくて、要するに社会的

な生活の中におけるコミュニケーションの中に占める郵便の果たしている割合、その割合の低下という点から注目して見る。さらにまた、何回か御答弁申し上げているわけでございますが、郵便料金の持つ国民生活への影響というような点をわれわれ考えまして御提案をさせていただいた次第でございます。

○依田委員 この議論は前回にもいろいろされておりまして、何度聞きましてもわれわれとしてはなかなか解釈しにくい、こういうふうな思つておるので、水かけ論になりますからあれでございませう、こうなりますと、財政法三条の特例に関する法律の中にいろいろ決められた価格がありますけれども、郵便がこれ外されまゝと残るのは電信電話、こういうことになるわけでありまして。やがてこれも公共性のあれから言へば、独占度の分野から言うとか公共企業体でありまして、郵便が外されるぐらいなら、やがてこれも赤字になったときは当然緩和される、こういうふうな考えておるわけでありまして。そうしますと、この特例に関する法律というのはもう有名無実ということになるのであります、この電信電話についても同じような解釈で、やがて赤字が累積する場合は緩和をする、こういうことですか。

○守住府委員 お答え申し上げます。

電信電話事業につきましては、財政法三条あるいは財政法三条の特例に関する法施行時におきましては国の事業であつたわけでございます。したがって当然に適用があつたわけでございまして、昭和二十七年に公社に移管いたしました財政法、会計法の適用がないということになつたわけでございます。もちろん、一方国鉄、専売の方につきましては、それぞれ国鉄法、専売法の中でこの財政法三条を準用する、こういう規定が入つておるわけでございますが、公社法を制定いたしましたときはその準用規定が入っていないわけでございまして。しかし、その三条の精神に照らしまして電話料金の基本的なものにつきましては法定、こういうことになつておるわけでございまして、

いづれにいたしましても、現在電話料金等の問題では通話料の遠近格差という問題が大きく検討課題になつておりまして、この法定制の問題は現在検討はいたしていないところでございます。

○依田委員 現在は検討されてないということですが、いづれこれは簡単に外される、緩和される、こういうことではないかというふうなわれわれは解釈するわけであります。

どうもこの法定制を緩和する政府側のいろいろな議論に、赤字がたまって大幅に上げるよりも、弾力的に適時適切に料金を値上げする方が合理的だという思想が貫かれておるのではないかと、こういうふうな思ふわけでありまして。そうすると、どうしてもやはり三年ごとの大幅よりも毎年小幅にという議論が成り立たなくもないわけでありましてけれども、今度の郵便法の改正の中には、郵便事業の損益計算書が赤字あるいは赤字になると見込まれるとき、こういうふうな書いてあるわけでありまして。それから出されております損益計算書を見ますと、五十八年度に赤字になる、こういうふうに出ているわけでありまして。そうしますと、その間はやらぬ、そして五十八年にもう一度値上げをやる、こういうことではないでしょうか。

○魚津府委員 御提案申し上げている料金値上げの経営的な考え方ということで私も持っておりますのは、五十五年度、六年度、七年度それぞれ単年度において赤字を出さないということを目指しながら料金改正案を御審議願つていたところでございます。してみますと、単年度で赤字が出なかつたというところになりますれば、料金の法定緩和という仕組みからいいたしまして、仮にやろうとしても法律的にはできないということになるわけでございまして、私どもの考え方、またわれわれの気持ちといたしまして、そういう時期までやらないという気持ちで現在いるわけでござい

す。

○依田委員 確認させていただきますが、これは見込みの計算でありますから、途中から物価とか

賃金とか、いろいろそういう問題の趨勢いかんによつてはこの数字は変わるわけですが、しかしこの数字どおりにいけば五十八年まではやらない、こういうことですね。

○魚津政府委員 法制的にもまた私たちの意欲といたしまして、そのように御理解願つて結構だと存じます。

○依田委員 緩和をされますと郵政大臣が郵政審議会に諮問した上省令で、こういうことになるわけです。ところで、これが大事になるわけでありまして、この郵政審議会の人選というのは学識経験者あるいは郵貯の利益代表者、簡保郵便年金の契約者の利益代表者、こういうふうにあるわけですが、後者の方の二つ、郵貯と簡保年金、こういうもののこれから選ばれる人の具体的な人選方法というのはどういうふうにされているのか、つまり地方の郵政局なりそういうところから推薦をしてお決めになっておるのか、何かそのほかの選ぶ方法をおとりになっておるのか。

○奥田政府委員 郵政審議会の委員につきましては、たびたびお答え申し上げておりますとおりなるべく広く各界の意見が反映されるようにということで人選をいたしているわけですが、具体的な人選の手続といたしましては特に地方郵政局等からの推薦とかそういうルールは定めておりませんで、主として本省の目で広く各界の有識者の方々、特に郵政事業に関心を持って御発言になっておられる方々というふうな方を選びましてお願いをしているというのが大体の状況でございます。

○依田委員 現在のメンバー、私一覽表を持っておりますから存じ上げませんが、中にいわゆる銀行、金融関係あるいは生保、そういうところからの学識経験者もいらっしゃるのでしょうか。

○奥田政府委員 郵政審議会に対するこれまでの考え方といたしまして、たとえば米価審議会のように生産者代表あるいは消費者代表云々というふうな三者構成そのほかのそういった明確な考え方は持っておりませんで、広く郵政事業に関心をお持ちの方あるいは郵政事業の利用者の方ということで一般的な選び方をしております。したがって、特に銀行あるいは保険業界といった業界の利益を代表される方というふうな形で人選をしているわけではございません。しかしながら、各界の意見を代表する方々をお願いするという意味合いにおきまして、経済界において企業経営の手腕、経験をお積みになった方というふうな方も委員をお願いをしているわけでございます。そういった見地から、金融機関等の働きになった方あるいは現に金融機関の経営の責めにあられる方というふうな方が郵政審議会の委員になられたことが過去においてございましたし、同じ意味合いにおいて今後においてもあり得るのではなからうかというふうに考えております。

○依田委員 これからいろいろ、国鉄の方もそうでありまして郵便の方もそうですけれども、審議会の諮問を経て大臣が省令で決める、こういうことでありますが、そうすると審議会自体のあり方というものは、これは郵政審議会だけじゃなくてすべてに共通することでありまして、この辺の人選についていろいろ問題が出てくるんじゃないだろうか。本日に国民の世論といひますか——いまは特別に消費者とかそういうものは勘案してないというお話ですが、逆に言えば、そういうものを勘案して人選をいたしたかなければならないんじゃないか、こういうふうに思うわけがあります。

ところで、最後に、時間がありませんので一問だけやらせていただきますけれども、今度の値上げの家計における負担はどの程度になるのか、あるいは消費者物価への影響度は何%になるのか、それだけ何かわせていただきたいと思ひます。

○魚津政府委員 今回の料金改定が当初の予定どおり十月一日から行われるというふうに前提をとりまして計算いたしますと、家計に与える負担増は小さい、つき合費からも郵便料として支出されると見込まれるものを含めると、五十五年度に

おいて一世帯一カ月当たり約百円の負担増になるものと見込まれております。それから消費者物価指数に及ぼす影響は、年度平均で約〇・〇四%程度と見込んでおります。

○依田委員 以上で終わります。

○佐藤委員長 依田実君の質疑は終わりました。

次回は、明二十三日木曜日午後零時五十分理事會、一時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後六時一分散會